



大町市 緑の基本計画

『豊かな緑の恵みが織りなす
緑彩都市』の実現に向けて



令和4年4月
大町市

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 はじめに.....	1
2 計画の目的.....	1
3 計画の位置付けと期間.....	2
4 計画の対象区域.....	3
5 緑の役割と機能.....	3
6 対象とする緑.....	4
第2章 大町市の緑の現状	5
1 大町市の緑の概況.....	5
2 大町市における取組.....	21
3 住民意向調査.....	26
第3章 緑の課題と今後の方向性	31
1 大町市の緑が抱える課題.....	31
2 今後の方向性.....	33
第4章 緑の将来像と基本方針	34
1 緑の将来像.....	34
2 基本方針.....	35
第5章 実現のための具体的な取組	38
1 エリア別の取組.....	38
2 地区別の取組.....	39
3 重点的な取組を行う区域.....	52
第6章 計画の推進体制と進捗管理	56
1 推進体制.....	56
2 進捗管理.....	56
3 計画の目標.....	57
資料編	60
1 エリア別の具体的な取組.....	60
2 計画策定の経過.....	67
3 策定体制.....	69
4 用語集.....	71

第1章 計画の基本事項

1 はじめに

大町市は、標高 3,000m 級の高峰が連なる雄大な北アルプスを背景に、高瀬川、農具川などの清冽な水が豊かに流れる河川、多様な森林が広がる里山や田園・市街地からなる緑豊かなまちです。

これらの自然や先人たちのたゆまぬ努力によってつくられてきた緑は、私たち大町市民が安心して、また快適に暮らしていく上での重要な要素となっています。

これらの緑は、何もしなくてもそのままの姿でずっとあり続けるものではありません。人の手が加わった緑は、人が関わり続ける必要があります。

大切な大町市の緑を守り育み、将来に引き継いでいくための計画として、大町市では「緑の基本計画」を策定し、緑の保全と緑化の推進に積極的に取り組みます。

2 計画の目的

「緑の基本計画」は、緑地の適正な保全及び緑化の推進に係る取組を総合的かつ計画的に実施するために、市町村が定める計画です。都市緑地法第4条に基づき定めるものであり、概ね次の内容を定めるものとされています。

【緑の基本計画に定める事項】都市緑地法第4条による

- ①緑地の保全及び緑化の目標
- ②緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- ③都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

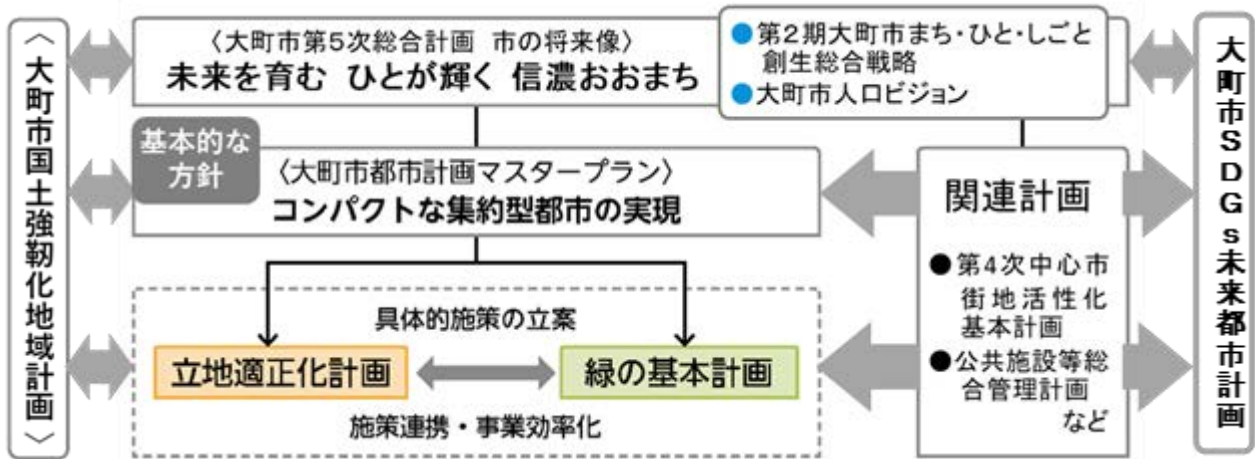
緑の基本計画はこれらの事項を定めることによって、市民及び事業者の理解と協力を得ながら、良好な都市環境の形成を図り、市民の健康で文化的な都市生活を確保することを目的としています。

3 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、「大町市第5次総合計画」及び「大町市都市計画マスタープラン」における緑に関する方針を具体化する計画として位置付けられます。

また、「第2期大町市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「大町市SDGs未来都市計画」等の関連計画との整合を図ります。



「緑の基本計画」の位置付け

分野	計画の名称	計画の対象範囲	計画で定めること	計画期間					
				R4~R8 (2022~2026年)	R9~R13 (2027~2031年)	R14~R18 (2032~2036年)	R19~R23 (2037~2041年)	R24 (2042年)	
行政全般	総合計画	基本構想	<ul style="list-style-type: none"> 行政運営の指針 全分野の施策を体系化 	第5次		第6次		第7次	
	基本計画	市全域		後期計画	前期計画	後期計画	前期計画	後期計画	
	SDGs未来都市計画	市全域	<ul style="list-style-type: none"> 2030年のあるべき姿 自治体SDGs推進の取組 	目標年 R12(2030年)					
	まち・ひと・しごと創生総合戦略	市全域	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少の克服に向けた基本目標や施策の基本的な方向、具体的な施策 	第2期	目標年 R6(2024年)				
公共施設	公共施設等総合管理計画	市全域	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の総合的・計画的な管理の基本方針 		目標年 R8(2026年)				
防災	国土強靱化地域計画	市全域	<ul style="list-style-type: none"> 災害リスクの把握、脆弱性評価、取組方針 		目標年 R8(2026年)				
都市計画	都市計画マスタープラン (R4見直し予定) ※見直し後の計画期間を掲載	市全域	<ul style="list-style-type: none"> 都市づくりの基本的な指針 全体構想(基本理念・将来都市構造・分野別構想) 地区別構想 	反映	目標年 R24(2042年)				
	立地適正化計画	都市計画区域内	<ul style="list-style-type: none"> コンパクト+ネットワークの方針 誘導区域等の設定 	社会・経済情勢を踏まえ概ね5年ごとに見直し					
	緑の基本計画	市全域	<ul style="list-style-type: none"> 緑の将来像 実現のための取組 	目標年 R24(2042年)					

計画期間の対応関係

※目標年については、年度単位

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和4(2022)年度を始期として、20年後の令和24(2042)年度までとします。ただし、上位・関連計画等の改定、国や県の緑に関する施策の変更、今後の本市を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、原則的には都市計画区域内となり、緑化の推進等の取組については都市計画区域内を対象とします。ただし、本市では都市計画区域外にも集落・田園が広がり、森林・河川など緑は連続して存在していることから、緑の保全等の取組は市全域を対象区域とします。

5 緑の役割と機能

大町市の緑は、豊かな水を育む大事な役割を担っていますが、緑にはこの他にも多くの役割と機能があります。主な機能は「環境調節・緩和」「災害防止」「景観形成」「健康・レクリエーション」の4つです。これらの機能は自然としての緑に元々備わっているものですが、適切な維持管理を行うことによりその機能の効果を高めたり、特定の緑に複数の機能を持たせたりすることができます。

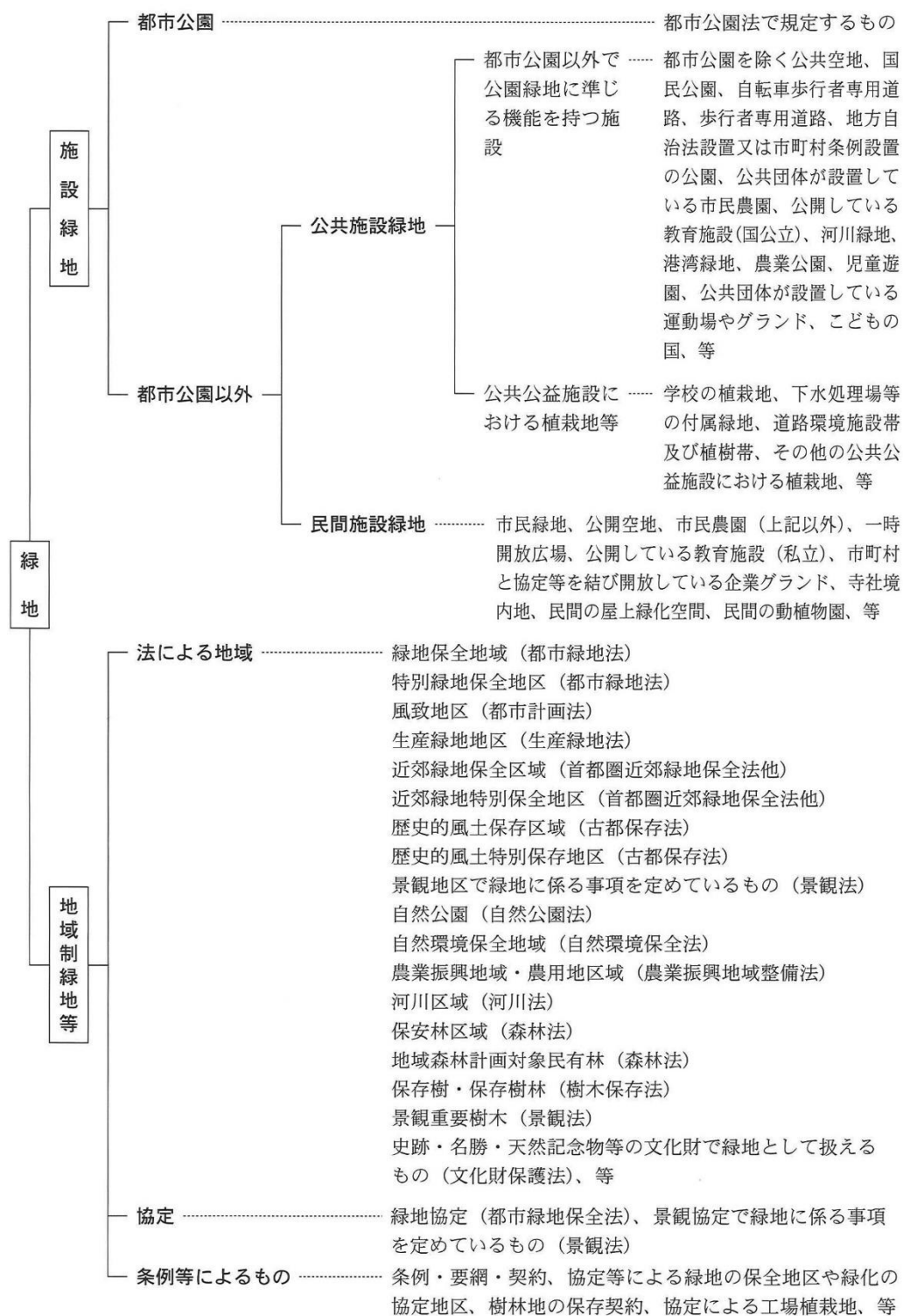


緑の主な役割と機能

6 対象とする緑

本計画で対象とする「緑」とは、単に草花や樹木、森林などの植物を指すのではなく、それらを含む周辺の土地や空間を含めたものとします。具体的には、公園・緑地・広場、街路樹・沿道植栽、農地、森林、湿原、河川などの緑を広く対象とします。

なお、緑地の分類は以下の区分とします。



緑地の分類

出典：「新編 緑の基本計画ハンドブック」平成 19（2007）年

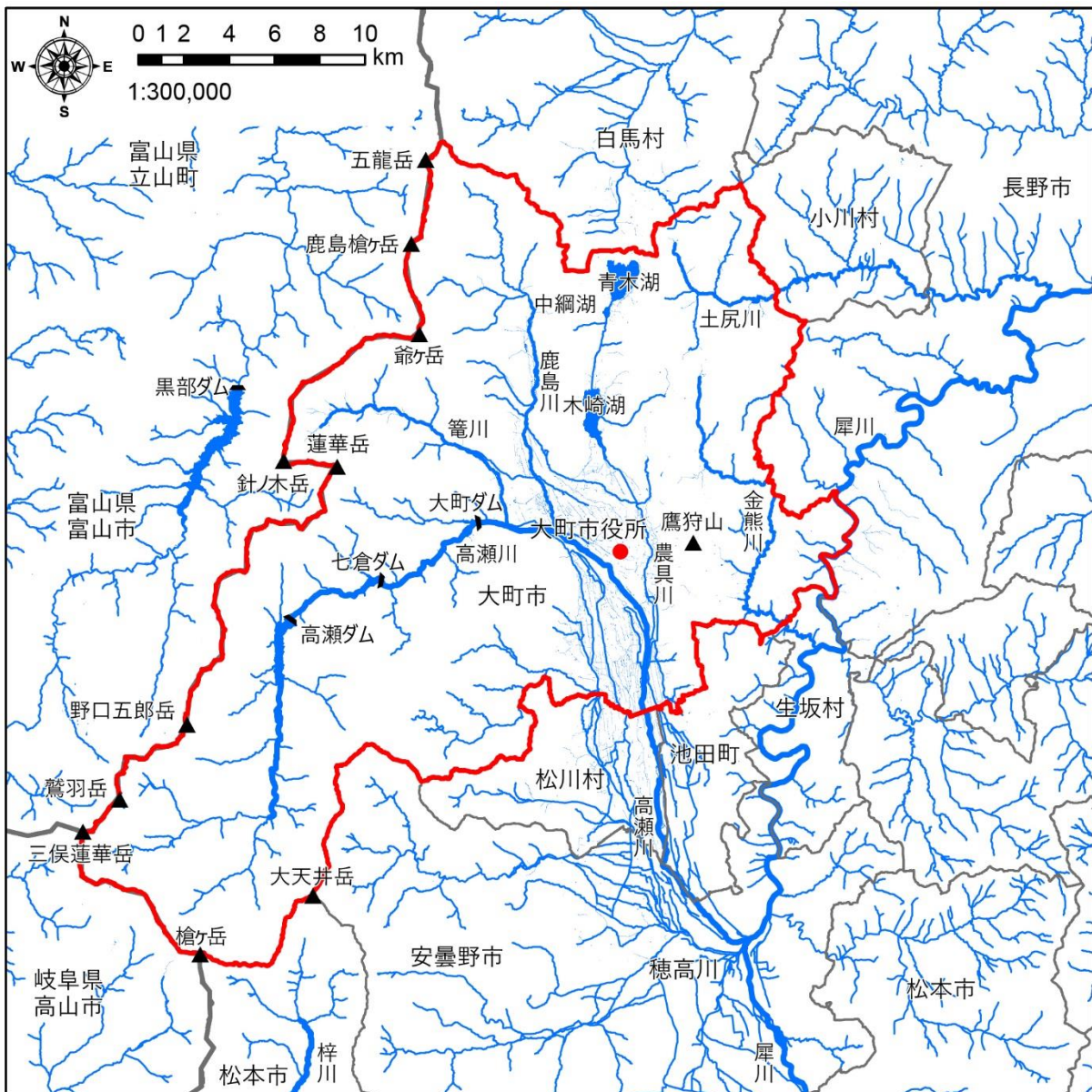
② 水系

大町市は、わが国最長の川である信濃川の最上流に当たる地域の一つです。信濃川を遡ると、新潟県から長野県に入って千曲川と名前を変え、長野市内で大きな支流である犀川が合流しています。

犀川を遡ると、安曇野市明科で高瀬川が合流します。高瀬川を遡ると大町市に到達します。高瀬川には農具川、鹿島川、箆川などの大きな支流が合流しています。また、高瀬川上流には大町ダム、七倉ダム、高瀬ダムの3つの大きなダムがあり、発電や利水のために利用されています。高瀬川をさらに遡ると槍ヶ岳に到達します。槍ヶ岳の北側に降った雨は高瀬川へ、南側に降った雨は梓川へとそれぞれ流れ下り、やがて犀川へと合流しています。

農具川の上流には青木湖、中綱湖、木崎湖の仁科三湖があり、湖畔では旧石器時代からの生活の跡もみられ、古くから人々が生活していた様子がうかがえます。

八坂地区・美麻地区南部は金熊川が、美麻地区北部は土尻川がそれぞれ流れ、いずれも犀川へと合流しています。

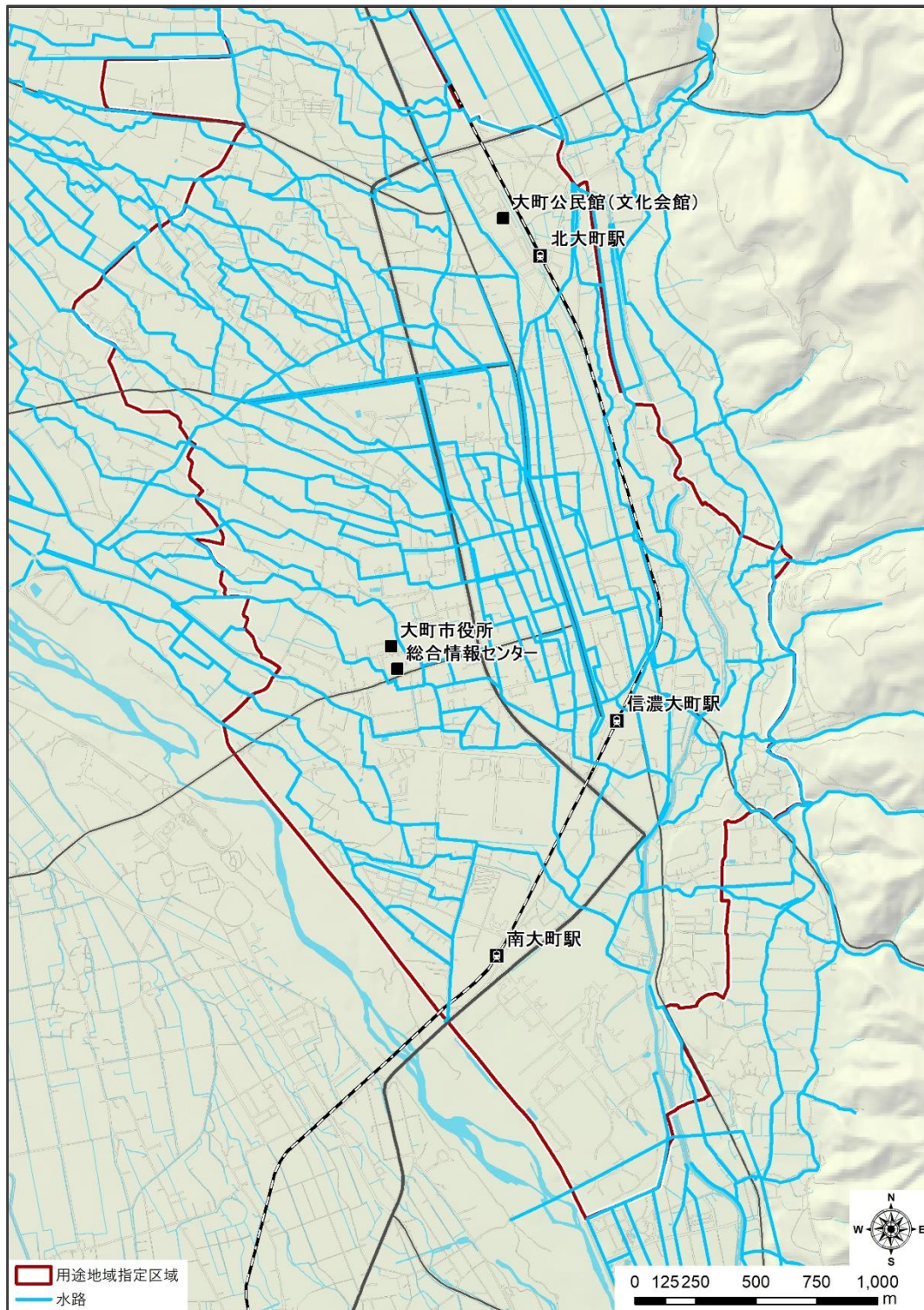


大町市とその周辺の水系

出典：国土数値情報、基盤地図情報（国土地理院）

第2章 大町市の緑の現状

また、大町市の平地部には、東西に連なる山々からの水が集まっています。高瀬川と農具川に挟まれた平地部に成立している市街地にも、水路が網目状に流れています。市街地中心部では水路の多くが暗渠となっており、水を直接目にする機会は少ないですが、水が流れる音は各所で聞くことができます。これらの水は緑を形づくる要素としても重要です。



大町市中心部の水系

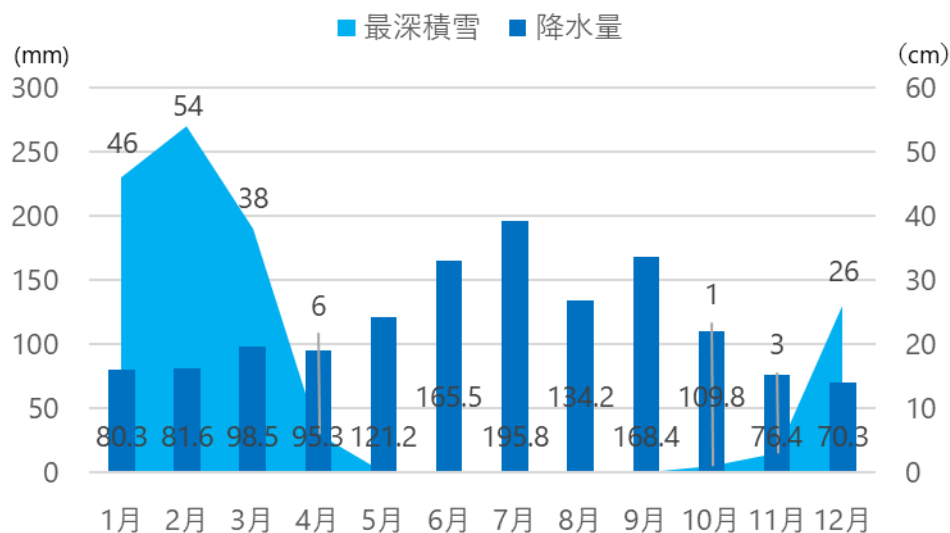
出典：基盤地図情報、大町市資料

(2) 気候・気象

大町市は長野県北西部に位置し、日本海に比較的近いことから、冬季は積雪がある日本海型の気候と比較的降水量が少なく気温の年較差が大きい内陸性の気候の両方を併せ持っています。

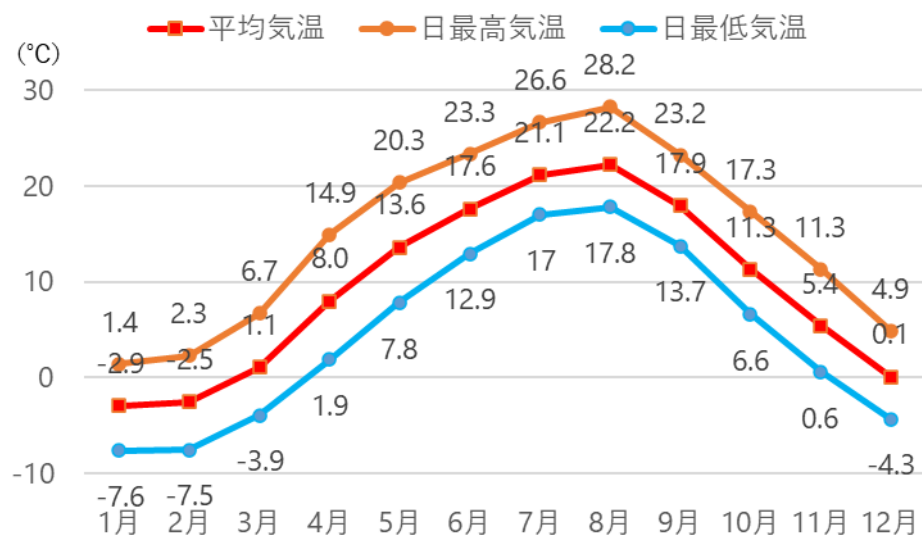
降水量は梅雨期（6～7月）と台風期（9～10月）が多くなっています。また冬季は積雪があり、長野県内の他地域と比較して降水量が多い特徴があります。

年平均気温は9.4℃と、長野県内の他都市と比較して比較的寒冷です。



大町市の降水量・最深積雪の平年値

出典：気象庁観測データ



大町市の気温の平年値

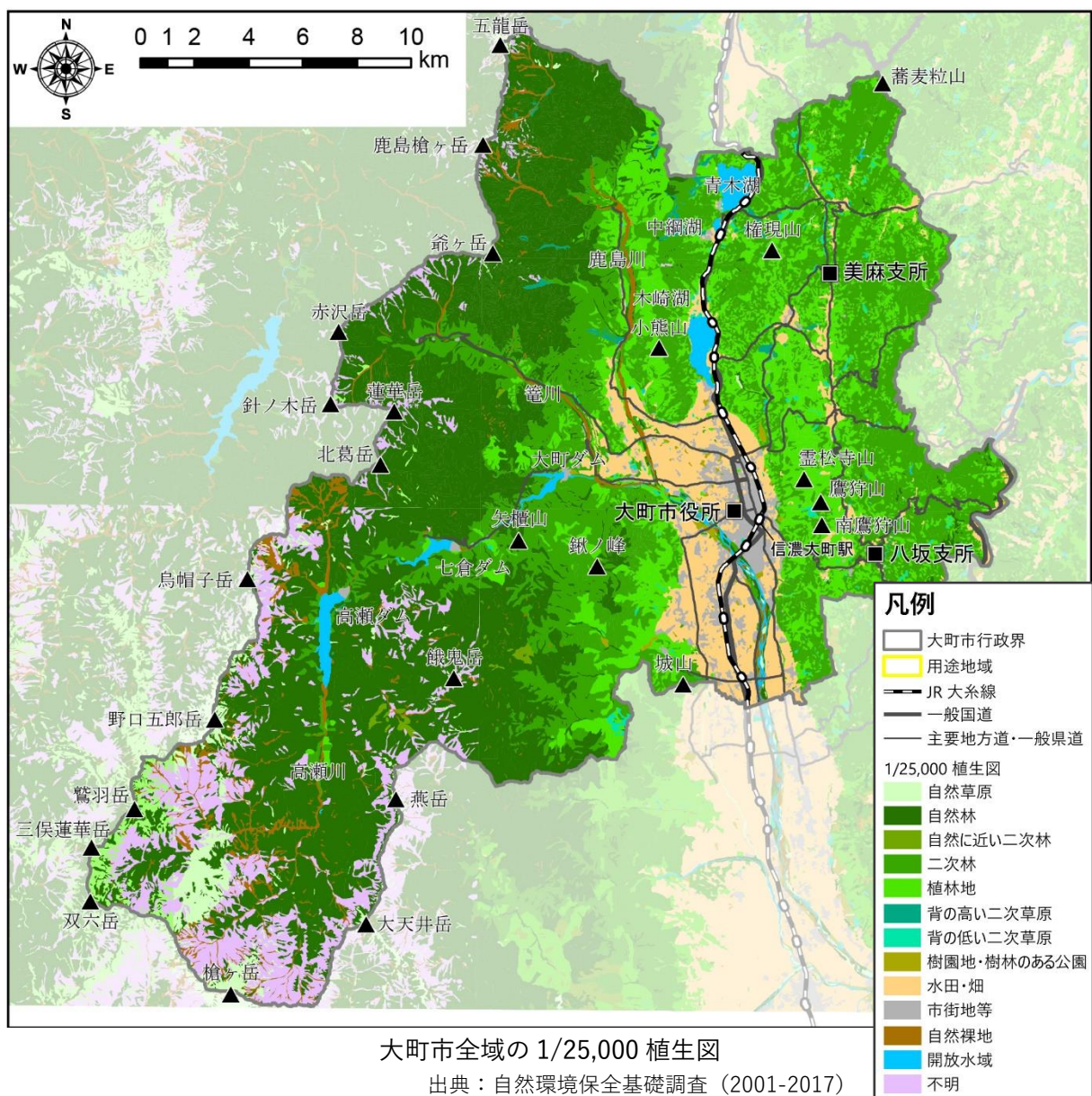
出典：気象庁観測データ

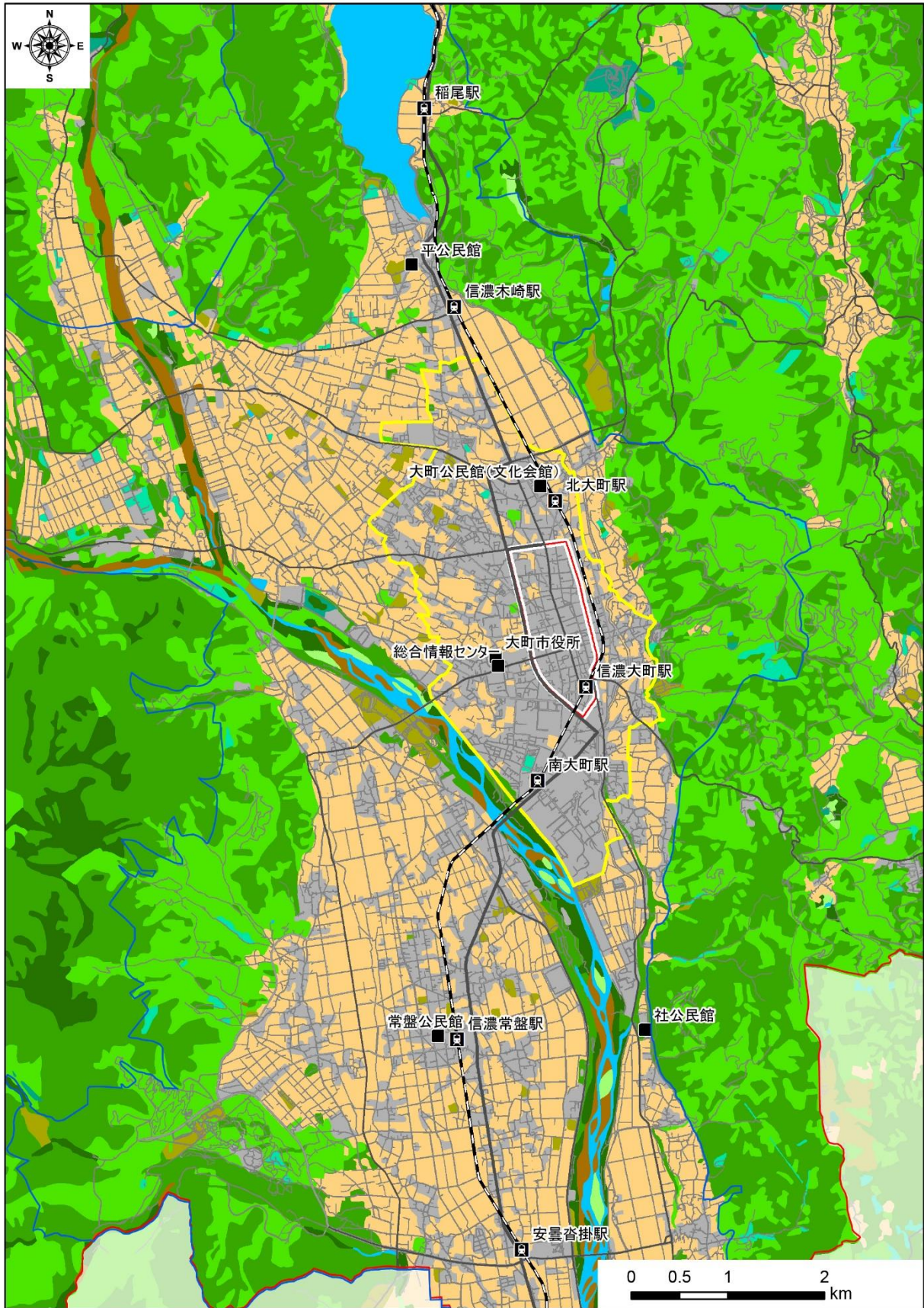
(3) 植生

大町市の植生は、西側の北アルプス、中央の平地部、東側の低山帯でその様相が大きく異なっています。標高も 650m 前後の低地部から 3,000m 級の北アルプスまで高低差が大きく、バラエティに富んだ植生を有しています。

北アルプスは、その大部分が自然林または自然に近い二次林であり、高標高地は高山植生も分布しています。東側の低山帯はその大部分が二次林または植林地となっています。平地部の多くは水田・畑の農地であり、市の中心部や鉄道駅周辺などには市街地が成立しています。

環境省の 1/25,000 植生図による大町市全域の植生図を下図に、大町市中心部の植生図を次ページに示します。





大町市中心部の 1/25,000 植生図

出典：自然環境保全基礎調査（2001-2017）

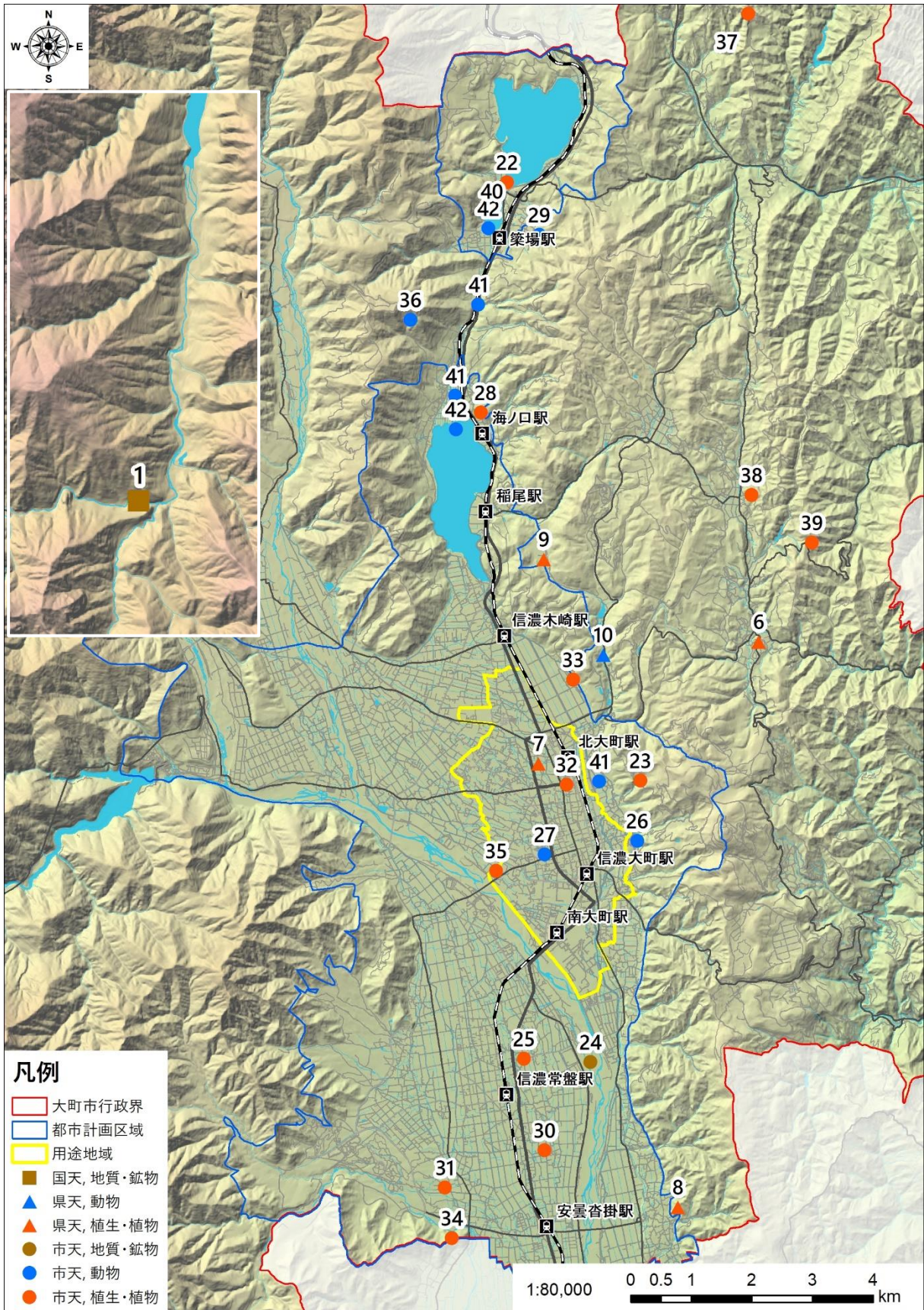
(4) 天然記念物

大町市の天然記念物は、国指定の特別天然記念物が2件、天然記念物が3件、県指定が16件、市指定が22件存在しています。なお、これらのうち、国指定の特別天然記念物2件、天然記念物2件、県指定の11件、市指定の3件は地域を定めず、種として指定されているものです。

大町市の天然記念物を下表に、位置を次ページの図に示します。なお、表中の番号は次ページの図中の番号に対応しています。

大町市の天然記念物

No	指定	名称	分類
1	国	高瀬溪谷の噴湯丘と球状石灰石	地質・鉱物
6	県	大塩のイヌ桜	植生・植物
7		若一王子神社社叢	
8		仁科神明宮の社叢	
9		居谷里湿原	
10		大町市のカワシンジュガイ生息地	
22	市	オオヤマザクラ	植生・植物
23		霊松寺のオハツキイチョウ	
24		高瀬川の基盤岩	地質・鉱物
25		一本木神社のカシワ	植生・植物
26		市立大町山岳博物館のトキ標本	動物
27		長野県大町高等学校のトキ標本	
28		海ノ口のアカマツ（カサマツ）	植生・植物
29		中シマのモリアオガエル繁殖地	動物
30		須沼薬師堂のカツラ	植生・植物
31		西山西原のイチイ	
32		大黒町追分のシダレザクラ	
33		三日町若宮八幡宮のヒノキ	
34		西山城山のエドヒガン	
35		高根町曾根田のエドヒガン	
36		姿見池のマメシジミ	
37		大倉のイチイ	植生・植物
38		水上神社の大杉	
39		若栗のアオナシ	
40		大町市のヌマカイメン	動物 (場所は生息地 の一例)
41		大町市のカワシンジュガイ	
42		大町市のキザキコミズシタダミ	
(地域を定めず指定されているもの)			
	国特別	ライチョウ、カモシカ	動物
	国	イヌワシ、ヤマネ	動物
	県	ミヤマモンキチョウ、ヤリガタケシジミ、タカネキマダラセセリ、クモマツマキチョウ、タカネヒカゲ、クモマベヒカゲ、コヒオドシ、オオイチモンジ、ベニヒカゲ、ホンドオコジョ、ホンシュウモモンガ	動物
	市	大町市のヌマカイメン、大町市のカワシンジュガイ、大町市のキザキコミズシタダミ	動物

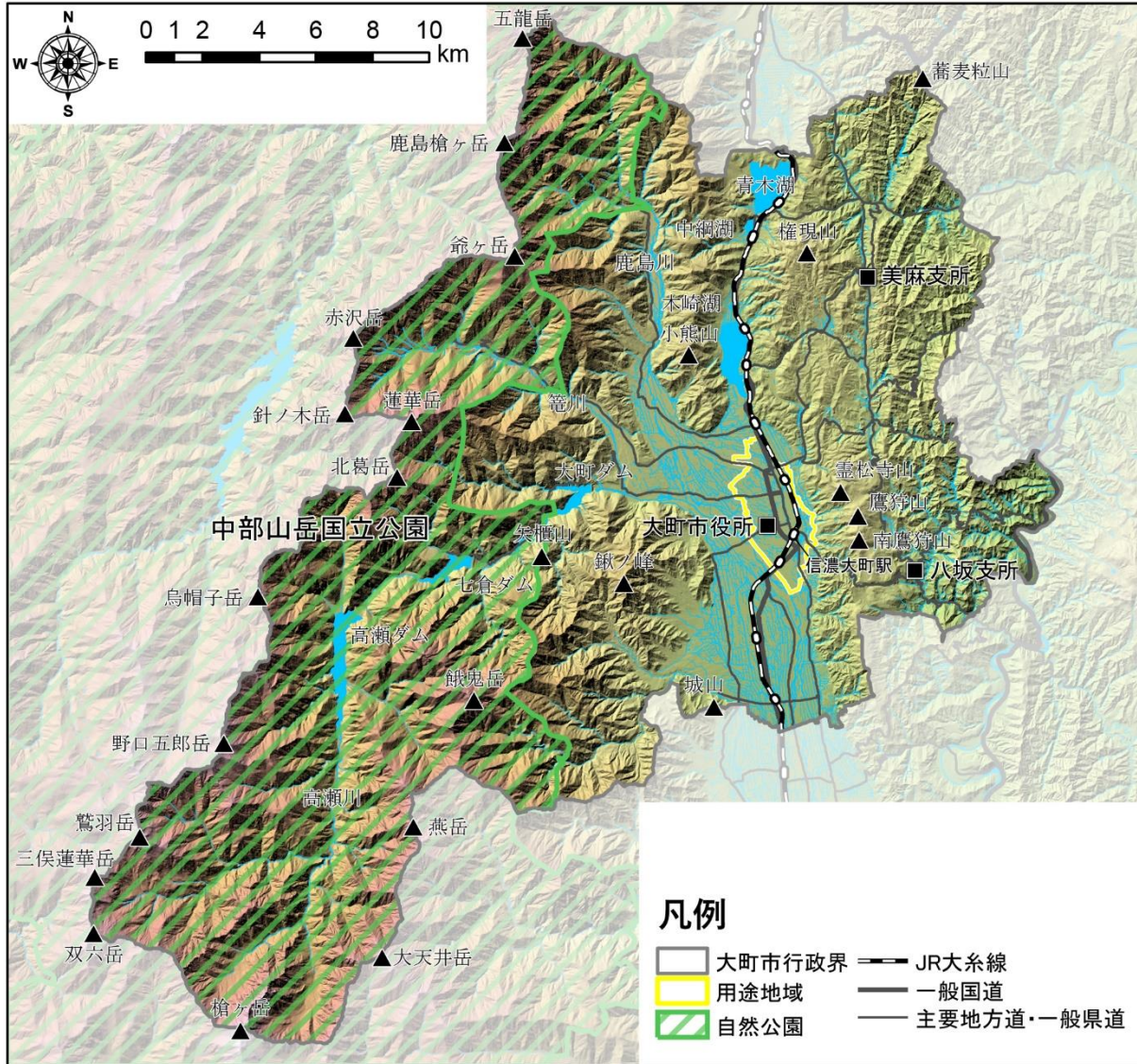


大町市の天然記念物の位置

出典：大町市統計要覧、大町市ウェブページ

(5) 自然公園

大町市の西側に連なる北アルプスの大半の地域は、中部山岳国立公園に指定されています。中部山岳国立公園の指定範囲を下図に示します。



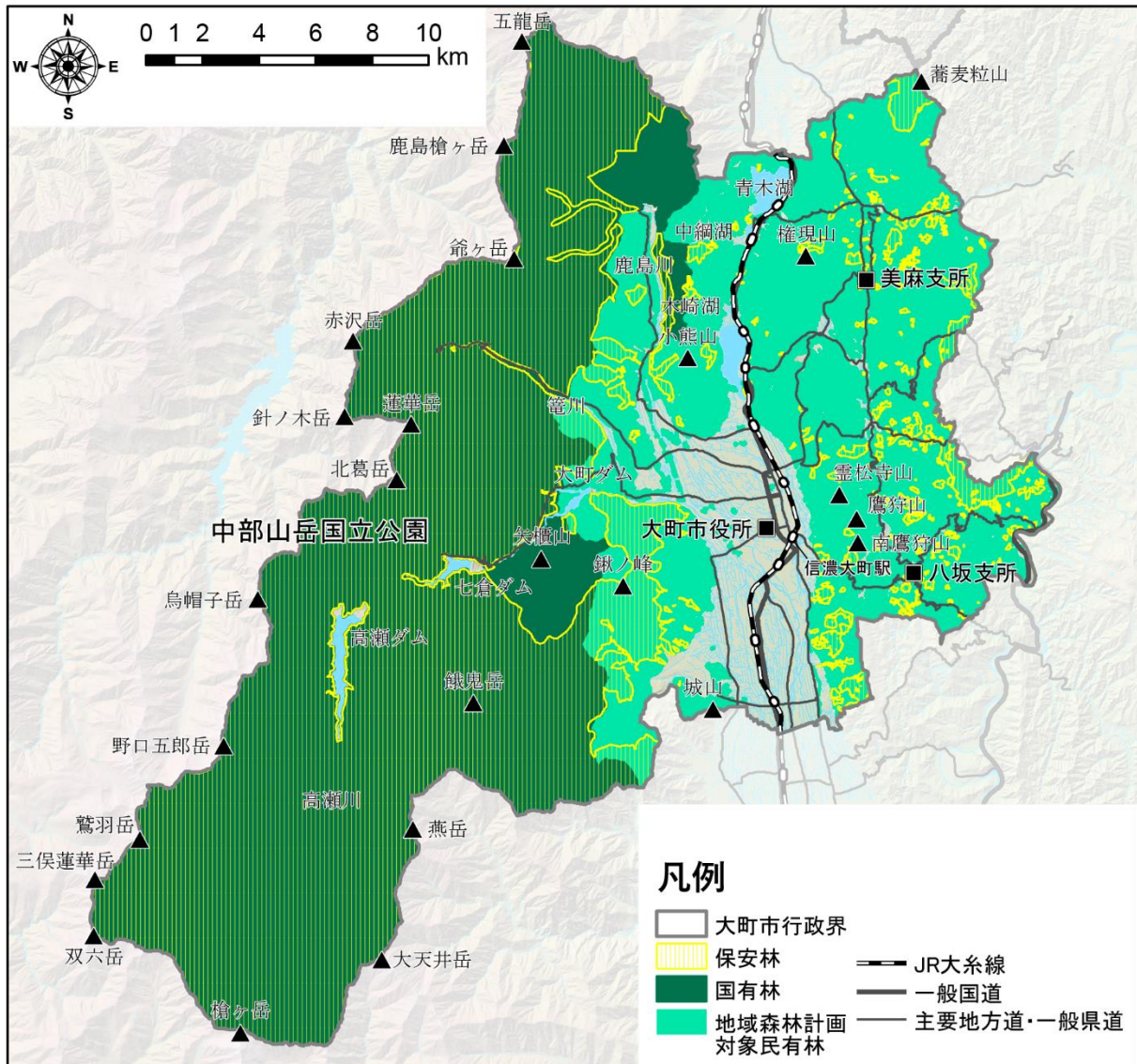
大町市の自然公園指定範囲

出典：国土数値情報

(6) 森林地域

大町市の総面積 564.99km² のうち 72%に当たる 406.73km² を森林が占めています。森林のおよそ半分に当たる約 52%は国有林であり、残りが民有林となっています。また、国有林の大部分と民有林の一部は保安林に指定されています。

国有林、民有林（地域森林計画対象民有林）及び保安林の指定状況を下図に示します。



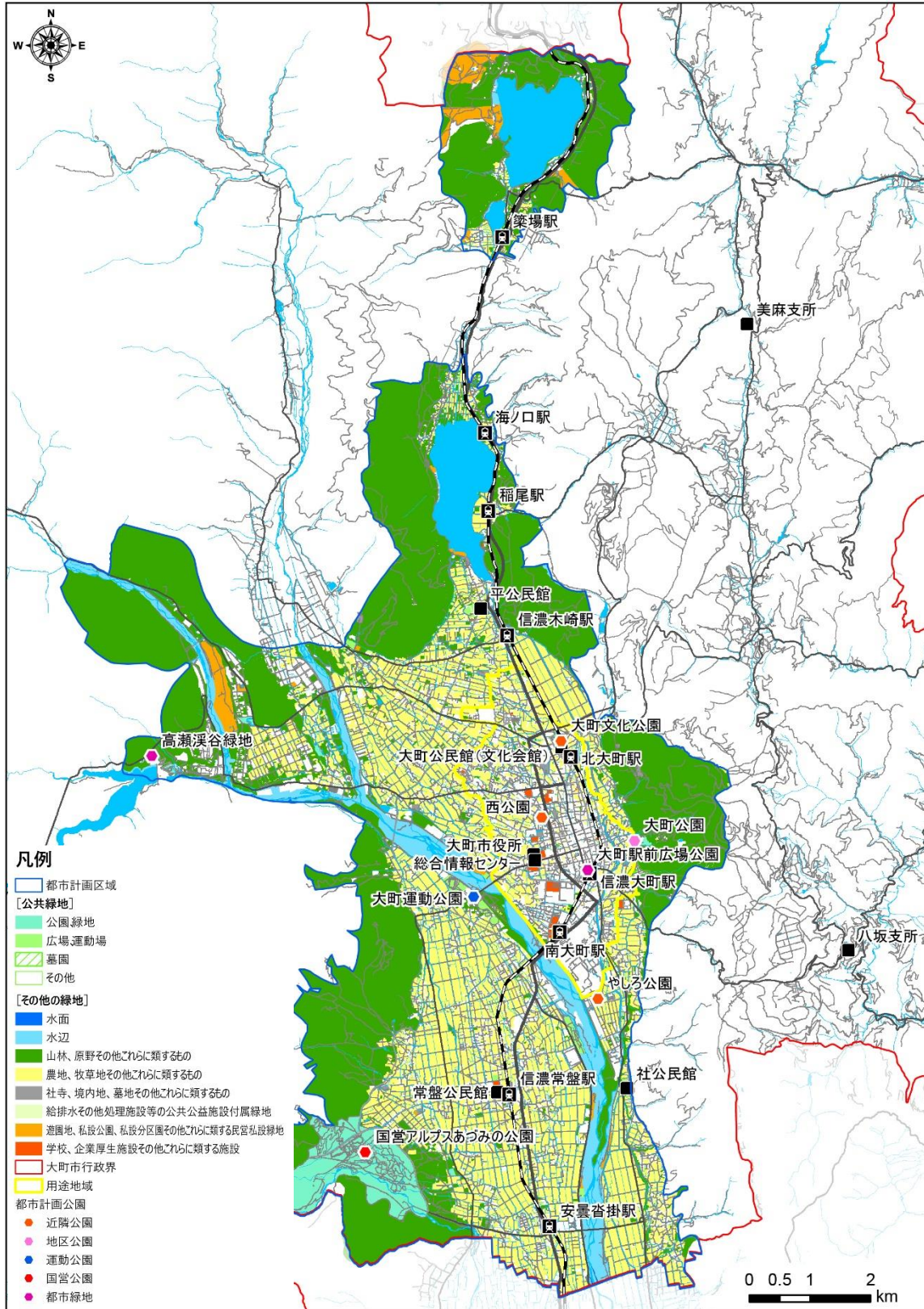
国有林・民有林・保安林の指定状況

出典：国土数値情報・大町市資料

(7) 公園・緑地

① 緑地

都市計画基礎調査における緑地の分布状況を下図に示します。大町市の都市計画区域内では、周辺の山地部及び平地部に広がる農地が緑地の多くを占めています。

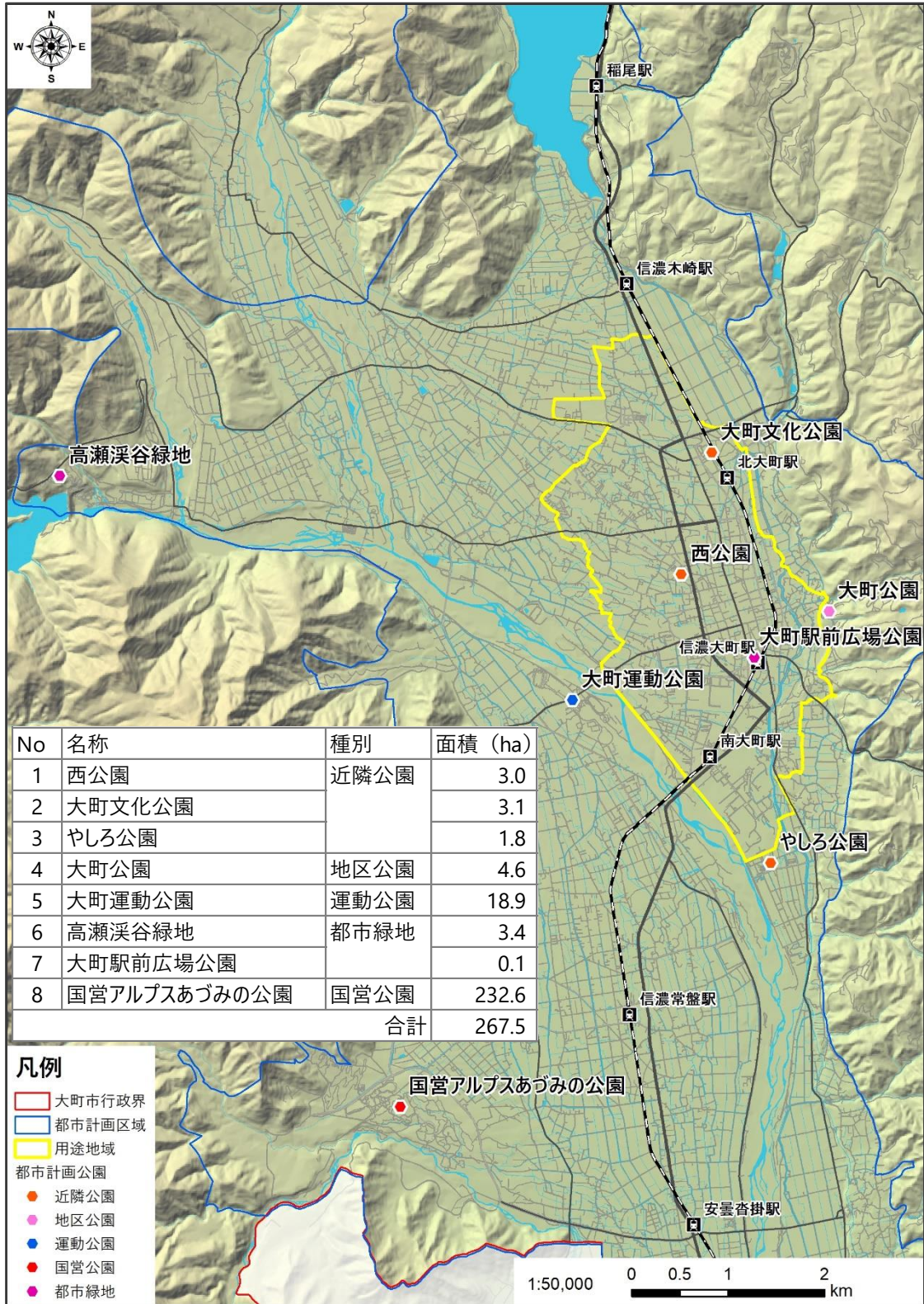


都市計画区域内の緑地の分布

出典：都市計画基礎調査（平成27年（2015））

② 公園

大町市では、都市公園として近隣公園 3 箇所、地区公園 1 箇所、運動公園 1 箇所、都市緑地 2 箇所、国営公園 1 箇所の合計 8 箇所が整備されています。面積の合計は 267.5ha で、都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園面積は 102.89m² となり、長野県内 1 位となっています。

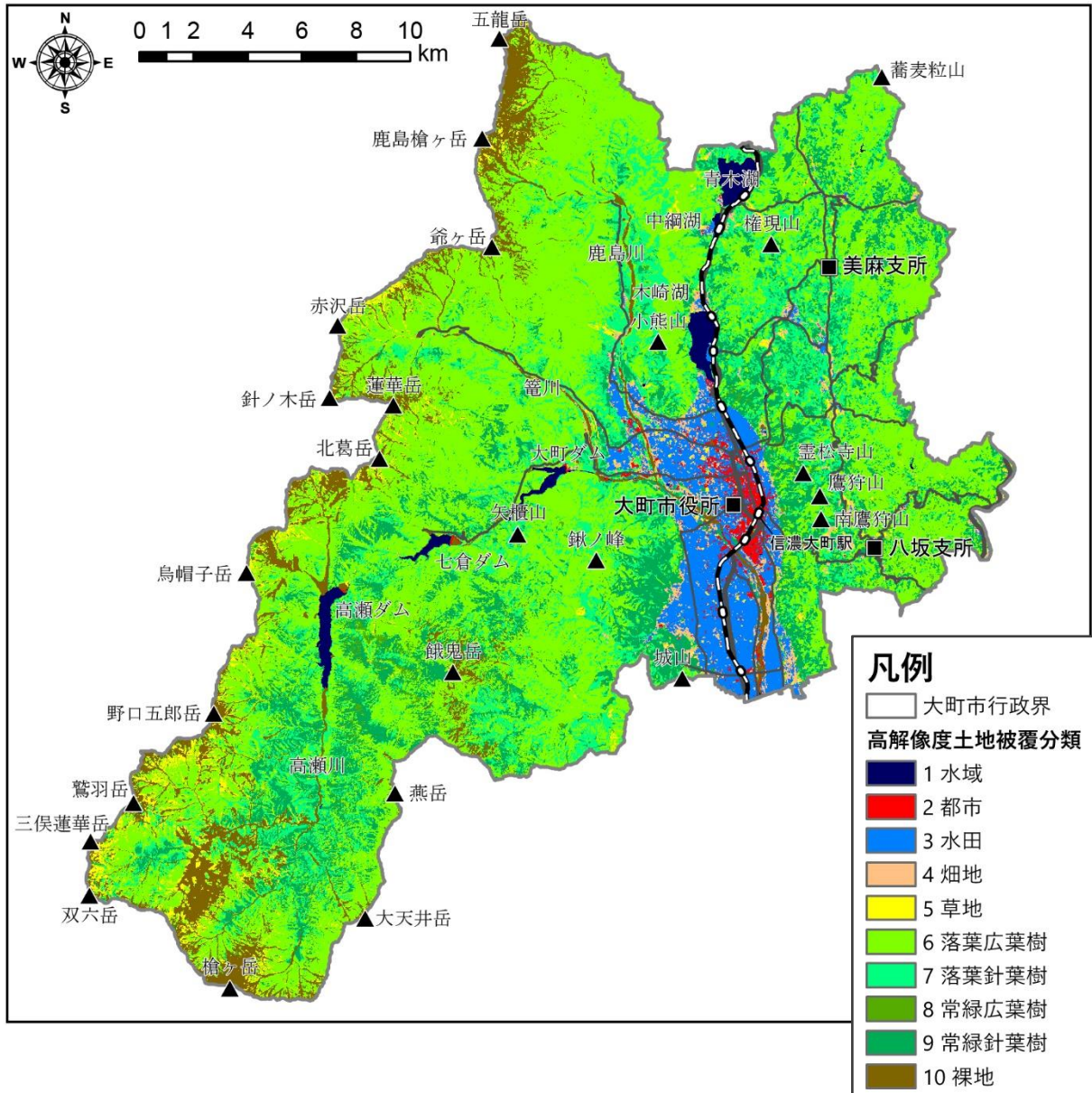


大町市の都市公園の整備状況

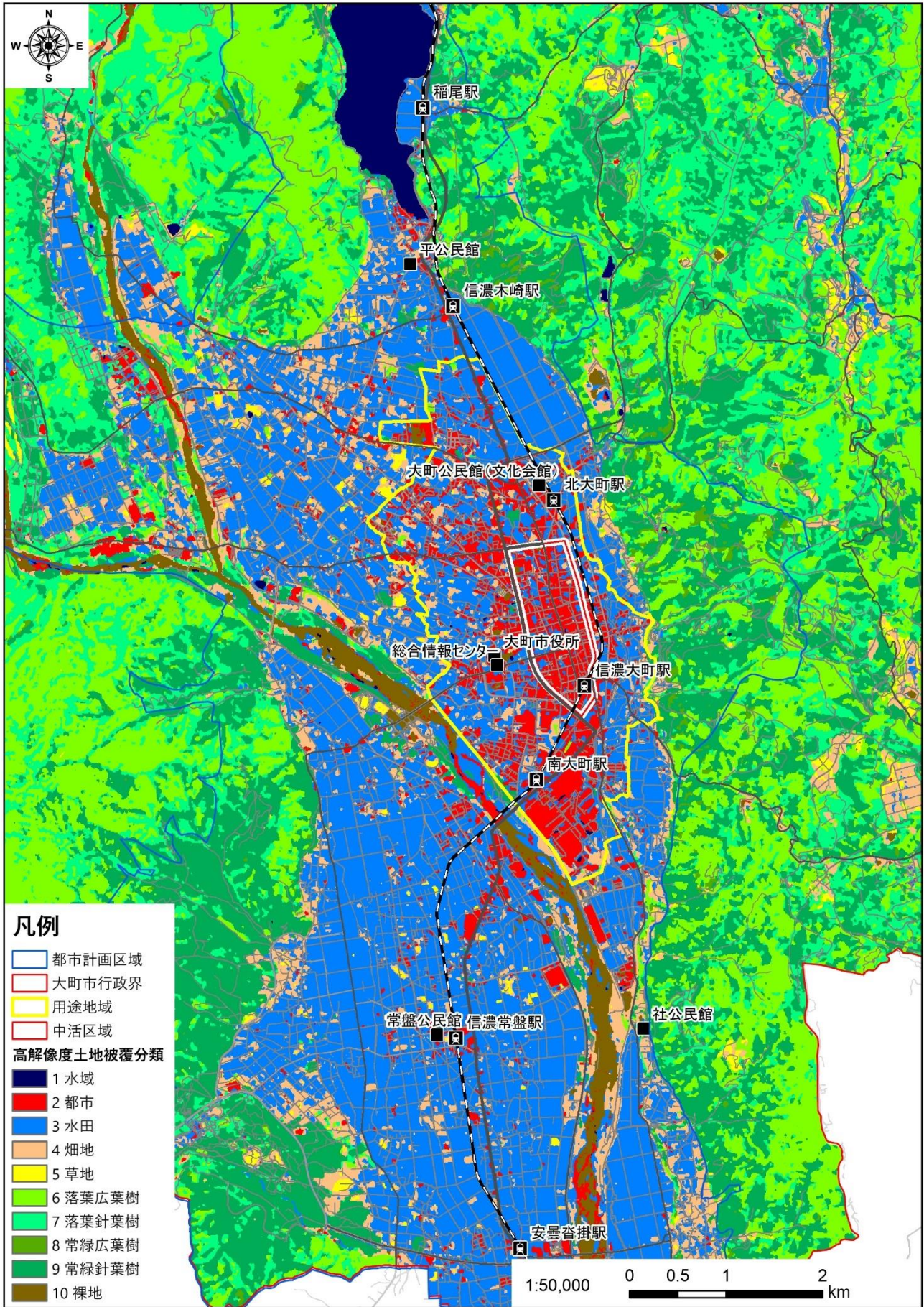
出典：都市計画基礎調査（平成 27 年（2015））

(8) 緑被状況

緑の量を示す指標である緑被率を把握するため、衛星データである高解像度土地利用土地被覆データを用いて、大町市全域、都市計画区域、それに市内中心部（中心市街地活性化基本計画区域内）の3区分において緑被率を把握しました。



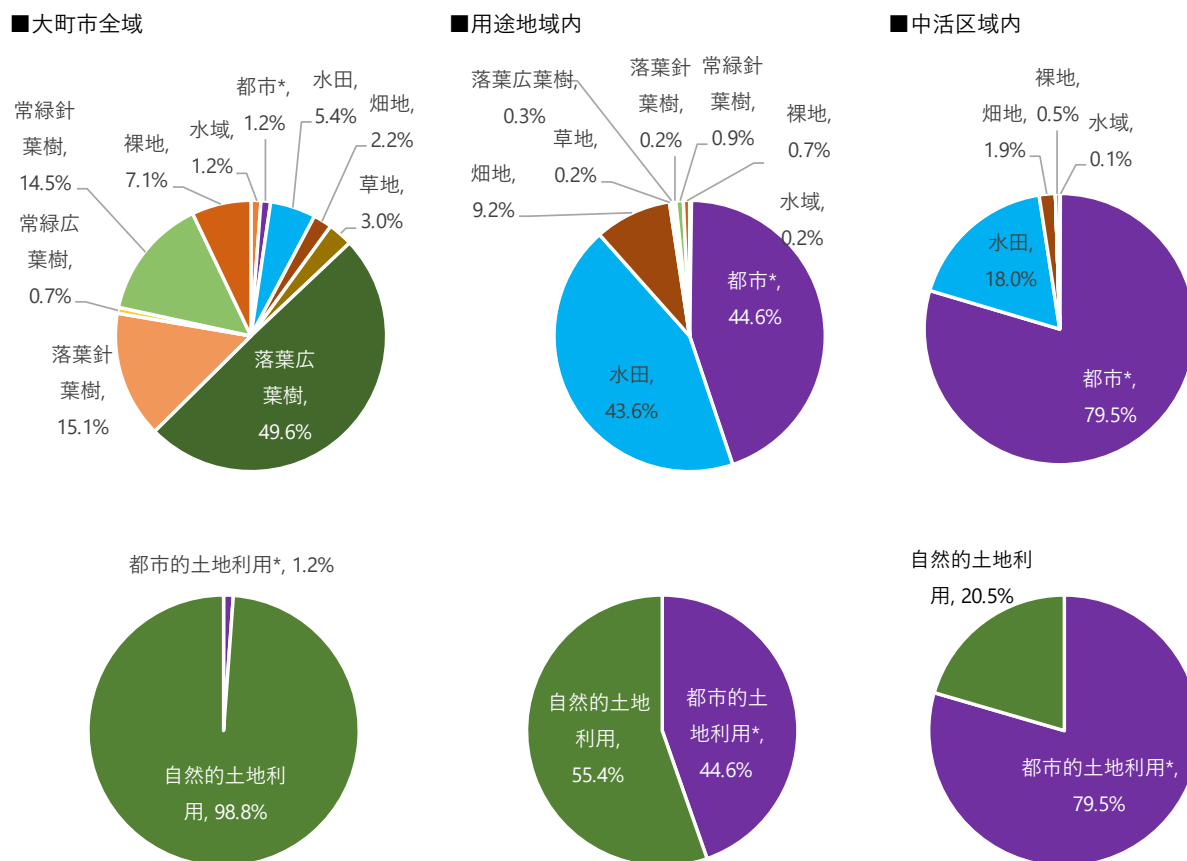
高解像度土地利用土地被覆データ（大町市全域）
 出典：ALOS/AVNIR-2 高解像度土地利用土地被覆図（JAXA）（2006-2011）



高解像度土地利用土地被覆データ (大町市中心部)
 出典：ALOS/AVNIR-2 高解像度土地利用土地被覆図 (JAXA) (2006-2011)

第2章 大町市の緑の現状

高解像度土地利用土地被覆データを用いて緑被率を集計した結果、大町市全域の緑被率は約99%とそのほとんどが緑に覆われていることが分かりました。都市的土地利用がなされている都市計画区域では約55%、大町市内中心部（中心市街地活性化基本計画区域内）では約21%でした。なお、大町市中心部の緑の内訳は大半が水田・畑地の農地となっており、今後の開発によって減少する可能性があります。



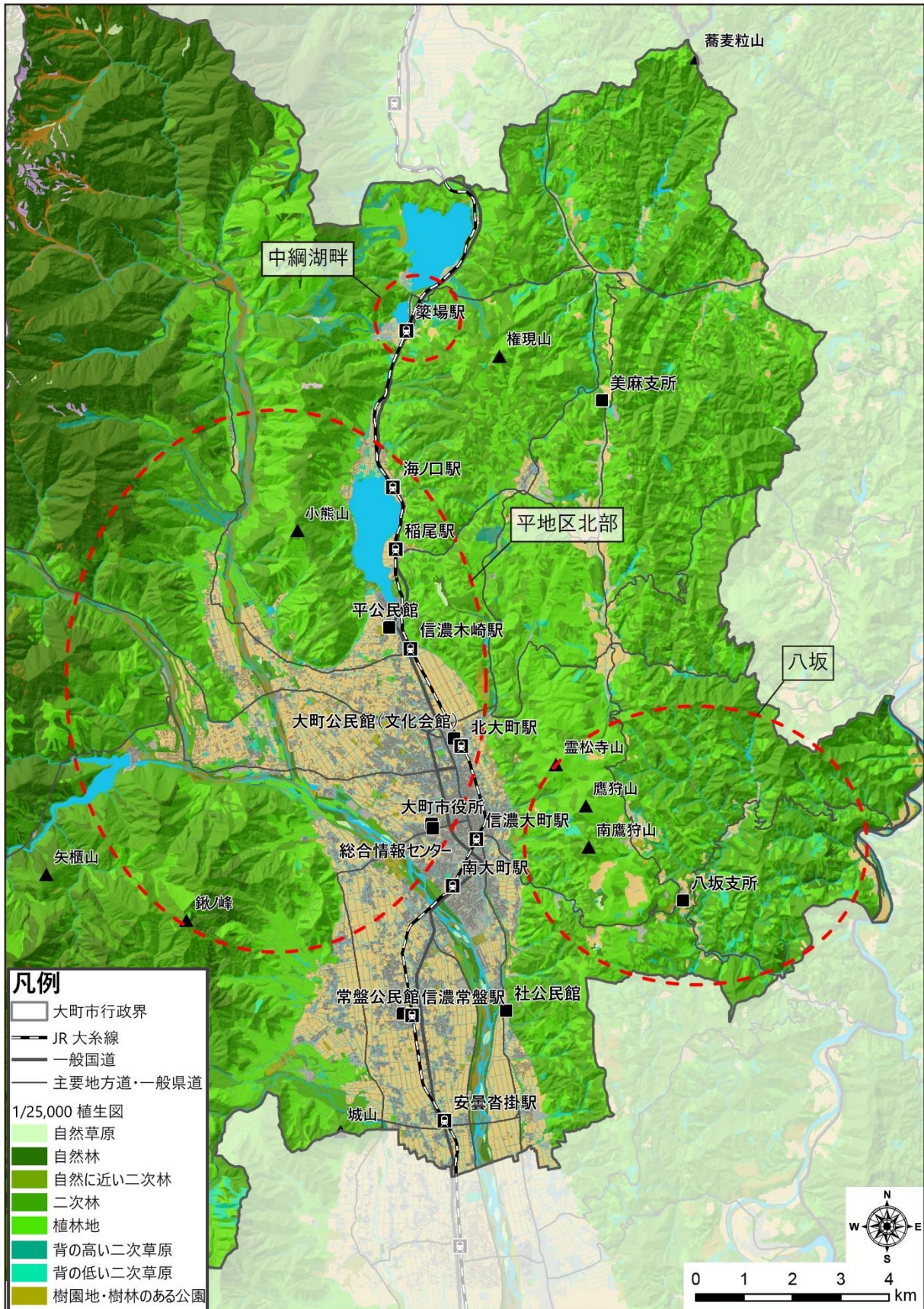
高解像度土地利用土地被覆データによる緑被率算定結果

出典：ALOS/AVNIR-2 高解像度土地利用土地被覆図（JAXA）（2006-2011）

*印は「都市的土地利用」を示す。

（9）生物多様性

変化に富んだ大町市の緑は、生物多様性においても重要な意味を持っています。特に大町市の広い範囲を占める里山は、さまざまな動植物の生息・生育場所となり、大町市の緑として重要な要素であるとともに、生物多様性の確保という面からも大切な存在です。環境省では、長い時間をかけて人々が働きかけることで成立した里山のうち、特に生物多様性保全上重要な地域を「重要里地里山」として指定しています。全国で500箇所指定されている「重要里地里山」のうち、大町市には「中綱湖畔」「平地区北部」「八坂」の3箇所が指定されています。大町市内の「重要里地里山」を次ページに示します。



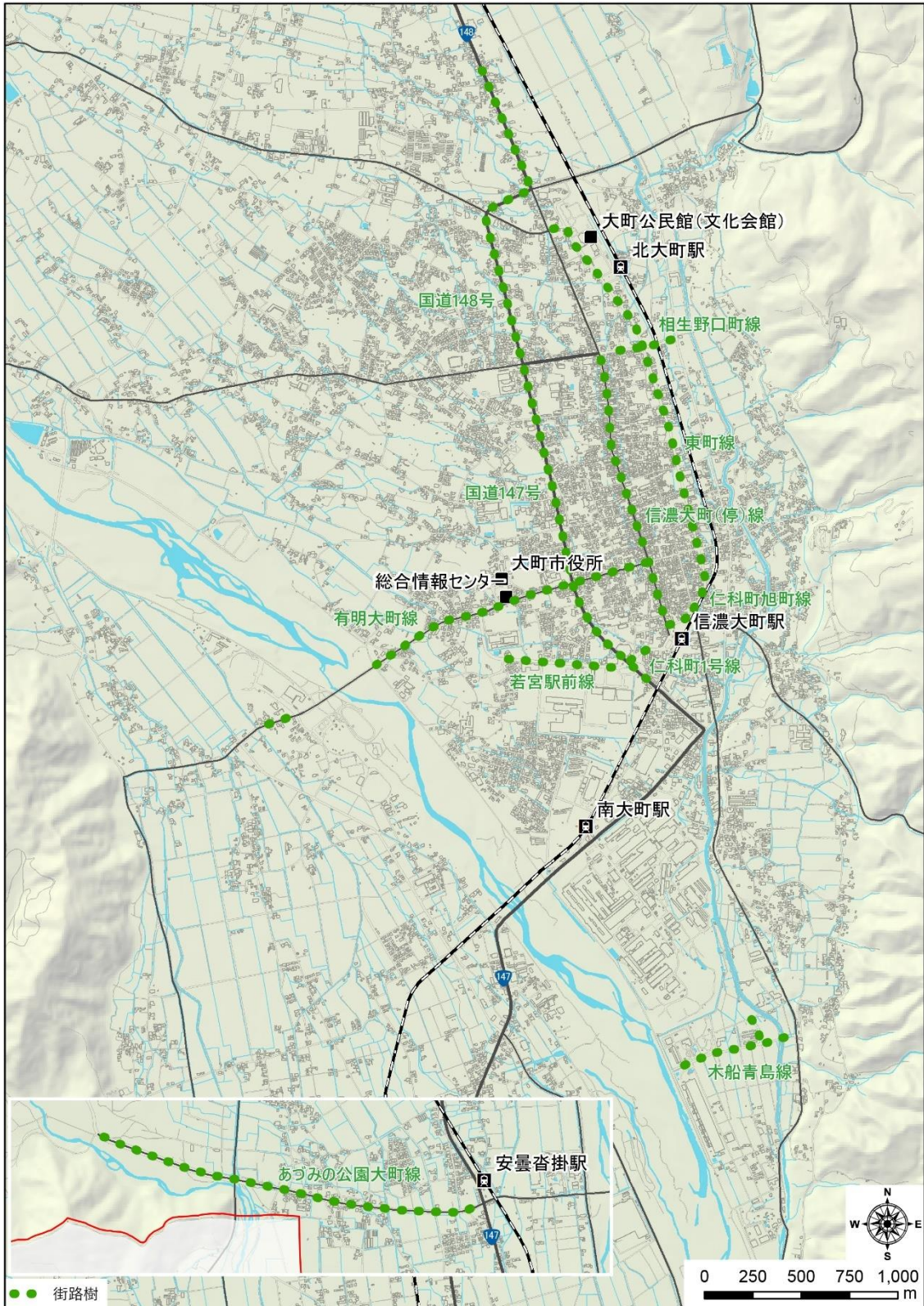
大町市の重要里地里山

出典：環境省ウェブサイト

2 大町市における取組

(1) 街路樹

大町市における街路樹の整備状況を下図に示します。大町市内では、県管理及び市管理の合計10路線、延長約13.2kmの街路樹が整備されています。

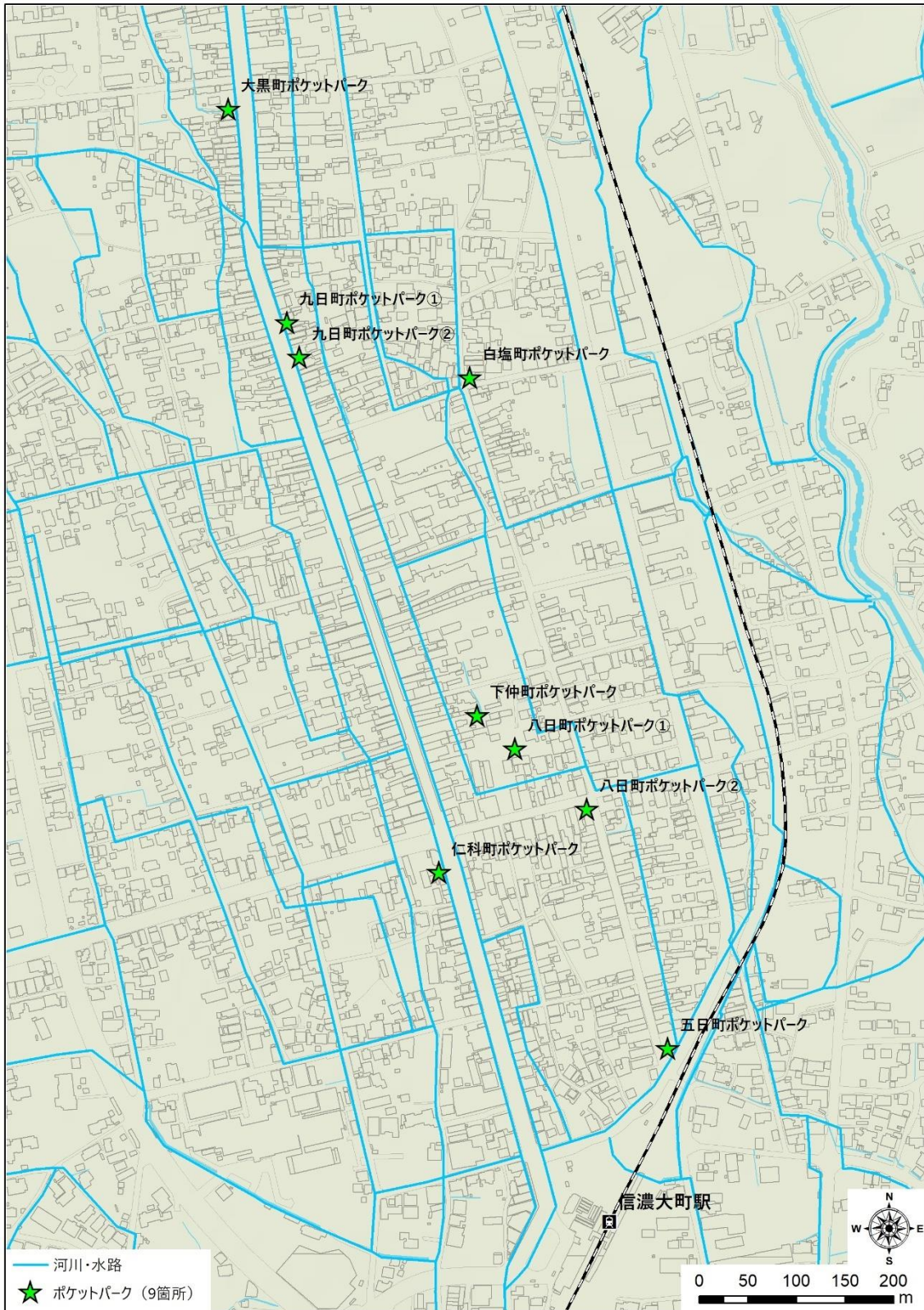


大町市内の街路樹整備状況

出典：大町市資料

(2) ポケットパーク

大町市の中心部には9箇所のポケットパークが整備されており、中にはポケットパークとしては大規模なものもあります。下図にポケットパークの位置を示します。水路網と重ねると、多くが水路に隣接して立地していることがわかります。



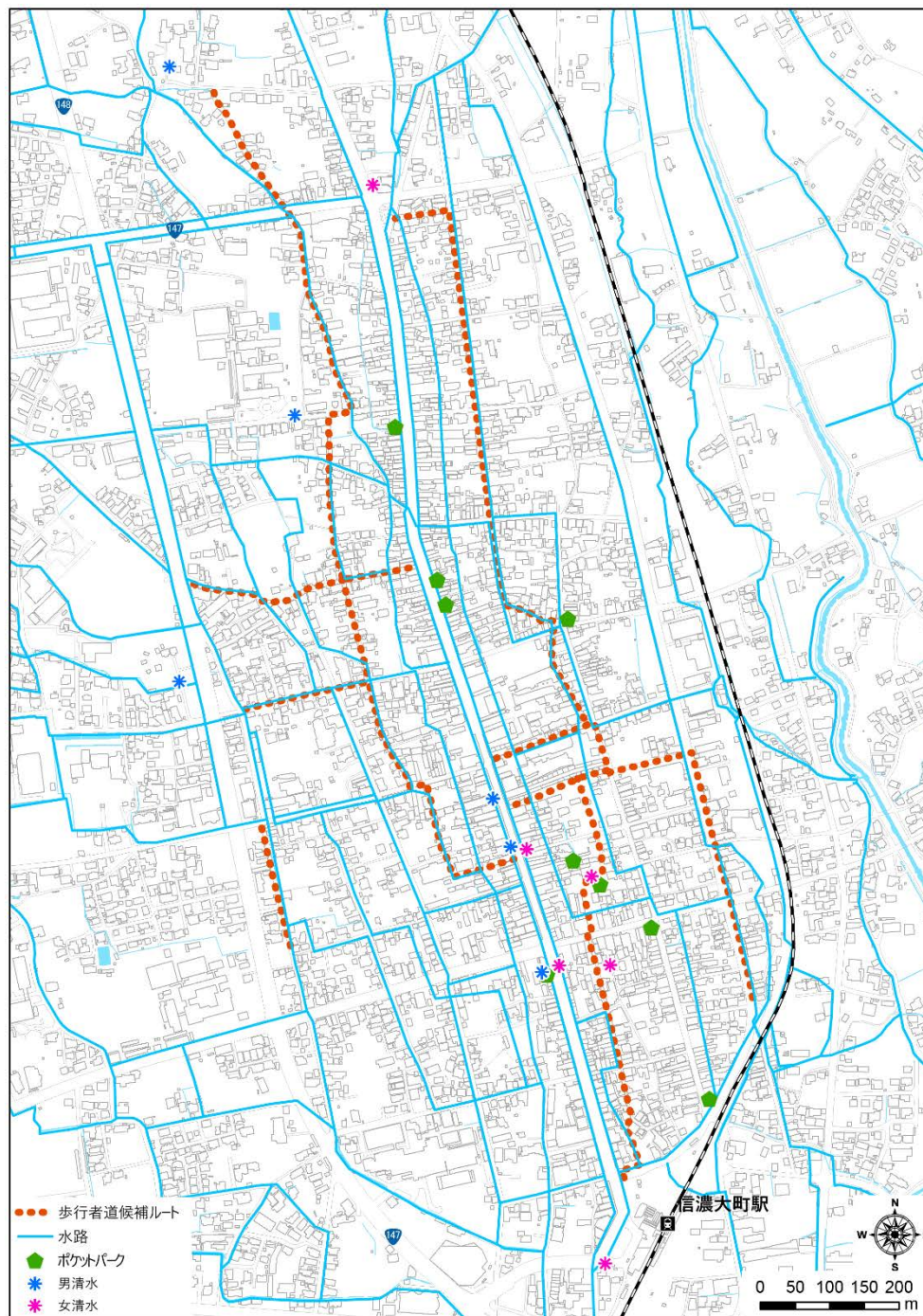
大町市内のポケットパーク整備状況

出典：大町市資料

(3) 「大町市水と緑のまちづくり構想」

大町市では、平成7年度（1995）に中心市街地の活性化を主眼とした「水と緑のまちづくり構想」を策定しました。この中では、中心市街地の活性化のための都市構造の再編と強化、及び活性化のためのソフトな施策の整備の2つの柱について検討が行われ、「3つの核の形成」「2つの軸の形成」「商業ゾーンの分質化」の3つの計画が立てられました。

この中で、中心市街地内に計画されたポケットパークを結び、住民や来訪者が安心して移動できるために歩行者を優先した「歩行者道ルート」の選定が行われました。ルート選定の条件の一つに、水路沿いであることも採用され、大町らしい水を感じられる道として計画されました。下図に選定されたルート案を示します。



「大町市水と緑のまちづくり構想」で設定された歩行者道候補ルート

出典：「水と緑のまちづくり構想」調査報告書（大町市）

(4) 緑化の取組への支援

大町市では、市民等の緑化の取組への支援として、「生け垣緑化促進事業」及び「大町市まちなかの緑地整備事業」を実施しています。「生け垣緑化促進事業」は令和3年度までに28件、437.6mの事業が行われています。両事業の概要は下表のとおりです。

「生け垣緑化促進事業」及び「大町市まちなかの緑地整備事業」の概要

事業名	生け垣緑化促進事業	大町市まちなかの緑地整備事業
事業開始年度	平成24年度(2012)	令和元年度(2019)
事例写真		

(5) おたんじょ*桜事業

市民を挙げて世代を担う児童の出生を祝い、桜の植栽を進めることにより桜の名所の形成を図り、児童の健全育成と健康で文化的な都市環境の整備を進めることを目的として、平成12年度(2000)に市議会議員の提案により始めました。

平成12年度から令和3年度(2021)までの22年間で、延べ392本の桜の木を植樹しました。桜の種類は、主に「市の木」であるオオヤマザクラで、植樹会に参加する小学校1年生にならい樹齢6~7年生の桜を植樹しています。植樹場所は、大町文化公園、やしろ公園、大町浄水センター、平グラウンド、国営アルプスあづみの公園外周道路など、主に都市公園や市道沿線などの公共地などです。

現在は、市内6小学校(東小学校、西小学校、南小学校、北小学校、美麻小中学校、八坂小学校)の1学年生を対象とし、クラスごと1本の植樹を行っています。

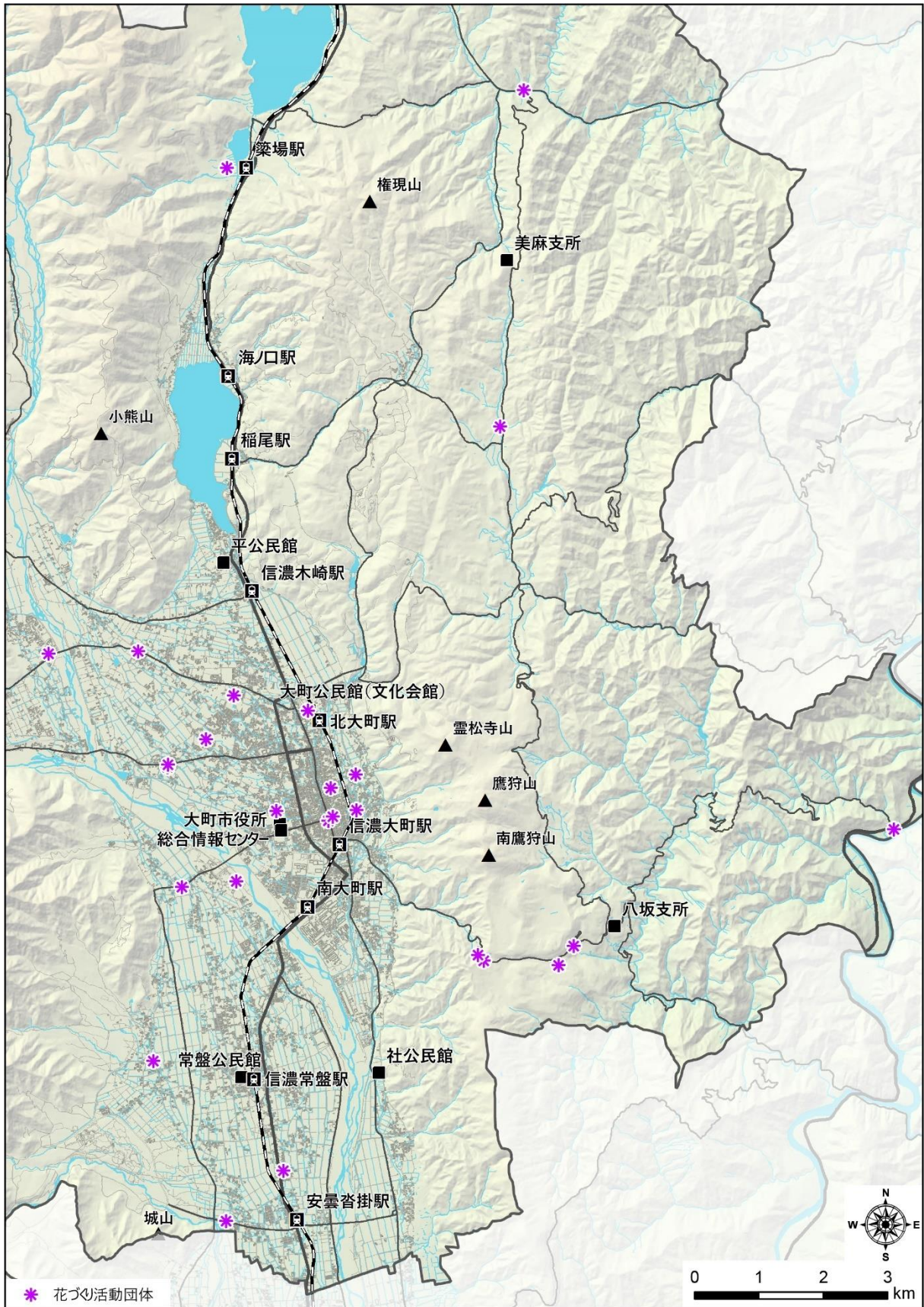
*「おたんじょ」とは「お誕生」を指す方言



植樹の様子

(6) 「花づくり活動」への支援

大町市は市内において「花づくり活動事業」に取り組む団体を支援しています。令和3年度は市内の24団体が事業へ申請し、支援を受けて活動に取り組んでいます。「花づくり活動事業」の支援を受けている団体の活動場所を次ページの図に示します。



「花づくり活動事業」の活動状況

出典：大町市資料

3 住民意向調査

本計画の策定に先立ち、大町市の緑についての市民の皆さんの意見、考えを把握し、具体的な取組を検討するための基礎資料づくりを目的として、アンケートを実施しました。

アンケートは、同時に策定した「大町市立地適正化計画」と共通で実施しました。ここでは、緑に関するアンケートの結果の一部を記載します。

■ アンケートの実施状況

- 対象者：16歳以上の大町市在住者 2,000人
- 調査方法：郵送による配布／郵送及びインターネットによる回収
- 調査期間：令和2年（2020）11月11日（水）～11月24日（火）
- 回収数：934件（郵送829件、インターネット105件）

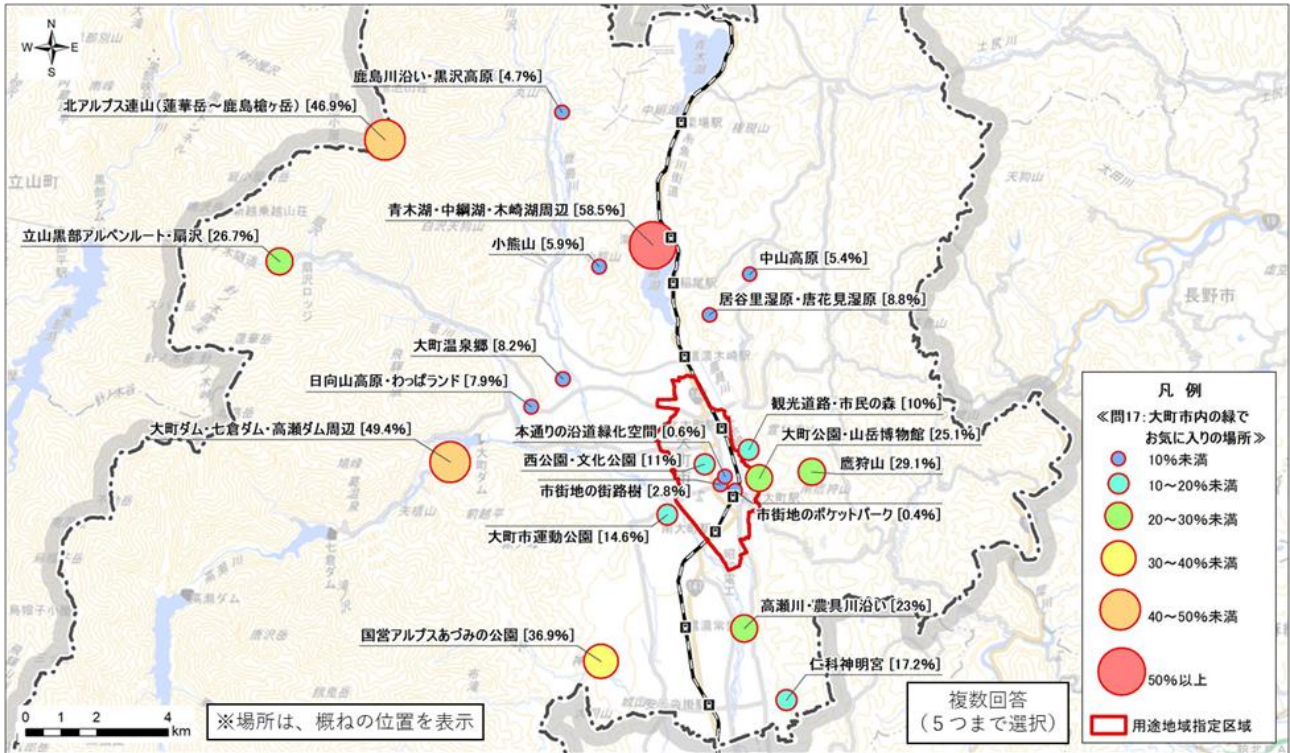
寄せられた意見の概要は以下のとおりでした。

設 問	寄せられた回答の概要
大町市の緑の量	<ul style="list-style-type: none">● 緑の量は、適切～多いと感じていました。市の周囲が緑の山に囲まれていることが大きな要因と考えられます。● 市中心部の緑が少ないことはさほど気になっていません。
緑に期待する機能	<ul style="list-style-type: none">● 保健・休養、環境改善・緩和などの機能への期待が高い傾向でした。
大町市内に必要な場所	<ul style="list-style-type: none">● ゆっくりできる場所、安全・安心につながる場所を必要と考えている人が多い傾向でした。
緑を育てる取組	<ul style="list-style-type: none">● 現在は、自宅の緑化・家庭菜園など身近な取組は多くの人に取り組んでいる一方、里山・森林の維持管理やイベントへの参加はあまり取り組まれていません。● 今後について、身近な取組はこれから行いたいと考えている人が多い傾向でした。また、里山・森林の維持管理、イベントへの参加等の社会的な取組にも意欲が高い傾向でした。
緑を守るために必要な取組	<ul style="list-style-type: none">● 森林整備、農地の再生など、森林や農地への関心が高い傾向でした。● 一方で、街路樹の整備や空地の緑地としての活用など、まちなかの緑化については関心がさほど高くない傾向でした。

次ページ以降に結果の一部を示します。

① 大町市内の緑でお気に入りの場所

最も多かったのは「青木湖・中綱湖・木崎湖周辺」で、回答者の6割近くが回答しました。次いで「大町ダム・七倉ダム・高瀬ダム周辺」、「北アルプス連山」の順に多く、郊外部の湖やダム湖、山林等がお気に入りの場所として多く挙げられました。



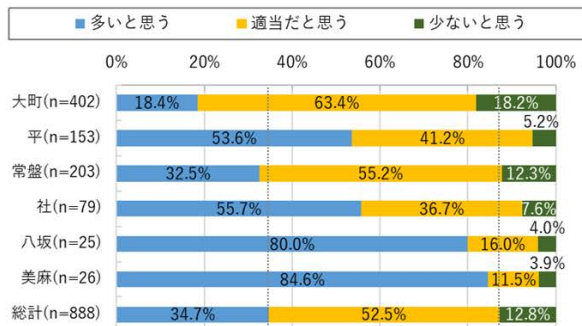
大町市内の緑でお気に入りの場所<問17>

② 大町市内の現在の緑

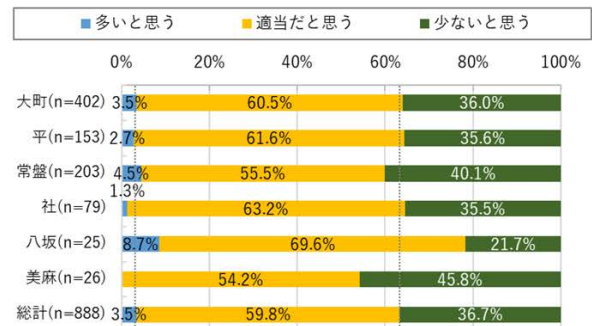
大町市の緑の量について、[住まいの周辺]と[大町市中心部]についてお聞きしたところ、全体ではいずれも「適当だと思う」の回答が半数程度で最も多く、2番目は[住まいの周辺]では「多いと思う」、[大町市中心部]では「少ないと思う」でした。

地区別で集計すると、[住まいの周辺]は「多いと思う」が八坂地区・美麻地区で多く、[大町市中心部]は「少ないと思う」が常盤地区、美麻地区で比較的多い傾向がみられました。

[住まいの周辺]



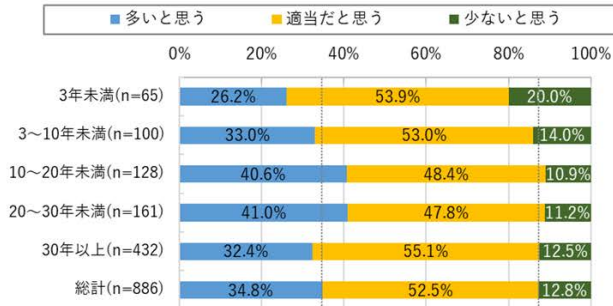
[大町市中心部]



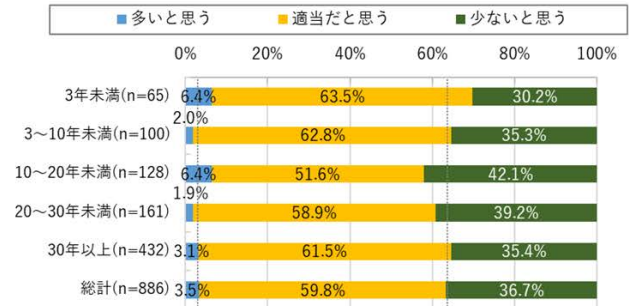
大町市内の現在の緑の量<問18> 【地区別集計結果】

居住年数別（大町市に住んでからの年数）で集計すると、[住まいの周辺] は10～30年で「多いと思う」が比較的多く、[大町市中心部] は「適当だと思う」が居住年数の短い人で比較的多い傾向がみられました。

[住まいの周辺]



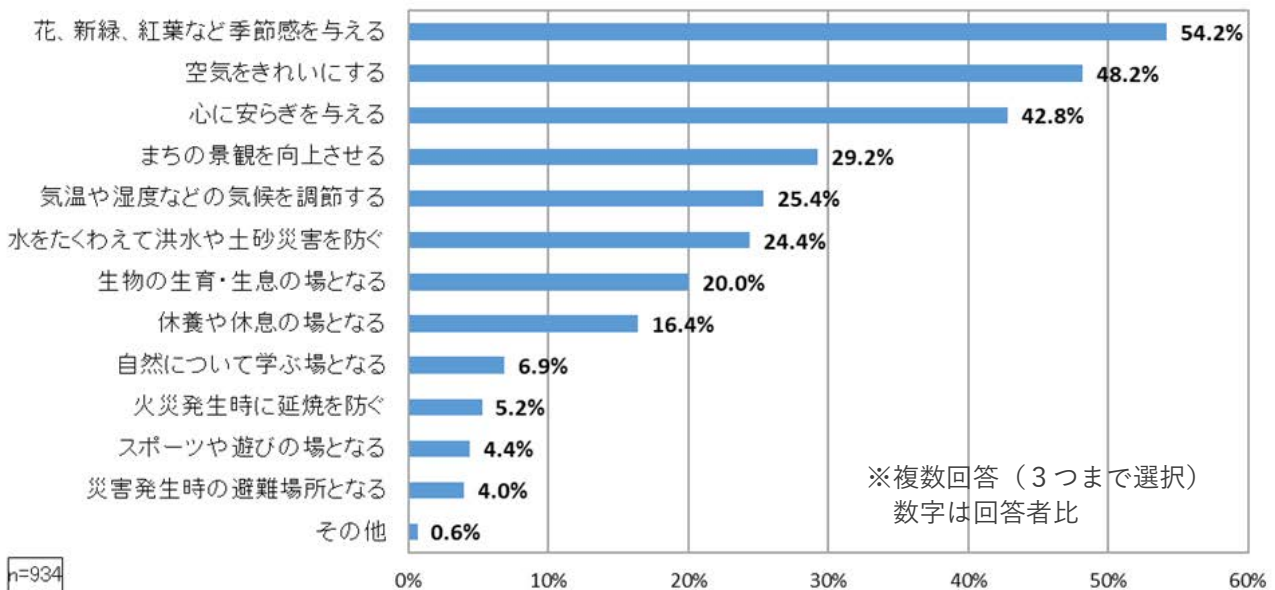
[大町市中心部]



大町市内の現在の緑の量 < 問 18 > 【居住年数別集計結果】

③ 特に重要と考える緑の役割と機能

緑が持つ役割と機能のうち特に重要と考えるものは、「花、新緑、紅葉など季節感を与える」が最も多く、全体の半数以上が回答しました。次いで、「空気をきれいにする」、「心に安らぎを与える」の順に多く、保健・休養及び環境改善の機能が重視されている傾向でした。



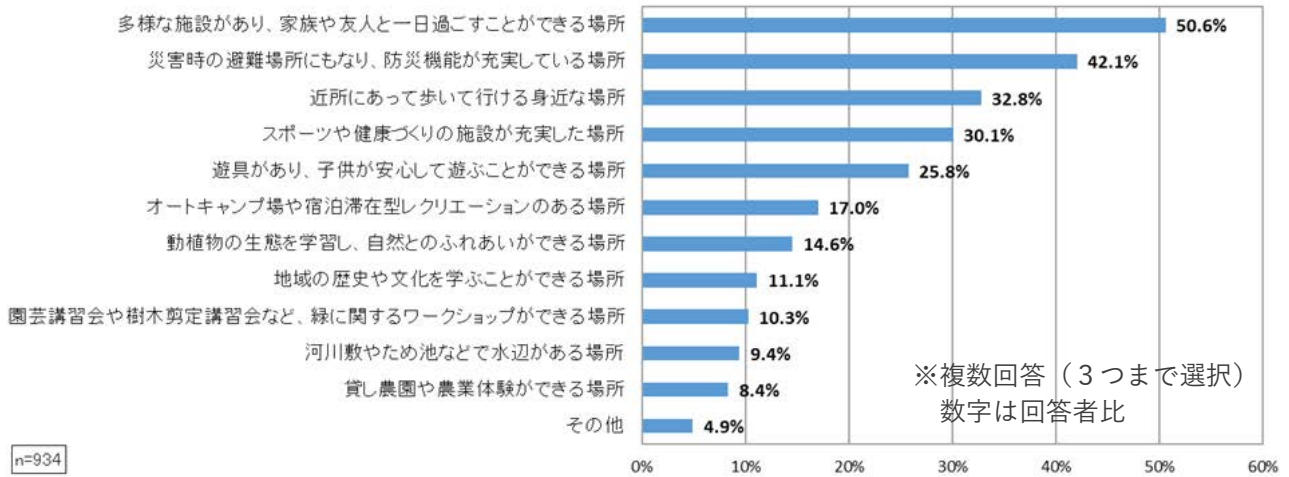
特に重要と考える緑の役割と機能 < 問 19 >

④ 大町市内に必要と思う場所

大町市内に必要と思う場所として最も多かったのは「多様な施設があり、家族や友人と一日過ごすことができる場所」で、全体の約半数が回答しました。

次いで「災害時の避難場所にもなり、防災機能が充実している場所」「近所であって歩いて行ける身近な場所」の順でした。

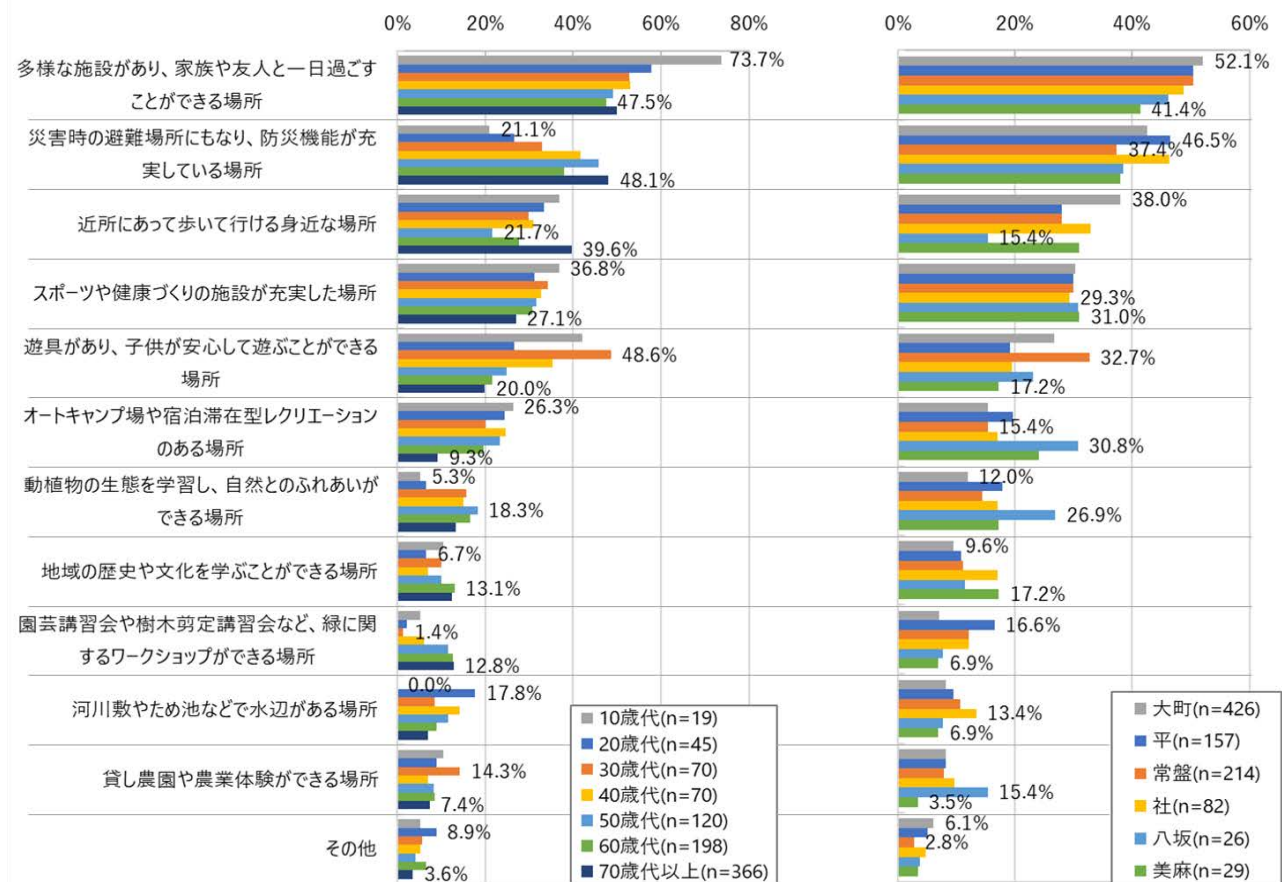
第2章 大町市の緑の現状



大町市内に必要と思う場所<問20>

年代別では、「災害時の避難場所にもなり、防災機能が充実している場所」は年代が上がるほど多く、「多様な施設があり、家族や友人と一日過ごすことができる場所」は若い年代で多い傾向がみられました。

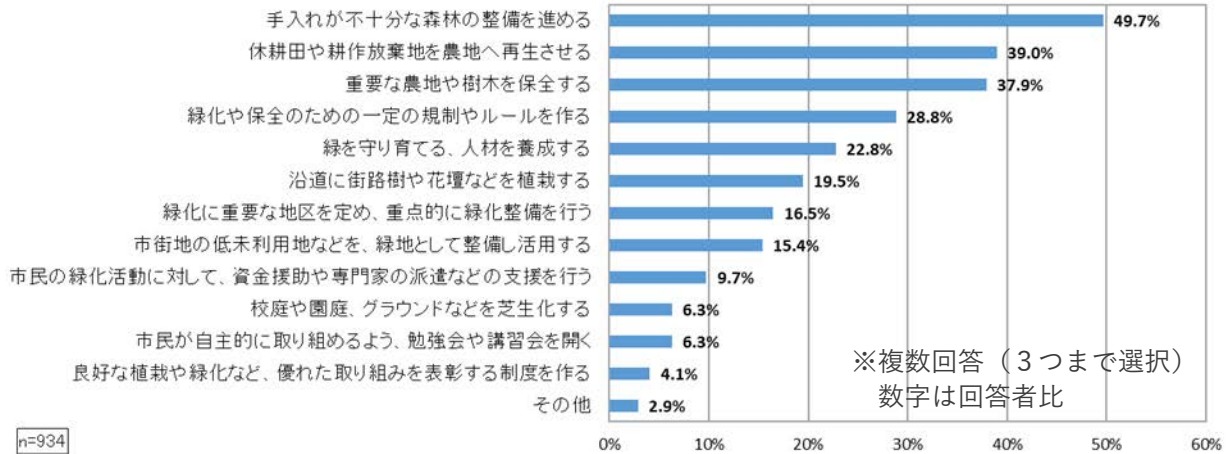
地区別の集計では、「遊具があり、子供が安心して遊ぶことができる場所」は大町地区・常盤地区で比較的多く、「オートキャンプ場や宿泊滞在型レクリエーション施設」「動植物の生態を学習し、自然とのふれあいができる場所」は八坂地区で比較的多い傾向がみられました。



大町市内に必要と思う場所<問20>【左：年代別／右：地区別集計結果】

⑤ 緑を守り育てるために必要な取組

緑を守り育てるために必要な取組としては、「手入れが不十分な森林の整備を進める」が最も多く、約半数が回答しました。次いで「休耕田や耕作放棄地を農地へ再生させる」「重要な農地や樹木を保全する」の順に多く、森林や農地に関係する項目に多い傾向でした。

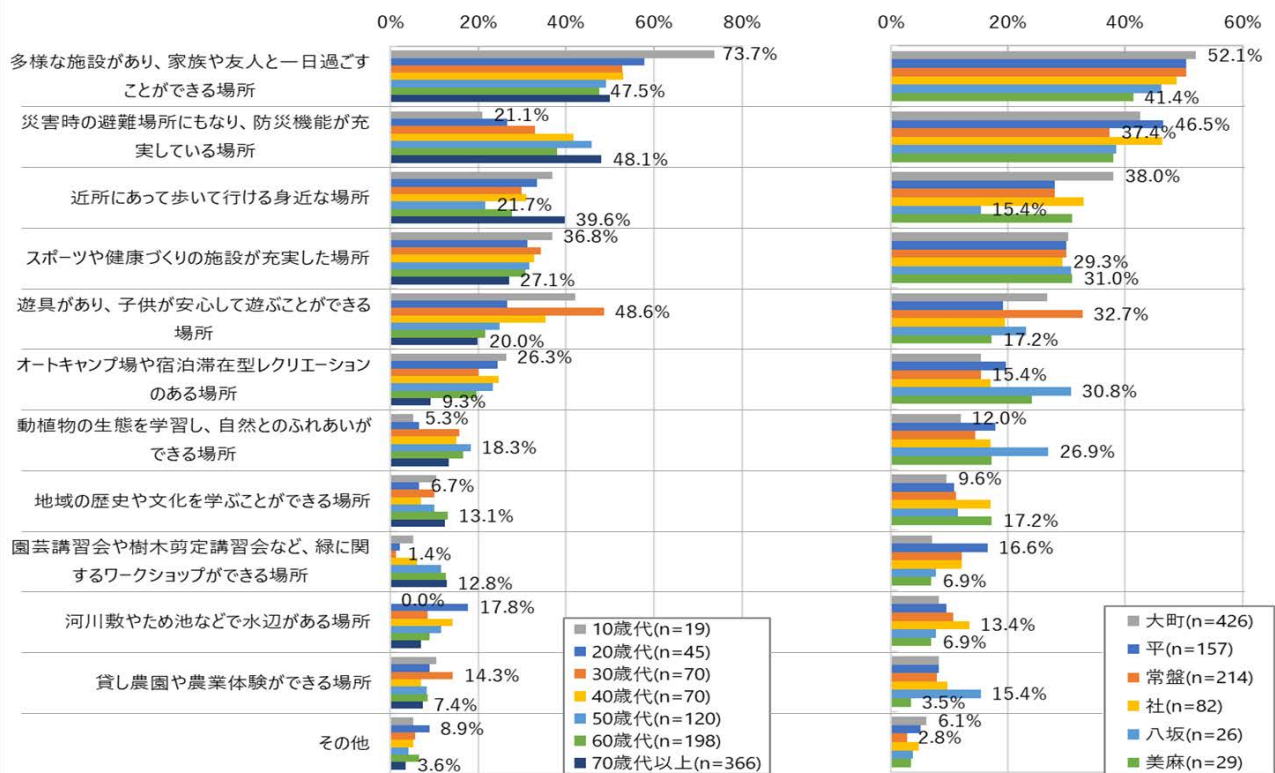


n=934

緑を守り育てるために必要な取組<問22>

年代別では、「休耕田や耕作放棄地を農地へ再生させる」で年代が上がるほど多く、「校庭や園庭、グラウンドなどを芝生化する」は若い年代ほど多い傾向でした。

地区別では、「休耕田や耕作放棄地を農地へ再生させる」「重要な農地や樹木を保全する」について八坂地区・美麻地区の郊外部で回答が多い結果でした。



緑を守り育てるために必要な取組<問22> 【左：年代別／右：地区別集計結果】

第3章 緑の課題と今後の方向性

1 大町市の緑が抱える課題

大町市の緑の現況及び市民アンケート結果等に基づき、大町市の緑の現状と問題点及び解決すべき課題を下記のとおり整理しました。

大町市の緑が抱える課題

分野	緑の現状と問題点	解決すべき課題
立地特性	<ul style="list-style-type: none"> ● 三方を山に囲まれ、特に西側は標高2,800～3,000m級の北アルプスが連なる急峻な地形を有している。 ● 中央には平地部が広がり、中心市街地や集落・農地などが立地している。 ● 平地に向けて三方の山地からの水が集まり、降水量が比較的少ないながらも水が豊かな地域である。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 清冽な水の源である山の保全 ② 水を活かしたまちづくり ③ 地域固有の歴史・文化、郷土風景の保全・活用・継承
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 市域の標高が650～3,000mと高低差が大きいことから、バラエティに富んだ植生を有している。 ● 西側の北アルプスには、稜線部の高山植生や亜高山帯の原生林など、多くの範囲が自然林または自然に近い二次林となっている。また市の北側から東側にかけては広い範囲が二次林または植林地となっている。市全域の約7割が森林である。 ● 天然記念物は、国特別が2件、国指定が3件、県指定が16件、市指定が22件存在している。 ● 北アルプスの大部分は中部山岳国立公園に指定されている。 ● 西側の大半の区域と東側の一部が保安林に指定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ④ 森林の保全 ⑤ 豊富な森林資源の有効活用 ⑥ 農地の保全
公園・緑地・緑被	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画区域内の緑地は、山麓部の山林、平地部の農地がその多くを占めている。 ● 都市公園は8か所の合計267.5haが整備され、都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は102.89㎡である(県内1位)。 ● 高解像度土地利用土地被覆図データによると、市全域の緑被率は99%、用途地域内は56%、中活区域内は21%となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 中心市街地に緑が少ない ⑧ 利用しやすい公園の配置

分野	緑の現状と問題点	解決すべき課題
市街地における緑化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 街路樹が 10 路線、延長 13.2km 整備されている。 ● 9 か所のポケットパークが整備されている。ポケットパークとしては比較的規模の大きなものも存在している。 ● 緑化の支援策として、「生け垣緑化促進事業」「大町市まちなかの緑地整備事業」が実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 街路樹の維持管理 ⑩ ポケットパークの活用 ⑪ 空地の有効活用
住民意向	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑の量は適切～多いと感じている。周囲を緑の山に囲まれていることが大きな要因と考えられる。市中心部の緑は少ないが、さほど気になっていない。 ● 緑に期待する機能は、保健・休養、環境改善・緩和 ● 大町市内に必要なのは、ゆっくりできる場所、安全・安心につながる場所 ● 緑を育てる取組について、現在は自宅の緑化、家庭菜園など身近な取組は多くの人に取り組んでいる。一方、里山・森林の維持管理、イベントへの参加はあまり取り組まれていない。また今後は、身近な取組はこれから行いたいと考えている人が多く、里山・森林の維持管理、イベントへの参加等の社会的な取組にも意欲が高い。 ● 緑を守るために必要な取組としては、森林整備、農地の再生など、森林や農地への関心が高い。一方、街路樹の整備や空地の緑地としての活用など、まちなかの緑化については関心がさほど高くない。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ 情報発信 ⑬ 緑を保全し増やす取組への意識の向上 ⑭ ニーズに合った公園整備 ⑮ グリーンインフラとしての緑化機能の向上 ⑯ 森林整備や農地の再生等への参加 ⑰ 他のプロジェクトとの連携

2 今後の方向性

前項で抽出・整理した課題を踏まえ、今後大町市で取り組む事項について、「大町市第5次総合計画」の基本方針との整合を確認し、方向性として検討しました。

「大町市第5次総合計画」との整合による方向性の検討結果

基本理念	郷土や文化に誇りを持ち 心から地域を愛するひとを育てる
将来像	未来を育む ひとが輝く 信濃おおまち
基本方針	緑の基本計画における方向性
1 ふるさとに誇りを持つひとを育むまち	● 本市の立地特性（地形・地質）や自然環境（植生、生態系等）を知り、豊かな緑を守り育む意識の高揚を図る。
2 活力あふれる産業と地域の魅力を活かしたにぎわいのあるまち	● 自然豊かな「山」、人の営みが自然と共生する「里」、緑による憩いと潤いのある「まち」が共存した、緑あふれるまちづくりを目指す。
3 だれもが健康で安心して暮らせるまち	● 若い世代から高齢者まで、多様な世代が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けられるまちづくりを目指す。
4 豊かな自然を守り快適に生活できるまち	● 「まち」「里」「山」の各ゾーンで、市の貴重な財産である水や緑の保全や活用を図る。 ● 使えるもの（既存ストック）を最大限有効活用し、生活の質（Quality of Life=QOL）の向上を目指す。
5 市民の参画と協働でつくるまち	● 市民一人ひとりが主役となって、まちづくりに参加できる仕組みづくりを進め、多様化する市民ニーズに的確に対応できるまちづくりを目指す。

第4章 緑の将来像と基本方針

1 緑の将来像

(1) 基本理念

「大町市第5次総合計画」では、基本理念を「郷土や文化に誇りを持ち心から地域を愛するひとを育てる」、市の将来像を「未来を育む ひとが輝く 信濃おおまち」とそれぞれ掲げています。まちづくりの原点は人づくりとの認識のもと、にぎわいのあるまち、健康で安心して暮らせるまち、自然を守り快適に生活できるまち、市民の参画と協働でつくるまちを創ることを目指し、さまざまな取組を進めています。

大町市は、西部に、鹿島槍ヶ岳、爺ヶ岳など 3,000m 級の北アルプスの雄大な山々が連なり、東部には四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然に囲まれた昔ながらの里山の風景を残す農山村が存在しています。また、北アルプスを源とする高瀬川、鹿島川等の清冽な流れや豊富な水を湛える青木湖、中綱湖、木崎湖の仁科三湖など、水が豊かであることも大町市の大きな特徴です。これらの緑と水は快適な市民生活の基盤であるとともに、農業や工業といった産業・経済も支えてきました。

大町市にとってかけがえのない存在であり、財産と言える緑と水は、大自然の恵みである一方、先人たちのたゆまぬ努力によって連綿と受け継がれてきたものでもあります。日常的に接する緑と水は決して当たり前のもではなく、私たちが守り育み、将来にわたって継承していくことが必要です。

また、人口減少・少子高齢化が進行する中でも住み良いまち、住み続けられるまちを創っていくために、緑と水をグリーンインフラとしてとらえ、まちのにぎわいや快適な空間の創出、防災力の向上など、緑が持つ多面的な機能をより向上させ、多様な主体の参加と連携によって、地域コミュニティの維持・活性化を図ることが必要です。

そこで、本計画の基本理念を以下のとおり設定します。

■基本理念

水を生み人々を守り育む 未来へつなぐ緑

(2) 緑の将来像

前項の基本理念のもと、緑の将来像を以下のとおり設定します。

大町市の骨格を形成するまとまりのある緑を「山の緑」「川の緑」「田園の緑」、大町市の自然、歴史・文化、レクリエーションの拠点を「自然の緑の拠点」「歴史の緑の拠点」「公園緑地拠点」と位置付けます。骨格的な緑と緑の拠点を結ぶ、道路や河川を「水と緑のネットワーク軸」とし、ネットワークの充実を図ることで、緑が持つ様々な機能が効果的に発揮され、

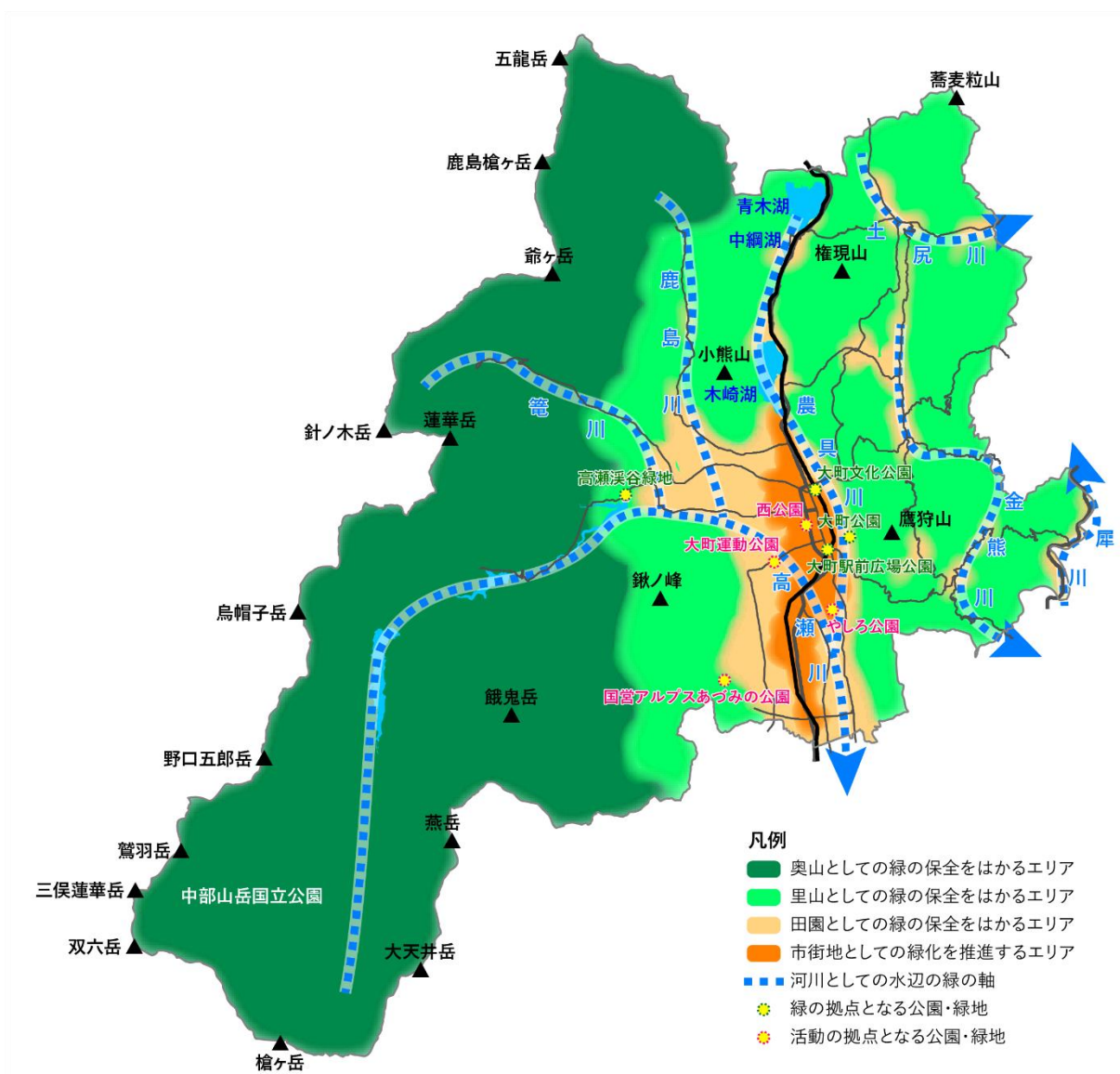
水と緑にみちあふれるまちを目指します。

■緑の将来像

豊かな緑の恵みが織りなす 緑彩都市

2 基本方針

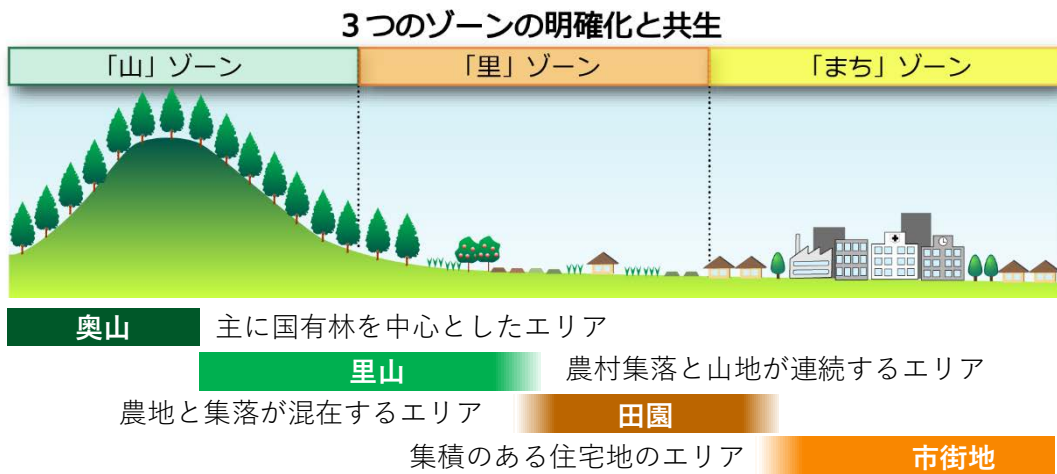
「緑の将来像」を実現するため、大町市全域を4つのエリア（「奥山」「里山」「田園」「市街地」）に区分し、それぞれのエリアごとに具体的な取組を設定します。4つのエリア区分を下図に示します。



大町市全域の緑の4つのエリア

※この「緑の将来像」は、現行の都市計画マスタープランの「将来都市像」に基づいて検討しています。今後都市計画マスタープランの改定に伴って「将来都市像」が更新された場合は、「緑の将来像」も整合を図ります。

上の図における4つのエリア（「奥山」「里山」「田園」「市街地」）と第5次総合計画のまちづくりの基本方針で掲げている3つのゾーン（「まち」「里」「山」）の相互関係は下図のとおりです。



4つのエリアと3つのゾーン（第5次総合計画）の関係

4つのエリアごとの方針を以下に示します。

① 奥山エリア

大町市の西側、北アルプスとその山麓を含む広大なエリアです。そのほとんどは国有林であり、中部山岳国立公園に指定されています。

【奥山エリアの基本方針】

- 大町市のシンボルであるライチョウやコマクサが生息・生育する高山帯を含む、原始的な緑を保全するとともに、国立公園として多くの人が安全に楽しむことのできる環境づくりを進めます。
- 水源林を適切に維持管理し、豊かでおいしい水を育む緑を将来にわたって保全するとともに、土砂災害の発生を防ぎます。

② 里山エリア

大町市平地部の西・北・東の三方をぐるりと囲むように広がる山地とそこにつながる農地からなるエリアです。昔から人々が利用し、人々の生活とともに変遷してきました。

【里山エリアの基本方針】

- 多種多様な森林資源や水源となっている森林を適切に維持管理し、健全で豊かな里山を保全します。
- 災害に強い森林整備を進め、土砂災害の発生を防ぎます。

③ 田園エリア

市街地を除く平地部分が該当し、人々が暮らす集落とその周辺の農地からなるエリアです。

【田園エリアの基本方針】

- 農業が続けられる環境づくりを進めるとともに、多様な生き物が生息・生育できる環境づくりを進めます。
- 地域の緑のシンボルとなっている、社寺林などの歴史的な緑を保全します。

④ 市街地エリア

大町市の中心部などに成立している市街地が該当します。他のエリアに比べて緑が少なく、緑を増やす取組が特に必要なエリアです。

【市街地エリアの基本方針】

- 今ある緑を保全するとともに、質を高める取組を進めます。
- 公共空間や民間地での緑化を進め、まちなかでの緑を増やしてうるおいあるまちづくりを進めます。

第5章 実現のための具体的な取組

1 エリア別の取組

「緑の将来像」を実現するための具体的な取組を、前章で示した4つのエリア別に以下に示します。なお、具体的な内容は資料編に掲載しました。

エリア別の具体的な取組の概要

エリア	施策の柱	具体的な取組の概要
奥山	(1) 水の源である山の緑を守る	①奥山の保全 国立公園や国有林の適正な維持・管理について、関係機関への働きかけ
里山・田園(農地)	(2) 豊かな里山を守り育む	①森の緑の保全と育成 災害に強い森林づくりの推進／水資源保全地域への指定／山麓部の森林整備など ②農の緑の保全 優良農地の保全／耕作放棄地対策／有害鳥獣対策など ③生き物を育む緑の保全 湿原の保全／外来種対策／社寺林、巨樹・巨木の保全など
田園(集落)・市街地	(3) まちなかの緑を育み、潤いのあるまちをつくる	①まちを彩る緑の育成 高木の保全／住宅地の緑化／商業地での緑化の促進／水に親しむ場の創出／社寺林、巨樹・巨木の保全など ②たのしみを創る緑の育成 空地・低未利用地の利活用／公園の整備・更新、ネットワーク化など ③くらしを守る緑の育成 洪水、大規模災害対策、森林・木材・水資源の有効活用など
全エリア共通	(4) 参加・協働・連携で緑を守り育む	①緑を知る 積極的な情報発信、学校教育など ②緑に関わる みどり講座(仮称)の開催／緑に関わるイベントの開催など ③緑でつながる 緑の管理・運営の仕組みづくり／市内で実施中のプロジェクトとの連携／市外の各種団体等との交流・連携など

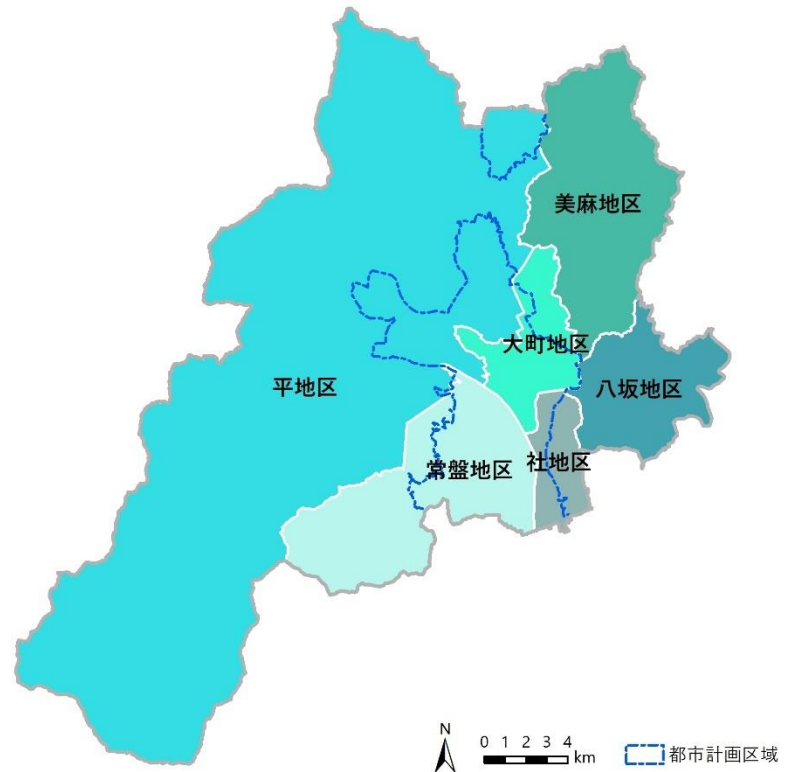
2 地区別の取組

■地区別の取組の考え方

地区別の取組として、各地区の緑の現状と課題を踏まえて、市民・事業者・行政が連携して進める緑の保全と整備・活用の方向性を整理しました。

ここでは、合併前の旧市村である「大町地区」「平地区」「常盤地区」「社地区」「八坂地区」「美麻地区」の6地区に区分して、地区別の取組を示します。

「緑の基本計画」は本来的には都市計画区域内を対象とした計画ですが、本市は都市計画区域外にも集落が広がっていることから、ここでは市全域の主に人が居住している範囲を対象として検討しました。



6地区の区分

■地区別の取組の構成

各地区について、以下の構成で取組の内容を検討しました。

①緑の現状

- 地区のあらましと主な緑の状況
- 住民アンケート結果から地区別集計結果の抜粋

②緑の課題

- 緑の保全と整備に関する課題の概要

③地区での取組

【地区の緑の目指す姿】

- 本計画の目標年度である20年後の姿

【地区における取組】

- 目指す姿を実現するために実施する取組
(重点的・優先的に取り組む事項は下線で表記)

(1) 大町地区

①緑の現状

【緑と地域の現状】

- 大町市の中心部である市街地が成立している平地とその東側の低山からなります。
- 特に中心市街地は他の地区と比較して緑が少ない状況です。
- 平地の東側の低山部はそのほとんどが民有林であり、森林施策が行われています。

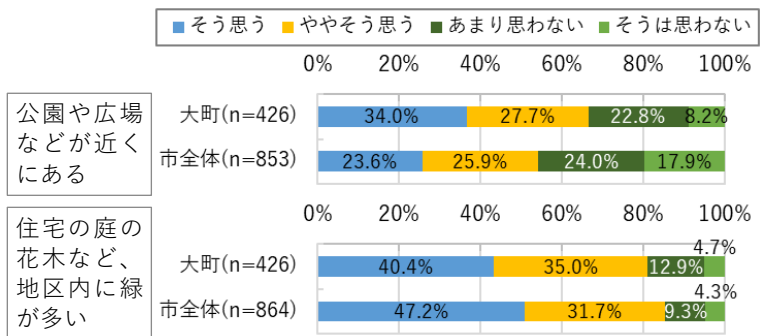
【地域住民の意識】

- 地域の暮らしやすさについて、「公園や広場などが近くにある」については市全体と比較して肯定的な意見が多くなっています。
- 「地区内に緑が多い」については、市全体と比較して否定的な意見が多くなっています。
- 緑の役割や機能では「まちの景観を向上させる」や「休養や休息の場となる」という回答が市全体と比較して多く、「生物の生育・生息の場となる」や「気候を調節する」は市全体と比較して少ない傾向でした。
- 緑を守り育てるために必要な取組では、「規制やルールづくり」や「沿道に植栽」などの項目で市全体と比較して多い傾向でした。

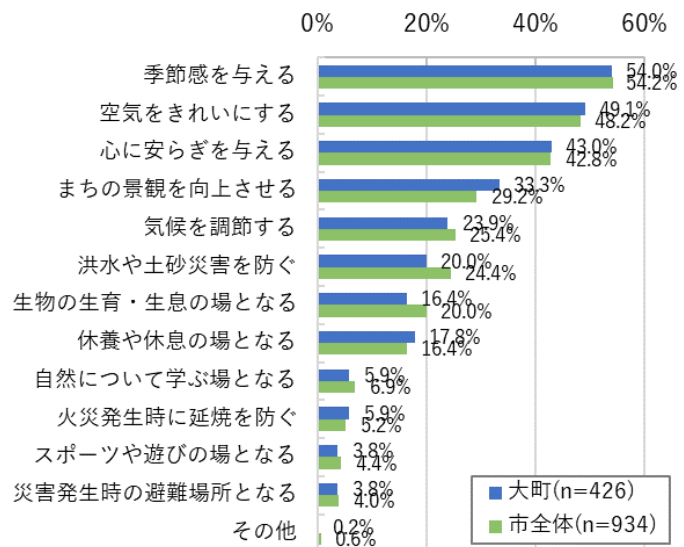
②緑の課題

- 市街地に緑が少ないことが課題です。
- 今ある緑や今後増やす緑についても、多様な主体の参加と協働による維持管理の仕組みづくりが必要です。
- 空地や低未利用地を活用したオープンスペースの設置などにより、中心市街地への人の流れとにぎわいを創出する必要があります。

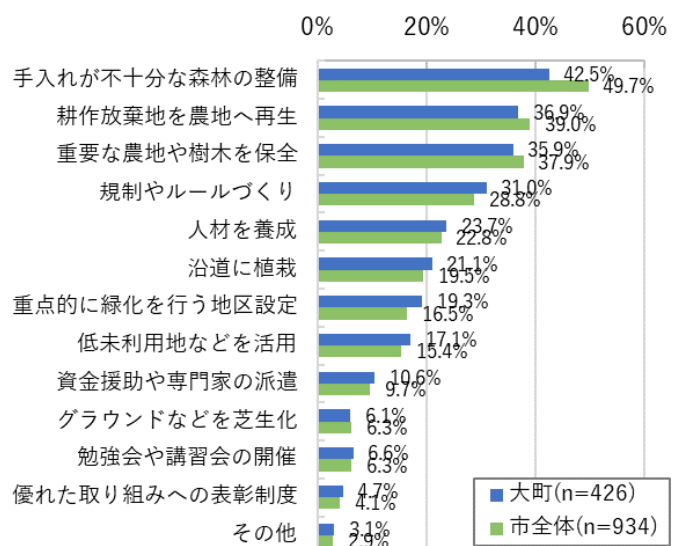
■地域の暮らしやすさ



■緑の役割や機能で特に重要だと思うこと

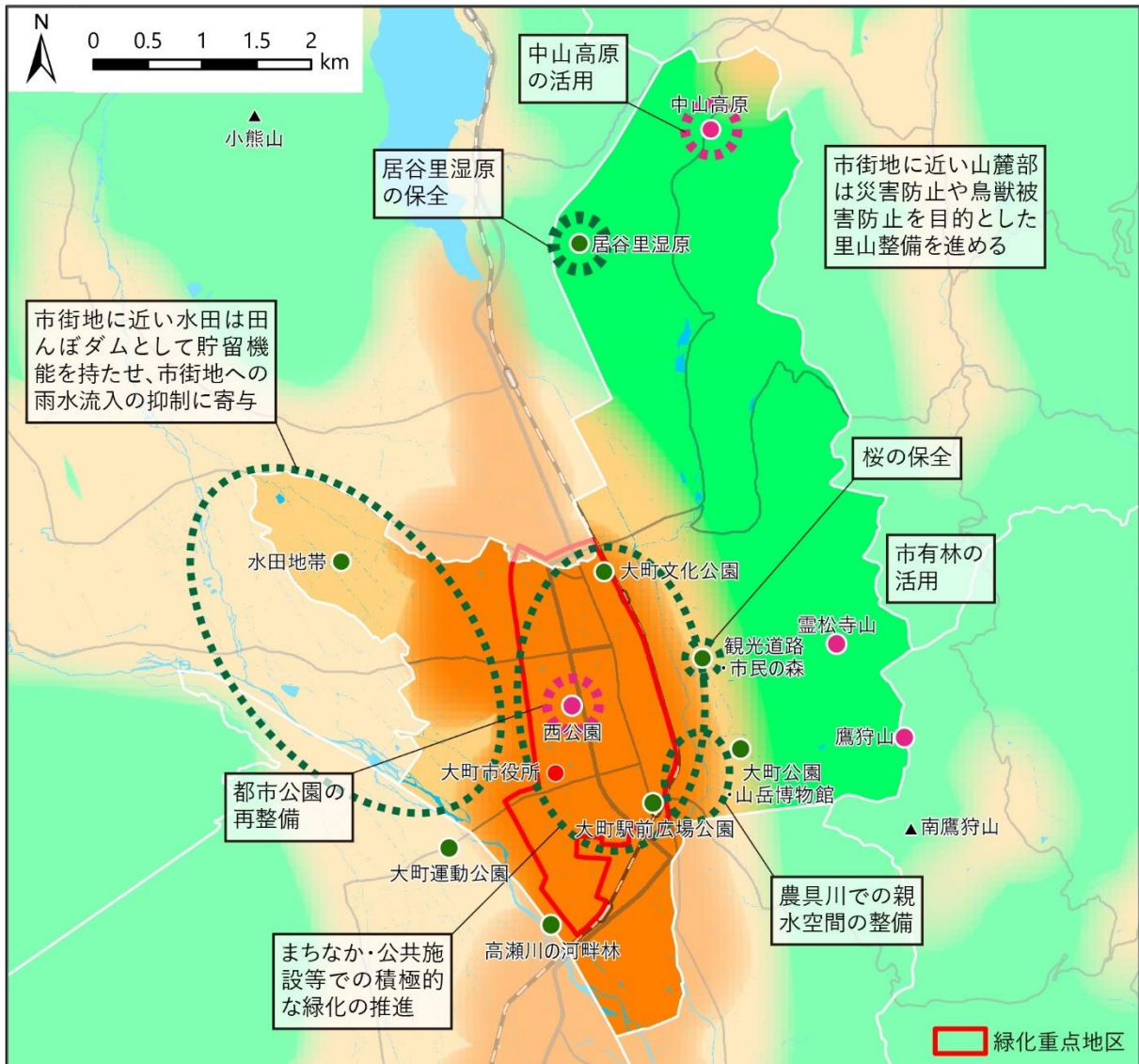


■緑を守り育てるために必要な取組



③大町地区での取組

※「緑化重点地区」の範囲となる中心市街地での取組は53ページにまとめました。



凡例

- 奥山としての緑の保全をはかるエリア
 - 里山としての緑の保全をはかるエリア
- 田園としての緑の保全をはかるエリア
 - 市街地としての緑化を推進するエリア
- (将来)
 緑の拠点
 - 活動の拠点

大町地区の緑の目指す姿

- 比較的緑が少ない中心市街地の公共施設や民間施設・住宅地等で積極的な緑化が進められ、緑の量が増えています。
- 市街地周辺の農地や里山では災害防止や鳥獣被害防止の観点から保全と整備が進められています。整備に際してはグリーンインフラの考え方が積極的に採用され、緑が複数の機能を持っています。
- 中心市街地内に空地を利活用したオープンスペースが設置され、賑わいの場として活用されています。

大町地区における取組

(下線は重点的に取り組む項目)

- 公共施設等での積極的な緑化推進
- 都市公園の再整備
- 水田は田んぼダムとして貯留機能を持たせ、市街地への雨水流入を抑制
- 集落に近い山麓部は災害防止や鳥獣被害防止を目的とした里山整備
- 観光道路・市民の森の桜の保全
- 農具川での親水空間の整備
- 市有林の活用を検討
- 中山高原の活用
- 居谷里湿原の保全

(2) 平地区

①緑の現状

【緑と地域の現状】

- 大町市の西側の仁科三湖と北アルプスの大部分が該当し、平地から標高 3,000m 級の山岳まで起伏に富んだ地形です。
- 大町地区に近いエリアは宅地化が進んでいますが、大部分は山林でほとんどが緑に覆われています。
- 仁科三湖に接する北側は民有林で、西の北アルプス側は大部分が国有林となっています。

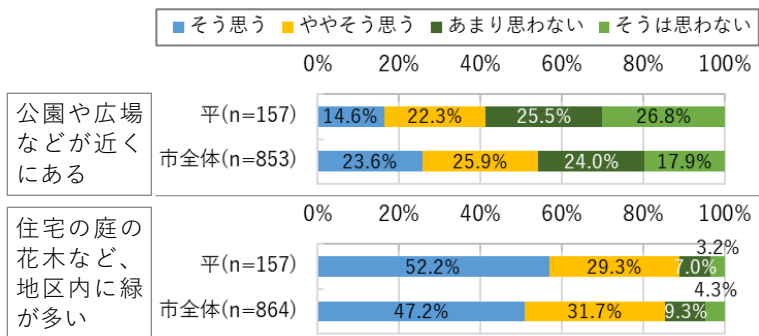
【地域住民の意識】

- 地域の暮らしやすさについて、「公園や広場などが近くにある」については市全体と比較して否定的な意見が多くなっています。
- 「地区内に緑が多い」については、市全体と比較して肯定的な意見が多くなっています。
- 緑の役割や機能では「季節感を与える」や「生物の生育・生息の場となる」という回答が市全体と比較して多く、「まちの景観を向上させる」などは市全体と比較して少ない傾向でした。
- 緑を守り育てるために必要な取組では、「手入れが不十分な森林の整備」や「耕作放棄地を農地へ再生」などの項目で市全体と比較して多い傾向でした。

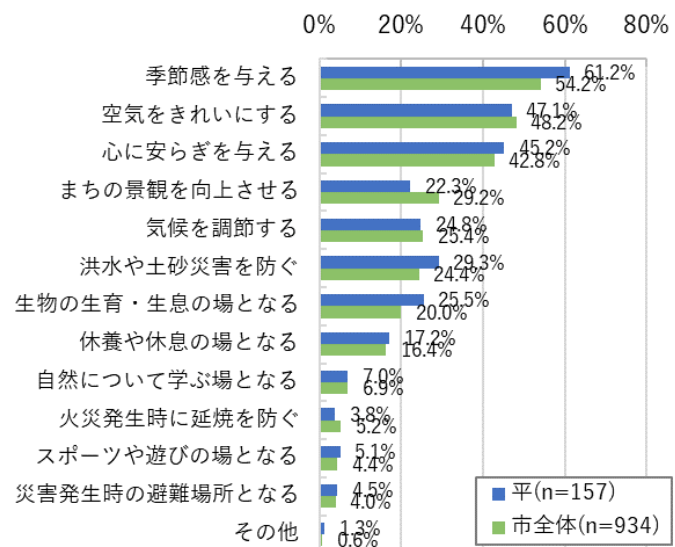
②緑の課題

- わが国を代表する山岳景勝地でもある中部山岳国立公園を擁しており、安心して快適な利用環境を整える必要があります。
- 仁科三湖周辺は緑豊かですぐれた景勝地でありながら観光客数は減少傾向にあります。利用拠点を整備するなど、活性化を図る必要があります。
- 市街地に近いエリアにおいて農地の保全を図る必要があります。

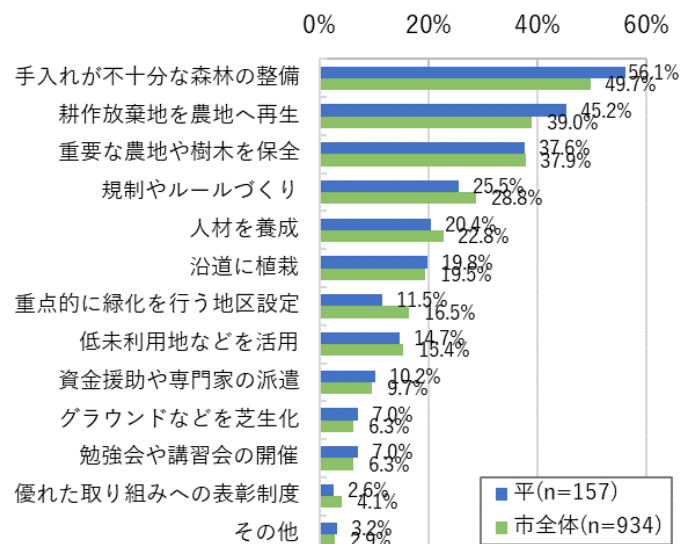
■地域の暮らしやすさ



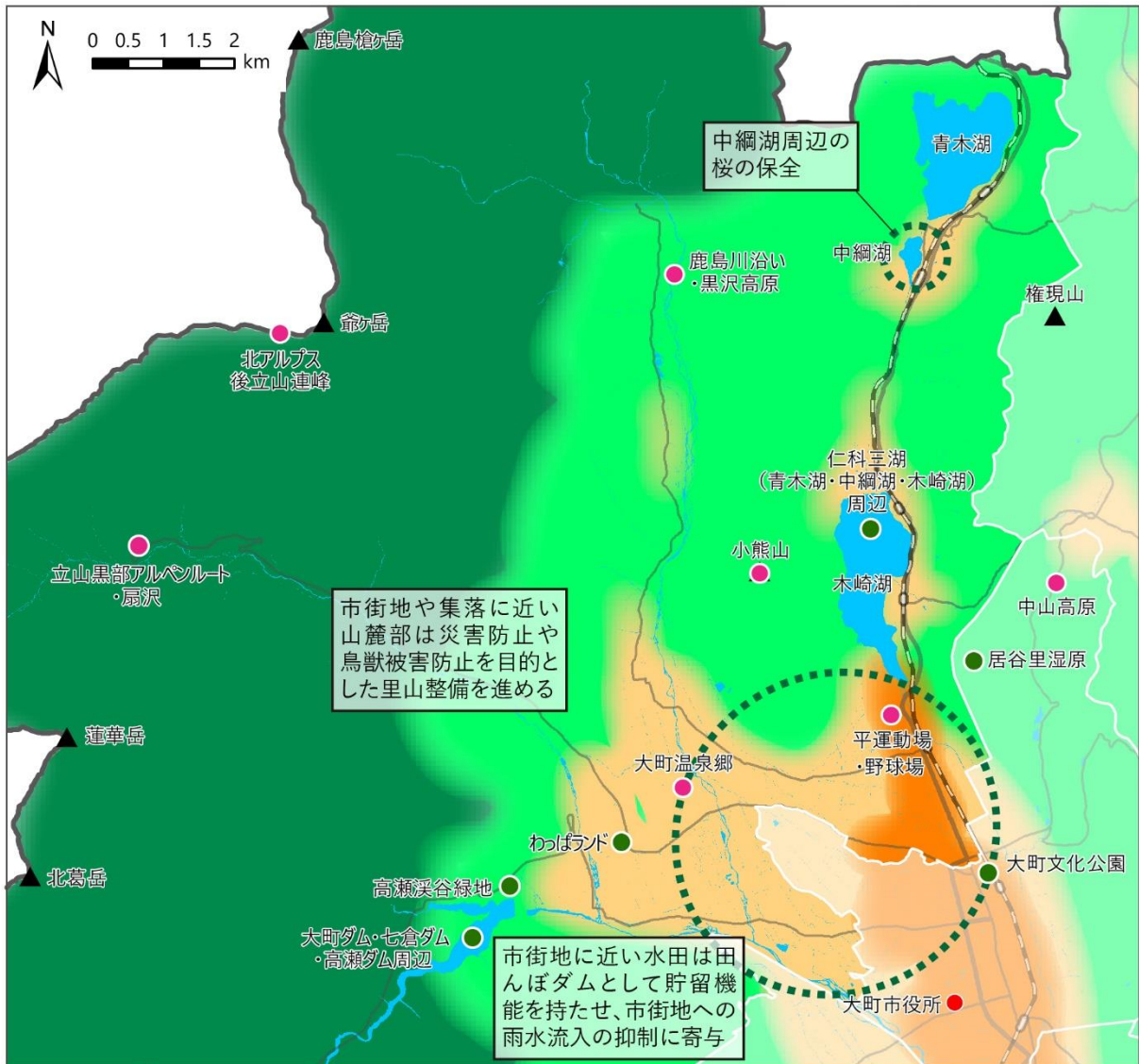
■緑の役割や機能で特に重要だと思うこと



■緑を守り育てるために必要な取組



③平地区での取組



凡例

- | | | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------|
| 奥山としての緑の保全をはかるエリア | 里山としての緑の保全をはかるエリア | 田園としての緑の保全をはかるエリア | 市街地としての緑化を推進するエリア | (将来) |
| 緑の拠点 | 活動の拠点 | | | |

平地区の緑の目指す姿

- 風光明媚な仁科三湖周辺の活性化が図られ、大町市を代表する緑の拠点として活用されています。
- 市街地に近い農地や里山では災害防止や鳥獣被害防止の観点から保全と整備が進められています。整備に際してはグリーンインフラの考え方が積極的に採用され、緑が複数の機能を持っています。

平地区における取組

(下線は重点的に取り組む項目)

- 中綱湖周辺の桜の保全
- 市街地や集落に近い山麓部は災害防止や鳥獣被害防止を目的とした里山整備
- 市街地に近い水田は田んぼダムとして貯留機能を持たせ、市街地への雨水流入を抑制

(3) 常盤地区

①緑の現状

【緑と地域の現状】

- 大町市の南西側に位置し、高瀬川右岸側の平地から北アルプス餓鬼岳を含む標高 2,600m 級の山岳までの起伏に富んだ地形です。
- 大町市内では社地区とともに南に位置していること、松本市などに近いことなどから、宅地開発が進んでいます。
- 山麓部は民有林で北アルプスは国有林となっています。

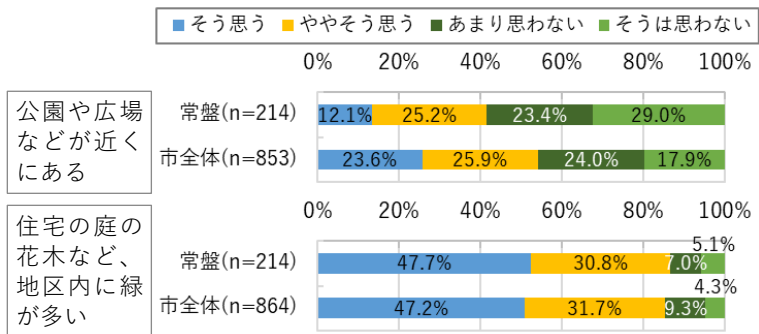
【地域住民の意識】

- 地域の暮らしやすさについて、「公園や広場などが近くにある」については市全体と比較して否定的な意見が多くなっています。
- 「地区内に緑が多い」については、市全体とほぼ同じ傾向となっています。
- 緑の役割や機能では「まちの景観を向上させる」や「スポーツや遊びの場となる」という回答が市全体と比較して若干多く、「季節感を与える」や「休養や休息の場となる」は市全体と比較して少ない傾向でした。
- 緑を守り育てるために必要な取組では、「手入れが不十分な森林の整備」や「重要な農地や樹木を保全」などの項目で市全体と比較して多い傾向でした。

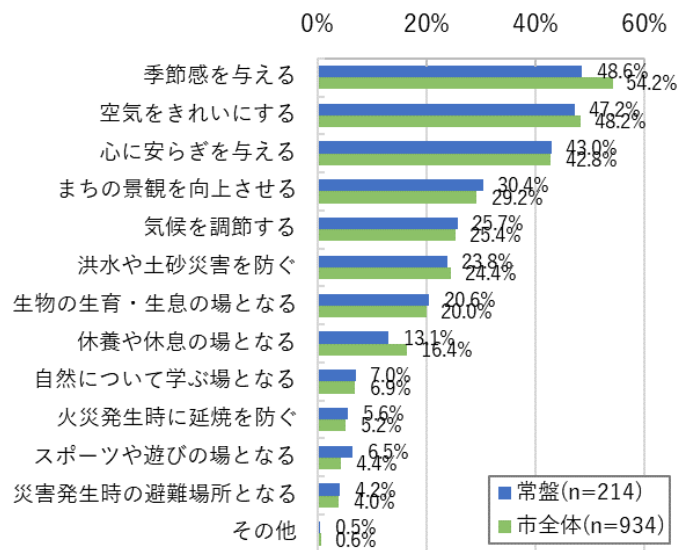
②緑の課題

- 山麓部の民有林では森林整備が進められていますが、所有者が所在不明であったり林業従事者不足のため整備が追いついていない状況も見受けられます。農業・林業の担い手確保が必要です。
- 野生鳥獣による農作物被害が深刻であり、対策が必要です。
- バランスの取れた開発を行う必要があります。

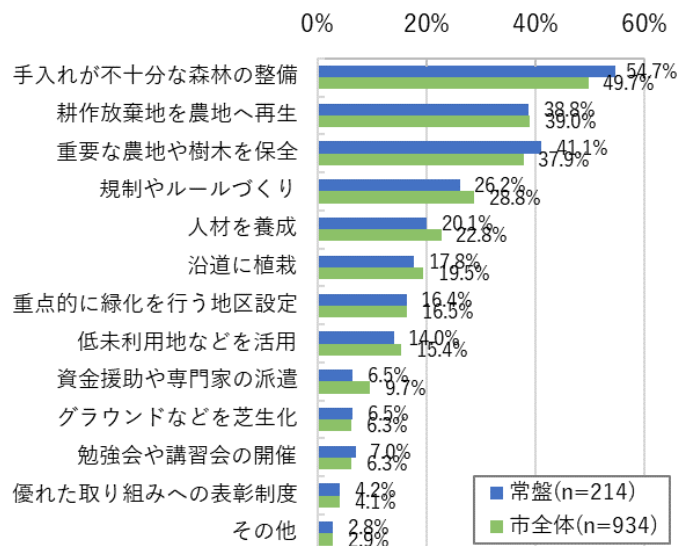
■地域の暮らしやすさ



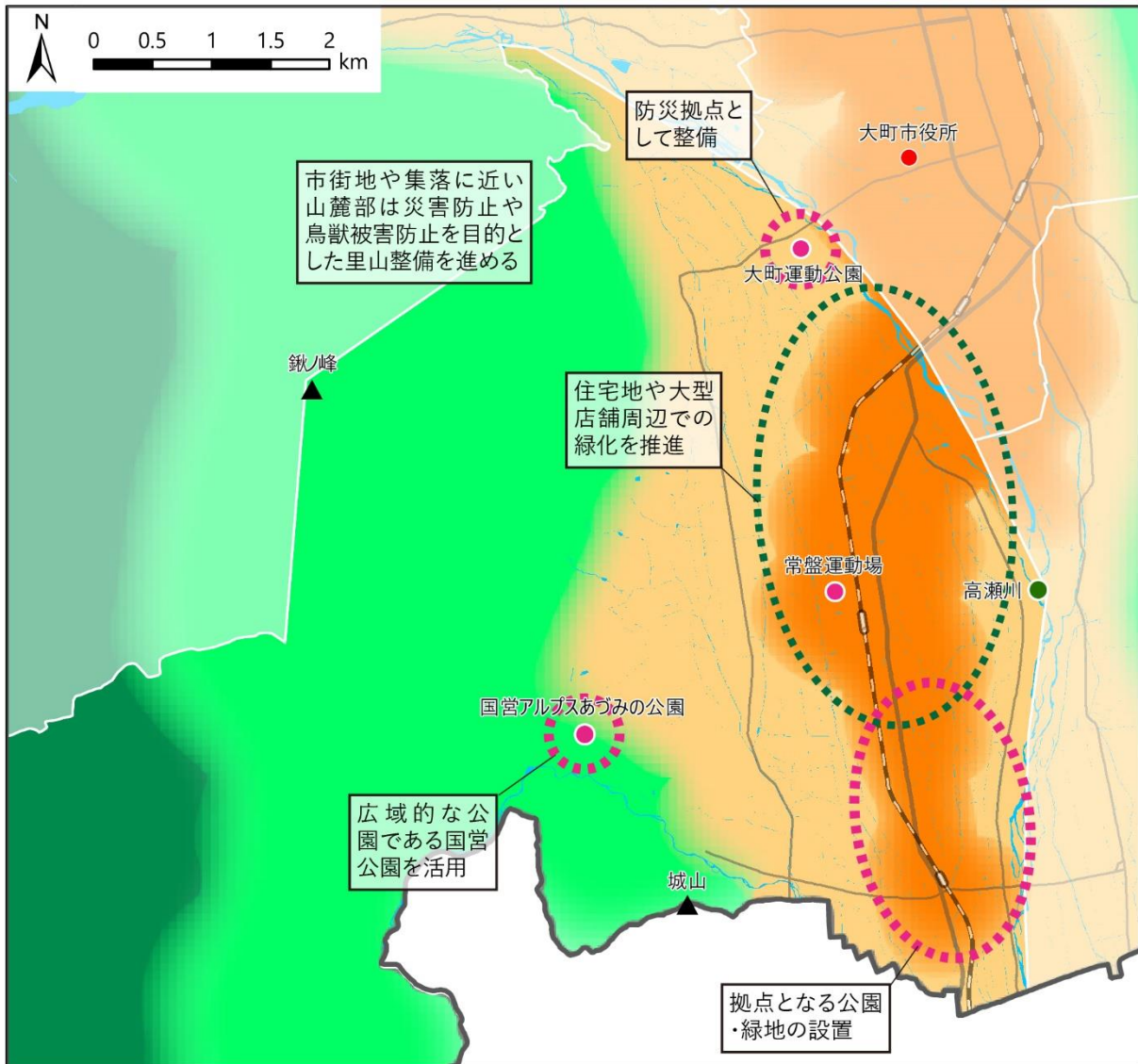
■緑の役割や機能で特に重要だと思うこと



■緑を守り育てるために必要な取組



③常盤地区での取組



凡例

- | | | |
|-------------------|-------------------|-----------|
| 奥山としての緑の保全をはかるエリア | 田園としての緑の保全をはかるエリア | (将来) 緑の拠点 |
| 里山としての緑の保全をはかるエリア | 市街地としての緑化を推進するエリア | 活動の拠点 |

常盤地区の緑の目指す姿

- 比較的新しい住宅地や大型店舗周辺などで緑化が進められています。
- 里山へ人手が入る仕組みが整っており、継続的な整備が続けられて健全な里山となっています。
- 国営アルプスあづみの公園が広域的な活動の拠点として活用されています。
- 地区の南部にオープンスペースを有する公園・緑地が設置され、地域のコミュニティの拠点として活用されています。

常盤地区における取組

(下線は重点的に取り組む項目)

- 住宅地・大型店舗周辺での緑化を推進
- 市街地や集落に近い山麓部は災害防止や鳥獣被害防止を目的とした里山整備
- 大町運動公園の防災拠点としての整備
- 広域的な公園である国営アルプスあづみの公園を活用
- 拠点となる公園・緑地が立地していないエリア(安曇沓掛駅周辺)での拠点となる公園・緑地の検討

(4) 社地区

①緑の現状

【緑と地域の現状】

- 常盤地区とともに大町市の南側に位置し、高瀬川左岸側の平地とその東側の低山からなります。
- 平地が少ないことから宅地化は常盤地区ほどは進んでおらず、農地や山林などの緑が豊かです。
- 平地の東側の低山部はそのほとんどが民有林であり、森林施業が行われています。

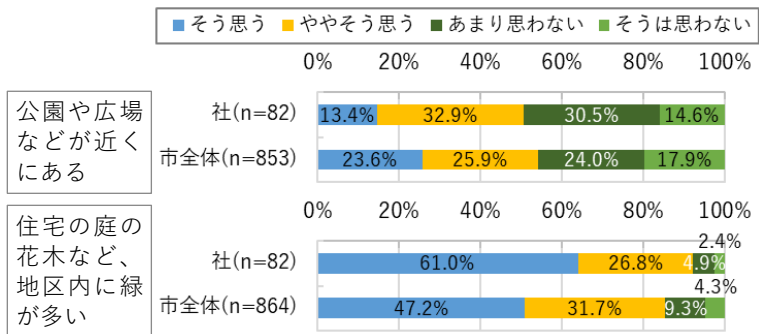
【地域住民の意識】

- 地域の暮らしやすさについて、「公園や広場などが近くにある」については市全体と比較して否定的な意見が多くなっています。
- 「地区内に緑が多い」については、市全体と比較して肯定的な意見が多くなっています。
- 緑の役割や機能では「気候を調節する」や「洪水や土砂災害を防ぐ」という回答が市全体と比較して多く、「まちの景観を向上させる」や「スポーツや遊びの場となる」は市全体と比較して少ない傾向でした。
- 緑を守り育てるために必要な取組では、「手入れが不十分な森林の整備」や「重要な農地や樹木を保全」などの項目で市全体と比較して多い傾向でした。

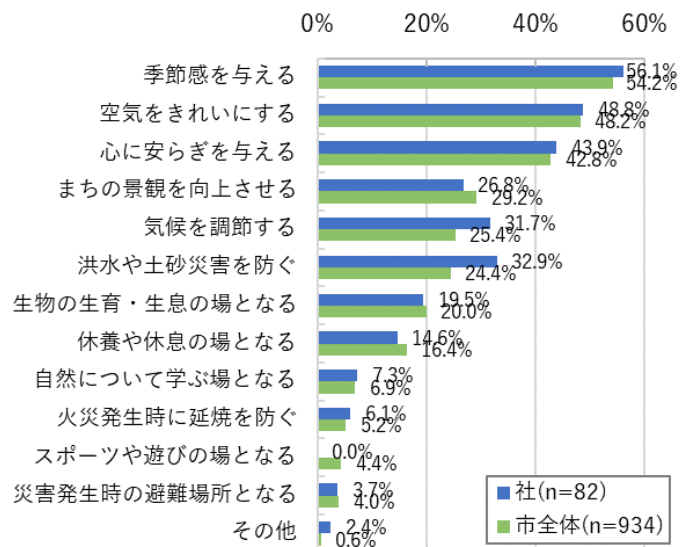
②緑の課題

- 山林が市街地や集落に迫っており、災害防止や鳥獣被害防止のための森林整備を推進する必要があります。
- 拠点となる公園・緑地が立地していないエリアがあり、設置の検討が必要です。

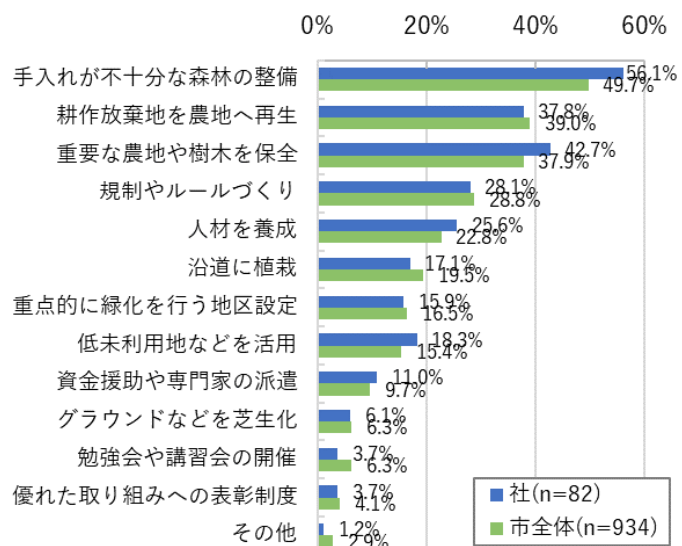
■地域の暮らしやすさ



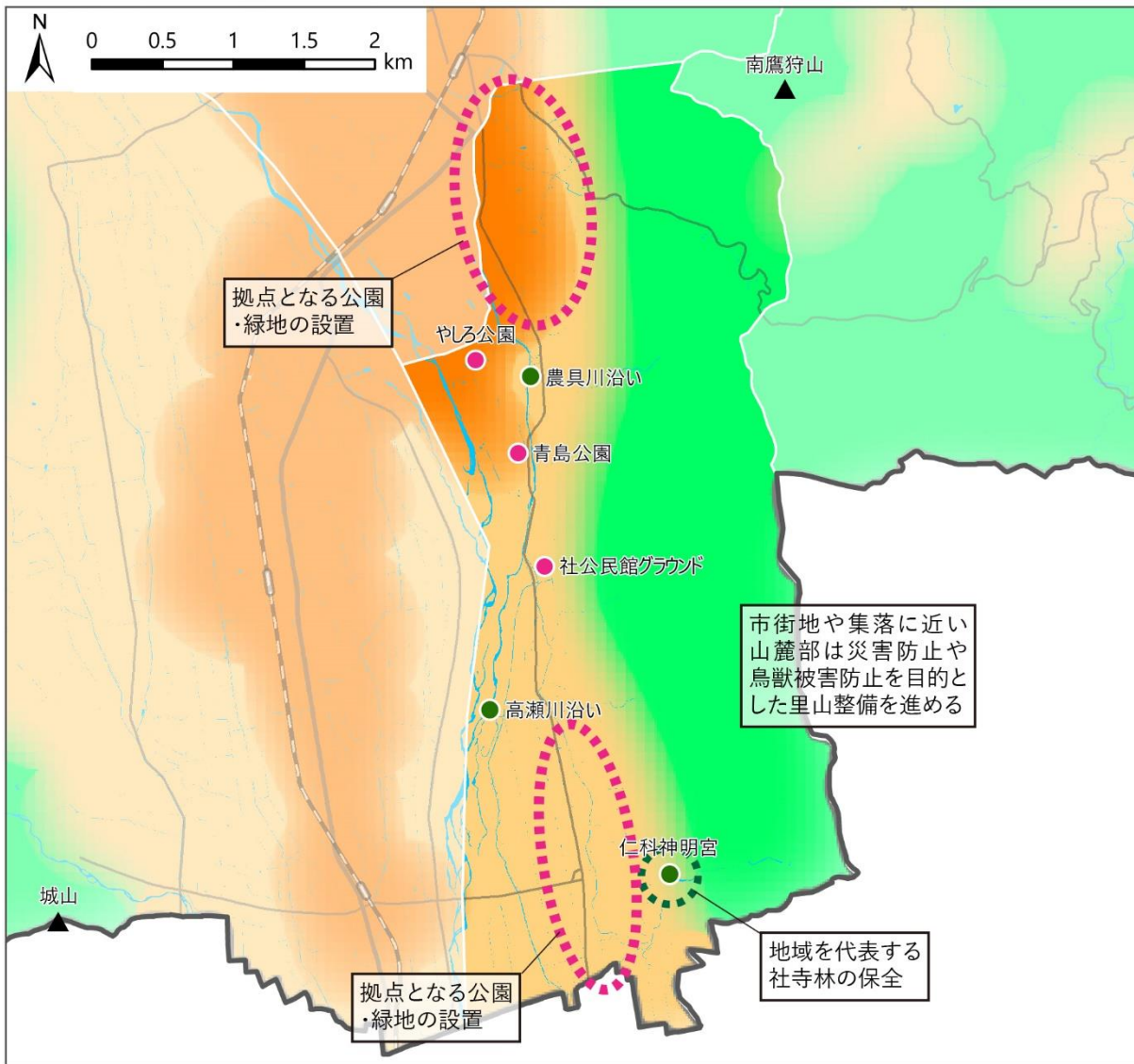
■緑の役割や機能で特に重要だと思うこと



■緑を守り育てるために必要な取組



③社地区での取組



凡例

- | | | |
|-------------------|-------------------|-----------|
| 奥山としての緑の保全をはかるエリア | 田園としての緑の保全をはかるエリア | (将来) 緑の拠点 |
| 里山としての緑の保全をはかるエリア | 市街地としての緑化を推進するエリア | 活動の拠点 |

社地区の緑の目指す姿

- 里山へ人手が入る仕組みが整っており、継続的な整備が続けられて健全な里山となっています。
- 地区の北部と南部にオープンスペースを有する公園・緑地が設置され、地域のコミュニティの拠点として活用されています。

社地区における取組

(下線は重点的に取り組む項目)

- 市街地や集落に近い山麓部は災害防止や鳥獣被害防止を目的とした里山整備
- やしろ公園や青島公園の緑地の保全と維持管理
- 拠点となる公園・緑地が立地していないエリア（南大町駅東側及び仁科神明宮周辺）での拠点となる公園・緑地の検討
- 地域を代表する緑である仁科神明宮の社寺林の保全

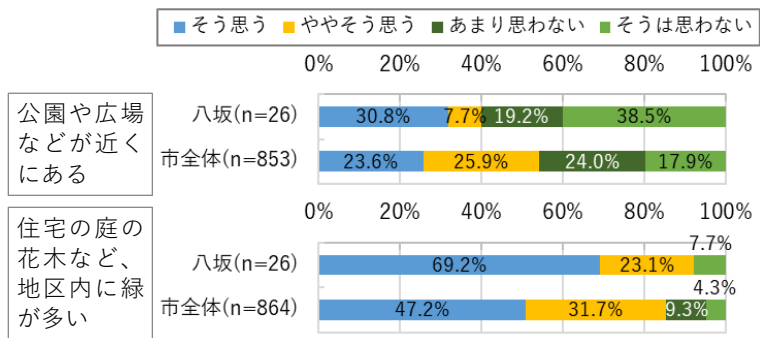
(5) 八坂地区

①緑の現状

【緑と地域の現状】

- 全体に山がちで、標高 1,000m 前後の低山が連なっています。
- 直接犀川へ流れ込む金熊川とその支流沿いに細長い谷が延び、山腹斜面に農地や集落が成立しています。
- まとまった市街地は存在せず、ほぼ全域が緑に覆われており、緑豊かな地域です。

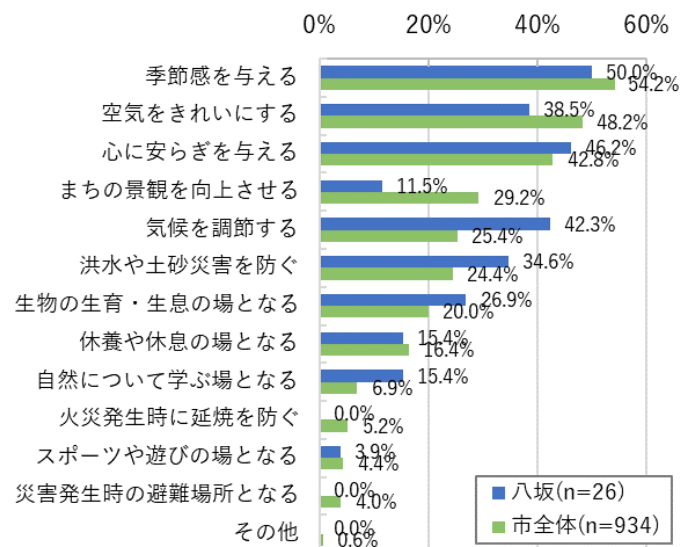
■地域の暮らしやすさ



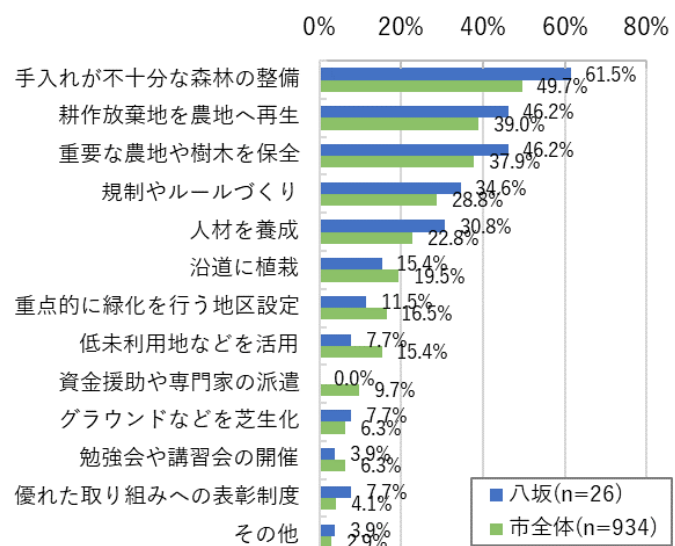
【地域住民の意識】

- 地域の暮らしやすさについて、「公園や広場などが近くにある」については市全体と比較して否定的な意見が多くなっています。
- 「地区内に緑が多い」については、市全体と比較して肯定的な意見が多くなっています。
- 緑の役割や機能では「気候を調節する」や「洪水や土砂災害を防ぐ」という回答が市全体と比較して多く、「空気をきれいにする」や「まちの景観を向上させる」は市全体と比較して少ない傾向でした。
- 緑を守り育てるために必要な取組では、「手入れが不十分な森林の整備」や「人材を養成」などの項目で市全体と比較して多い傾向でした。

■緑の役割や機能で特に重要だと思うこと



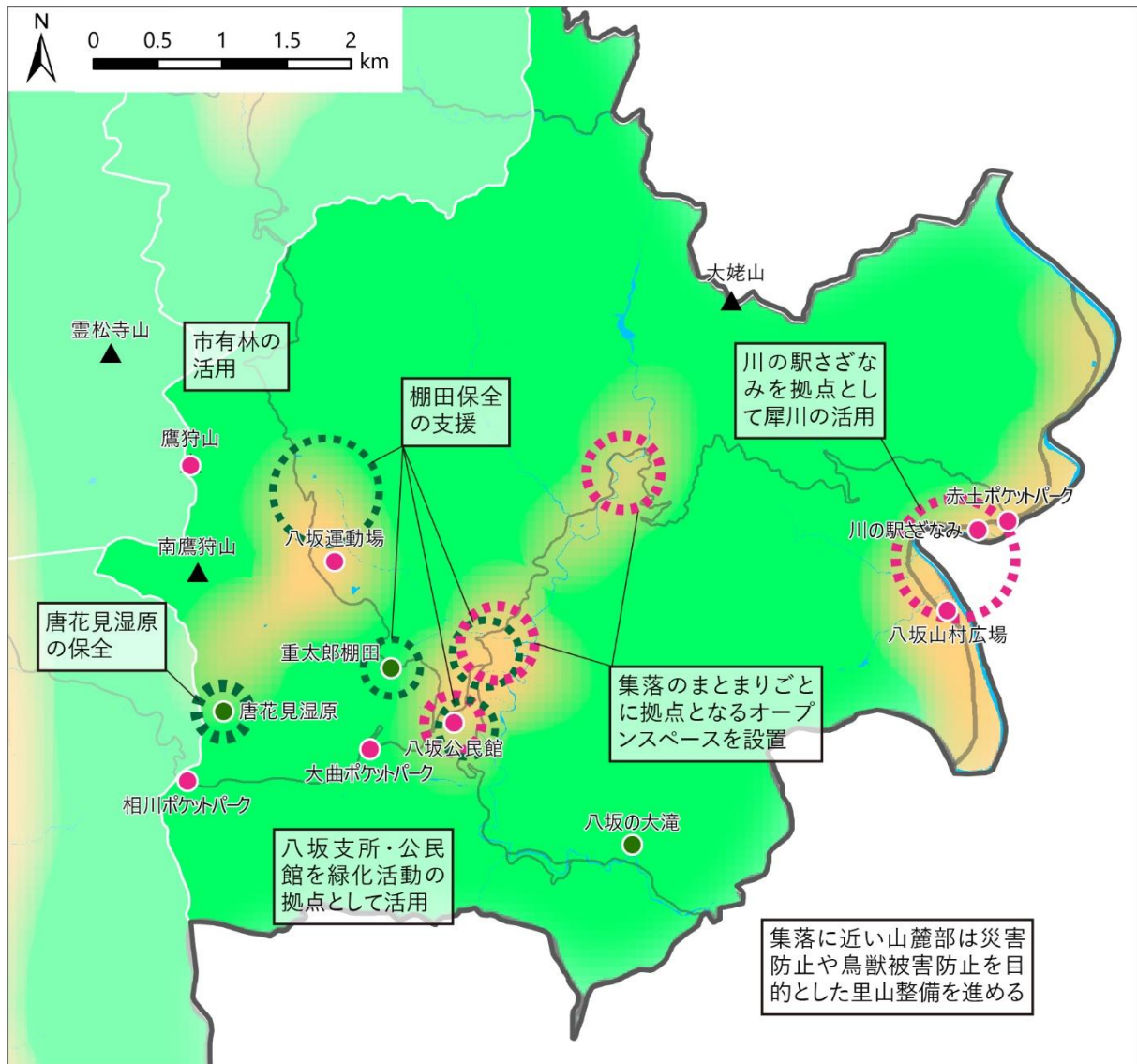
■緑を守り育てるために必要な取組



②緑の課題

- 山地は主に森林として林業が行われていますが、所有者が所在不明であったり林業従事者不足のため整備が追いついていない状況も見受けられます。農業・林業の担い手確保が必要です。
- 手入れ不十分な森林は土砂災害発生や鳥獣被害の原因となる可能性があります。
- 活動の拠点となる公園・緑地が不足しており、設置の検討が必要です。

③八坂地区での取組



凡例

- | | | |
|-------------------|-------------------|-----------|
| 奥山としての緑の保全をはかるエリア | 田園としての緑の保全をはかるエリア | (将来) 緑の拠点 |
| 里山としての緑の保全をはかるエリア | 市街地としての緑化を推進するエリア | 活動の拠点 |

八坂地区の緑の目指す姿

- 計画的な森林施業が進められ、林業が続けられる環境が整っています。
- 里山へ人手が入る仕組みが整っており、継続的な整備が続けられて健全な里山となっています。
- 棚田や犀川など、八坂地区固有の緑が地区の活性化に活用されています。
- 集落のまとまりごとにオープンスペースが設置され、地域のコミュニティの拠点として活用されています。

八坂地区における取組

(下線は重点的に取り組む項目)

- 集落に近い山麓部は災害防止や鳥獣被害防止を目的とした里山整備
- 集落のまとまりごとに拠点となるオープンスペースを設置
- 市有林を活用
- 八坂支所・公民館を活動の拠点として活用
- 川の駅さざなみを拠点として犀川を活用
- 棚田百選に選定されている「重太郎の棚田」の保全を支援
- 唐花見湿原の保全

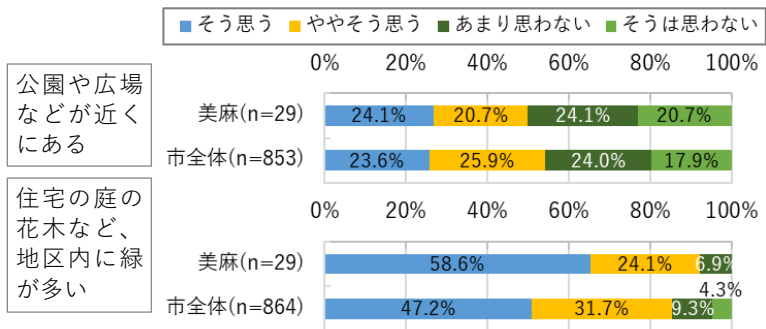
(6) 美麻地区

①緑の現状

【緑と地域の現状】

- 全体に山がちで、標高 1,000m 前後の低山が連なっています。
- 直接犀川へ流れ込む土尻川、金熊川沿いに細長い谷が延び、比較的平坦な土地に農地や集落が成立しています。
- まとまった市街地は存在せず、ほぼ全域が緑に覆われており、緑豊かな地域です。

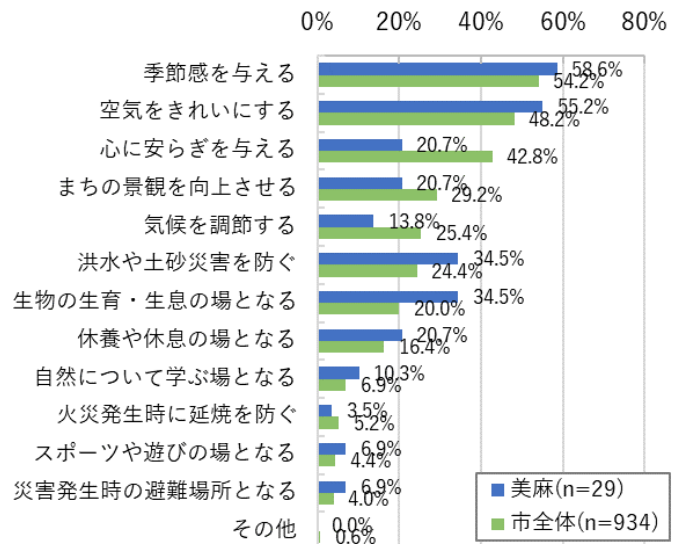
■地域の暮らしやすさ



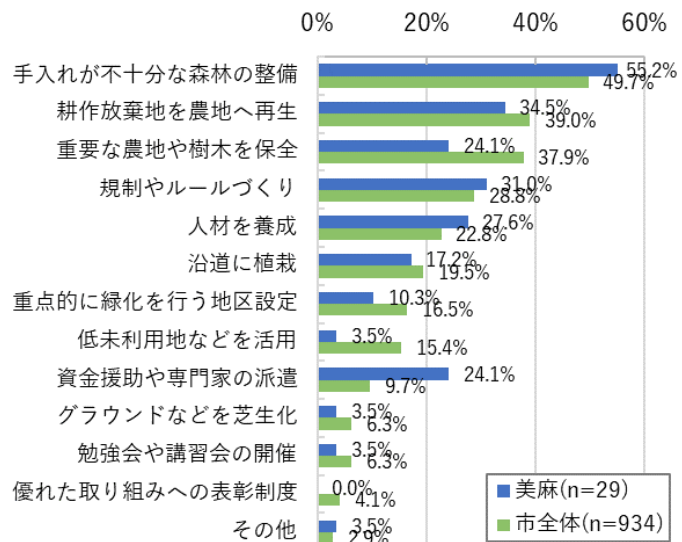
【地域住民の意識】

- 地域の暮らしやすさについて、「公園や広場などが近くにある」については市全体と比較して否定的な意見が多くなっています。
- 「地区内に緑が多い」については、市全体と比較して肯定的な意見が多くなっています。
- 緑の役割や機能では「災害防止」や「生物の生育・生息の場」という回答が市全体と比較して多く、「心に安らぎを与える」や「気候を調節する」は市全体と比較して少ない傾向でした。
- 緑を守り育てるために必要な取組では、「資金援助や専門家の派遣」や「人材を養成」などの項目で市全体と比較して多い傾向でした。

■緑の役割や機能で特に重要だと思うこと



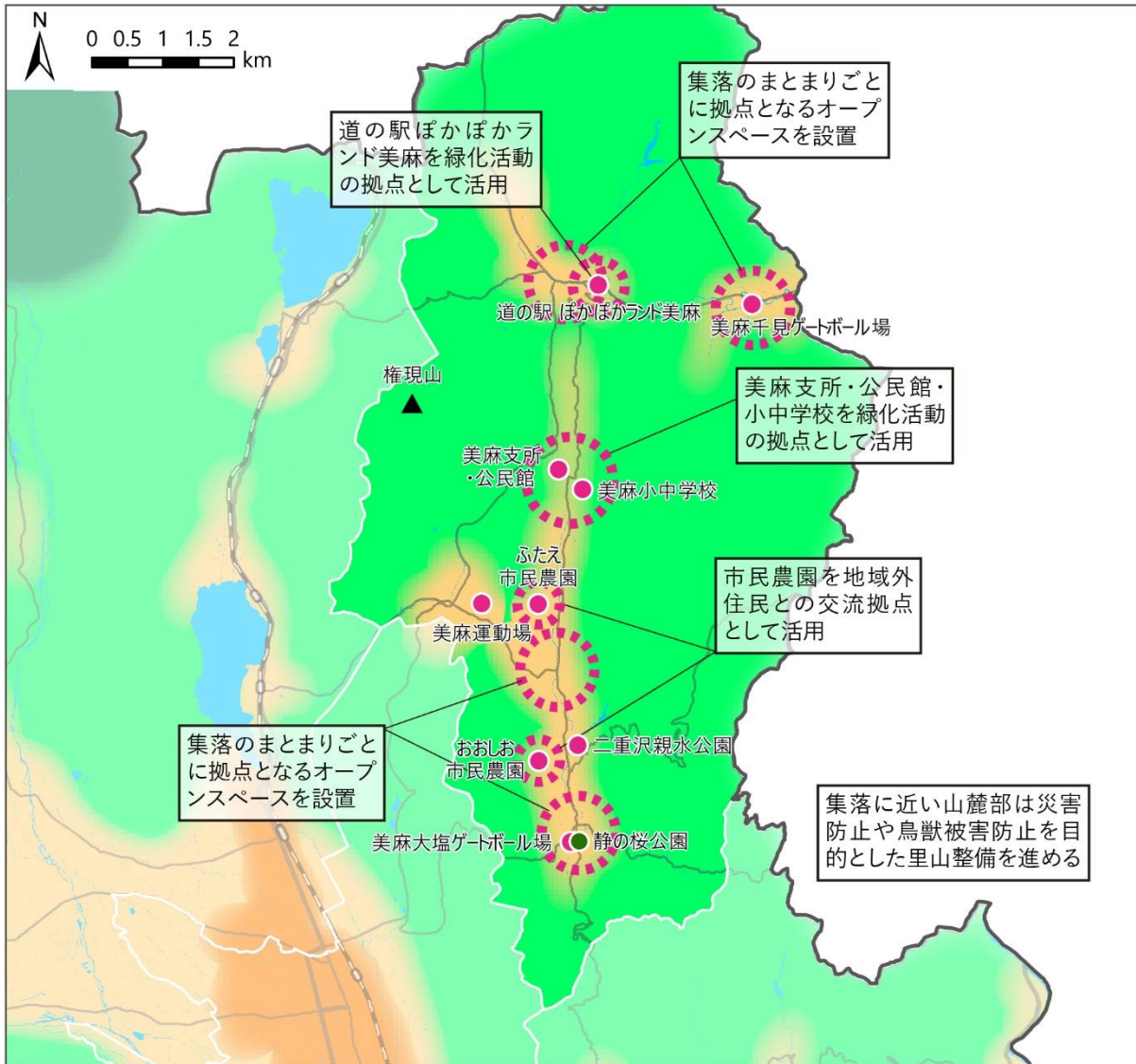
■緑を守り育てるために必要な取組



②緑の課題

- 山地は主に森林として林業が行われていますが、所有者が所在不明であったり林業従事者不足のため整備が追いついていない状況も見受けられます。農業・林業の担い手確保が必要です。
- 手入れ不十分な森林は土砂災害発生や鳥獣被害の原因となる可能性があります。
- 都市公園をはじめまとまった面積の公園・緑地が存在せず、憩いや賑わいの場の確保が必要です。

③美麻地区での取組



凡例

- | | | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------|
| 奥山としての緑の保全をはかるエリア | 里山としての緑の保全をはかるエリア | 田園としての緑の保全をはかるエリア | 市街地としての緑化を推進するエリア | (将来) |
| 緑の拠点 | 活動の拠点 | | | |

美麻地区の緑の目指す姿

- 里山へ人手が入る仕組みが整っており、継続的な整備が続けられて、防災、減災、地域の安全性が向上した里山となっています。
- 農地や森林、景観の荒廃が防止され、健全な里山環境が形成されています。
- 地区内外の住民の交流を通じて里山の活用が図られています。

美麻地区における取組

(下線は重点的に取り組む項目)

- 集落に近い山麓部は災害防止や鳥獣被害防止を目的とした里山整備
- コミュニティ・スクール活動等を通じたグリーンインフラを支える人材の育成
- 市民農園などを活用し、交流を通じて市民が緑化活動に参加できる仕組みづくり
- 良好な里山環境を整備するため基幹集落ごとにオープンスペースを設置
- 美麻公民館・美麻小中学校、市民農園、道の駅ほかほかランド美麻等を緑化活動の拠点として活用

3 重点的な取組を行う区域

本計画では、緑に関する重点的な取組を行う区域として「緑化重点地区」と「緑地保全配慮地区」の2種類を設定します。

「緑化重点地区」は都市緑地法に定められている「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」に該当し、緑が特に少ない区域において、積極的な緑化を推進することで、緑を増やしうるおいのまちづくりを行う地区です。本計画では「大町市立地適正化計画」における「誘導区域」（都市機能誘導区域及び居住誘導区域）を対象として設定し、積極的な緑化に取り組みます。

「緑地保全配慮地区」は都市緑地法に定められている「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に該当し、風致景観となる緑地を保全する地区、地区特有の生態系を保全する必要がある地区、自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要がある地区などが対象となります。本計画においては、「緑地保全配慮地区」の考え方を示します。

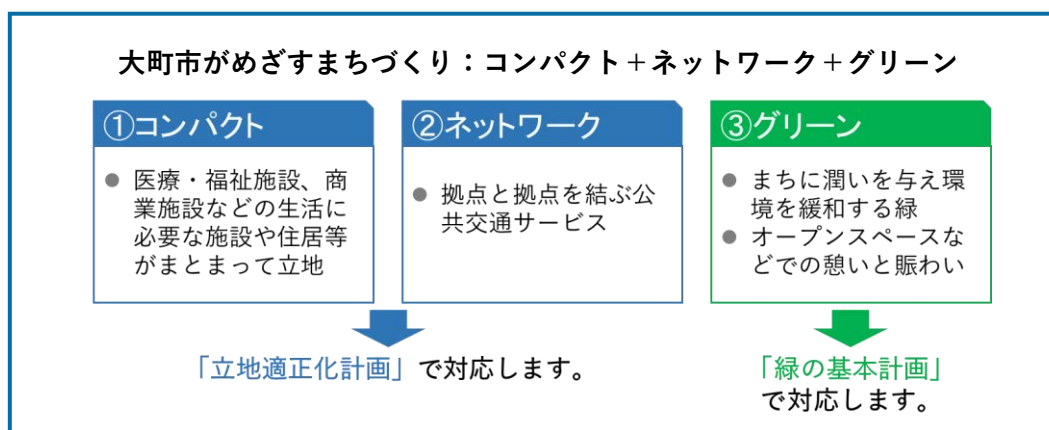
(1) 緑化重点地区

① 緑化重点地区とは

本市は全域でみれば緑被率が99%近くに及び、積極的に緑化をせずとも、すでに緑にあふれた緑豊かな市といえます。一方で、中心市街地では周辺部に比べて緑が大幅に少ない状況となっています。中心市街地において個々の緑を増やすとともに、それらをつなぐ緑のネットワークを形成することで、緑豊かな周辺部との緑の連続性を生み出し、中心市街地の快適性や耐災性の向上を図るとともに、地域活性化を実現します。

② 緑化重点地区の範囲

本計画では中心市街地及びその周辺域を含む範囲として、同時期に策定した「大町市立地適正化計画」における「誘導区域」（「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」）を対象として設定することとしました。「大町市立地適正化計画」は持続可能な都市経営を目指し、大町市におけるコンパクトプラスネットワークのまちづくりを進める具体的な計画です。本計画も立地適正化計画と連携して、大町市が目指すまちづくりをグリーンの面から支えます。



「大町市立地適正化計画」と本計画の関係

③ 緑化重点地区における取組

緑化重点地区では、積極的な緑化を推進することで、緑を増やし、うるおいのあるまちづくりを行います。緑化重点地区の課題に基づく取組を下表に示します。

緑化重点地区における取組

テーマ (課題)	緑化重点地区における取組			「大町市立地適正化計画」 の関係施策
	緑を増やす	緑を守る	緑を活かす	
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時の避難所となるオープンスペースの整備 ● オープンスペースに雨水貯留機能の整備・促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送路等の災害時物資輸送路線沿道の里山整備（間伐等） ● マツクイムシ対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 空地等の適正管理の実施（鳥獣被害対策、外来種対策） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災指針
地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 「花づくり活動」等市民主体の緑化事業への支援 ● 公共性のある緑地の整備の支援 ● 園庭やグラウンドなど公共用地の芝生による緑化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社寺林、屋敷林等既存の緑の保全 ● 緑の維持管理における市民との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ● 街路樹、水路等による緑のネットワーク化 ● ポケットパークの整備 ● 観光施設等における緑化の推進 ● 緑の魅力を生み出す水場の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ● 空地及び低未利用地の活用によるオープンスペースの設置・整備
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川生態系の保全 ● 緑化推進によるCO₂吸収の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存公園の適正な維持管理 ● 既存公園の再整備等による質的向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康増進を目的とした歩いて楽しい緑のまちづくり（沿道緑化等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩きやすい・歩きたくなるウォーカブルなまちづくり

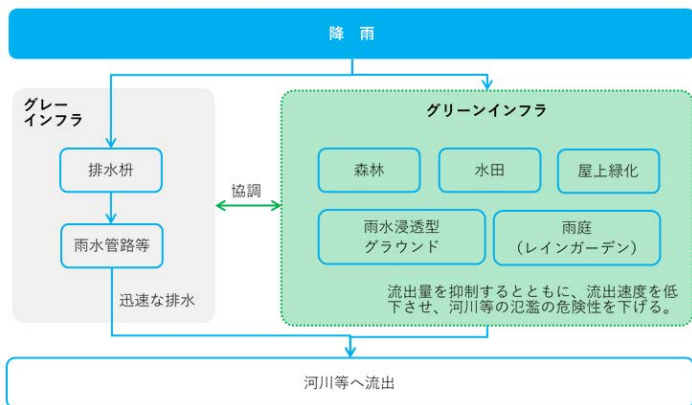
緑化重点地区の範囲と取組を次ページに示します。

なお、緑の整備に際しては、対象となる緑を「グリーンインフラ」ととらえて、目的とする機能にプラスαしてより多くの機能も持たせることを検討します。

■グリーンインフラとは？

これまでのコンクリート等を主体とする「グレーインフラ」に対して、緑を活用したインフラを指し、「自然が持つ多様な機能を賢く利用することで、持続可能な社会と経済の発展に寄与するインフラや土地利用計画」※と定義づけられます。

グレーインフラとグリーンインフラは対立するものではなく、お互いに協調してより大きな効果を発揮することが期待されます。



グレーインフラとグリーンインフラの関係の例

※グリーンインフラ研究会による

(2) 緑地保全配慮地区

本計画では、重要な自然環境を有する地区や主に観光やレクリエーション等での利用が多い地区等について、既存の緑と自然環境の保全を図る地区とします。

「緑地保全配慮地区」の対象及び本計画策定時点での候補地区は以下のとおりです。

対 象	候補となる地区
①自然生態系保全	原生的な自然環境を有する地域・場所（例：北アルプス高山帯や湿原等）
②レクリエーション	温泉、観光拠点など、観光・レクリエーション等の利用が多い地域・場所
③眺望点	市内を眺望でき、アクセスが容易な場所
④水辺	河川水辺で水に近づける空間（親水空間）を有する地域・場所
⑤歴史・文化・産業	市域の歴史・文化や産業等を象徴する場所

※「緑地保全配慮地区」は地形、地物、字界等で対象となる範囲を設定します。また、当該地区内における緑地の保全、市民緑地契約の締結、風致地区の指定、保存樹・保存樹林の指定、都市公園の整備、農地の保全や活用方策等、市の条例を定め施策を個別に検討するものとしてします。

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 推進体制

本計画を実行するには、庁内の関係部署が緊密に連携しながら、具体的な取組を着実に推進するとともに、実行する上での課題等を検討し、改善を図りながら実施する必要があります。

また、緑に関する取組は個人の家庭から事業者、それに国・県などの市以外の行政機関など多くの関係者に関わるものであることから、それぞれが役割を果たしつつ、連携しながら推進を図る必要があります。

2 進捗管理

本計画を確実に推進するためには、計画に基づいて施策・事業を実施するとともに、その結果について評価・検証し、必要に応じて取組の内容を見直すといったフォローアップが必要です。本計画の進捗管理は、PDCA サイクル（「Plan(計画)」、「Do(実行)」、「Check(検証)」、「Action(改善)」）を適用し、継続的かつ着実な展開を図ります。



3 計画の目標


本計画の達成度を図る指標として、以下の項目を指標として定め、目標値を設定します。

これらの目標値は、計画期間の最終年に各施策・事業の実施状況及び各目標値の達成状況を確認し、課題を整理した上で事業を見直し、本計画の目標達成を目指すこととします。

(1) 緑の量

本市の緑の量は、市全域で見ると約99%にもなる緑豊かな市ですが、市街地では緑の量が周辺と比較して少ない状況となっています。本計画において設定した「緑化重点地区」では今後も開発等によって緑が減少する可能性が考えられることから、「緑化重点地区」における緑被率を緑の量（本計画策定時点では41.7%）を基準値として、既存の緑地の減少を極力抑えるとともに積極的な緑化を進め、緑の量の増加を目指します。

緑の量に係る指標

項目	指標	基準値	中間値	目標値
緑の量	「緑化重点地区」区域内の緑被率*1	41.7% [平成23年度] (2011年度)	41.8% [令和14年度] (2032年度)	42.0% [令和24年度] (2042年度)
SDGsの目標				

*1：指標の算定方法 居住誘導区域内の緑被率＝居住誘導区域内の緑地面積／居住誘導区域の面積
データの出典 緑地面積：ALOS/AVNIR 2 高解像度土地利用土地被覆図（JAXA）（2006-2011）

(2) 公園・緑地

① 公園・緑地等の面積

公園・緑地に係る指標として、緑化重点地区内における公園・緑地等の面積を採用します。令和元年度に実施した「都市計画基礎調査」によると、緑化重点地区内の公園・緑地等（公園、緑地、広場、運動場）の面積は7.4haとなっています。今後、公園・緑地として空地のオープンスペース等としての活用を推進し、本計画期間の満了となる令和24年度には8haとすることを目指します。

公園・緑地等の面積に係る指標

項目	指標	基準値	中間値	目標値
公園・緑地	「緑化重点地区」区域内の公園・緑地等の合計面積*1	7.4ha [令和元年度] (2019年度)	7.7ha [令和14年度] (2032年度)	8.0ha [令和24年度] (2042年度)
SDGsの目標				

*1：指標の算定方法 都市計画基礎調査による公園・緑地等（公園、緑地、広場、運動場）の面積
データの出典 公園・緑地等の面積：大町市「都市計画基礎調査」

② 公園・緑地に関する市民の満足度

公園・緑地にかかる市民意識に関する指標として、「大町市第5次総合計画」に掲げている「身近に利用できる公園が整備されていると思う市民の割合」及び「国営公園の有効活用が図られていると思う市民の割合」の2つの項目を本計画の指標として採用します。なお基準値は令和2年度に実施した「第10回市民意識調査」での実績値、中間値は「大町市第5次総合計画」における令和8年度の目標値とし、本計画期間満了となる令和24年度には、それぞれの目標値が78%、75%となることを目指します。

公園・緑地等の面積に係る指標

項目	指標	基準値	中間値	目標値
公園・緑地	市民意識調査における「身近に利用できる公園が整備されていると思う市民の割合」	62.4%*1 [令和2年度] (2020年度)	75.0%*2 [令和8年度] (2026年度)	78.0% [令和24年度] (2042年度)
	「国営公園の有効活用が図られていると思う市民の割合」	59.3%*1 [令和2年度] (2020年度)	70.0%*2 [令和8年度] (2026年度)	75.0% [令和24年度] (2042年度)
SDGsの目標				

*1:「第10回市民意識調査」における実績値(令和2年度)

*2:「大町市第5次総合計画」における目標値(令和8年度)

(3) 水

水に係る指標として、中心市街地内の回遊性向上を目的として整備する「歩行者道ルート」(仮称)のルート数を採用します。「水と緑のまちづくり構想」では、中心市街地の活性化と安心して移動できる空間づくりとして、水路沿いを中心とした歩行者道ルートが選定されました(→p.23参照)。現在、歩いて移動できるまち、いわゆる「ウォークブル・タウン」はこれからのまちづくりとして大きく注目されています。大町市においては、ルート設定と整備に着手し、令和24年度までに5本のルートを整備することを目指します。

水に係る指標

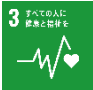






項目	指標	基準値	中間値	目標値
水	中心市街地内の歩行者道ルートの設定数	0ルート [令和3年度] (2021年度)	2ルート [令和14年度] (2032年度)	5ルート [令和24年度] (2042年度)
SDGsの目標				

【SDGsの目標について】

SDGsは、2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169の行動目標（ターゲット）から構成されています。

大町市では、「大町市第5次総合計画後期基本計画」において、このSDGsという世界共通の「モノサシ」を導入し、市の立ち位置や状況を客観的に分析するとともに、市の施策にSDGsのグローバルな課題解決を目指す目標を関連付け、持続可能なまちづくりに努めるものとしています。

SDGsの詳細

SDGsの目標（ゴール）		目標の詳細
	目標3 健康・福祉	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標6 水・衛生	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標9 インフラ・産業化・イノベーション	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	目標11 持続可能な都市	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標13 気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標15 陸域の豊かさ	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標17 パートナーシップ	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資料編

1 エリア別の具体的な取組

(1) 水の源である山の緑を守る [奥山エリア]

① 奥山の保全

国立公園や国有林の適正な維持管理について、関係機関へ働きかけます。

施策	具体的な取組
国立公園の維持管理	● 関係機関への働きかけ
国有林の維持管理	● 関係機関への働きかけ

(2) 豊かな里山を守り育む [里山・田園（農地）エリア]

① 森の緑の保全と育成

(ア) 森林整備の推進

森林資源の有効利用と土砂災害防止の観点から、森林施業をより一層推進します。特に、手入れが不足している森林が土砂災害を引き起こす事例が続発していることから、災害に強い森林づくりを推進します。また、山林所有者、林業事業者や地域住民など、多様な関係者が協働して地域の森林を育成する仕組みをつくります。

施策	具体的な取組
森林施業の推進	● 境界線確定の促進 ● 除間伐の促進 ● 森林施業の共同化と合理化の促進 ● 林業従事者の確保・育成
災害に強い森林づくりの推進	● 針葉樹から広葉樹への転換の促進 ● 土壌流出を防ぐ森林づくり ● 生物多様性の高い森林づくり ● マツクイムシ被害対策の推進
多様な主体が参加する仕組みづくり	● フットパス（地域主体の維持管理）導入の検討

(イ) 水源地の保全

奥山エリアと同様に、豊富でおいしい水を育む水源林を維持するため、水源かん養保安林の適切な維持管理を進めるとともに、水源地への野生鳥獣の侵入を防いで水質の保全を図ります。また、水源地周辺での土地取引等を把握して水源地を保全するため、県の「水資源保全地域」への指定を目指します。

施 策	具体的な取組
水源かん養保安林の維持	● 水源林としての適切な維持管理
良好な水質の維持	● 水源地への野生鳥獣の侵入対策
水資源保全地域への指定	● 「水資源保全地域」への指定を目指す

(ウ) 土砂災害対策

近年、想定を超える多量の雨が短時間に降り、雨水を蓄えきれなくなった山地の土砂が崩壊する土砂災害が全国各地で発生しています。特に山麓部の森林整備を進め、土砂災害の発生を防ぎます。また、砂防施設における緑化を進め、景観や環境保全へ配慮します。

施 策	具体的な取組
山麓部の森林整備	● 防災・減災のための里山等の整備 ● 河畔林の整備
砂防施設の緑化	● 砂防施設における緑化

② 農の緑の保全

(ア) 農地の保全

農地を保全するため、優良農地として農業が続けられる体制を整えるとともに農業従事者を確保して、農地の荒廃による災害発生や野生鳥獣被害の原因となることを防ぎます。

施 策	具体的な取組
優良農地の保全	● 農業を続けられる環境の整備
耕作放棄地対策	● 農地としての再生・利活用
農業の担い手確保	● 農業従事者の確保・育成

(イ) 有害鳥獣対策

ニホンザルやニホンジカ、イノシシ等による農林業被害や生活環境被害の発生を防ぎます。

施 策	具体的な取組
ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等の対策	● 農地等への侵入防止対策 ● 個体数調整 ● 追い払いの実施

③ 生き物を育む緑の保全

(ア) 生物多様性の確保

希少な動植物が生息・生育する湿原の環境を保全します。また、既存の生態系や構造物等への影響が懸念される外来生物の駆除等の対策を行います。

施 策	具体的な取組
湿原の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 湿原の乾燥化への対策 ● 希少な植物の保全
外来生物対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 外来生物の駆除（セイタカアワダチソウ、アレチウリなど）

(イ) 歴史的な緑の保全

集落周辺のまとまった緑である社寺林を保全します。また、地域のランドマーク的存在である巨樹・巨木を保全します。

施 策	具体的な取組
社寺林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 社寺林の適正な維持管理と支援
巨樹・巨木の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 巨樹・巨木の適正な維持管理と支援

(3) まちなかの緑を育み潤いのあるまちをつくる [田園 (集落)・市街地エリア]

① まちを彩る緑の育成

(ア) 潤いある環境づくり

市街地内の緑の多くの割合を占める農地やランドマーク的存在である高木を保全するとともに、住宅地や公共空間、事業所等のまちなかに緑を増やし、潤いある空間をつくります。

施 策	具体的な取組
農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊休農地の利活用 ● 田んぼダムとして雨水貯留機能の確保
高木の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋敷林の保全 ● 事業所の高木の保全
住宅地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 生け垣整備の促進
公共・公益施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地内の緑化 ● 外壁・屋上等での緑化
工場・事業所等での緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 敷地内の緑化 ● 外壁・屋上等での緑化

(イ) 沿道緑化の推進

まちなかの連続的な緑として、街路樹の更新・整備と軒先緑化を推進し、中心市街地の緑を増やします。

施 策	具体的な取組
街路樹の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 街路樹の新設 ● 既存街路樹の再整備
商業地での緑化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 軒先緑化の促進

(ウ) 水を活かしたまちづくり

大町市を特徴づける水とふれあえる空間を創出し、水が身近に感じられるまちづくりを進めます。また、良好な水質を維持します。

施 策	具体的な取組
水に親しむ場の創出	● 親水広場の整備
用水路の開渠化	● 水利権者との協働による開渠化
水質の維持改善	● 下水道接続の促進 ● 水路へのごみ等の侵入を防ぐ
安心して歩ける歩行者道 ルートの整備	● 水路沿いで水を感じながら安心して歩くことのできる歩行者 道ルートを整備

(エ) 歴史的な緑の保全

市街地内にある貴重なまとまった緑である社寺林を保全します。

施 策	具体的な取組
社寺林の保全	● 社寺林の適正な維持管理と支援

② たのしみを創る緑の育成

(ア) 公園・ポケットパークの充実化

大町市内には多数の都市公園やポケットパーク等が整備されていますが、中には利用者の世代の変化とともにニーズに合わなくなっている場所があります。これらを整備・更新し、市民の憩いの空間としての利活用や防災・減災の拠点としての活用をはかります。また、既存の公園等を水路や歩道等をつなぎ合わせ、ネットワーク化をはかります。公園の管理・運営において民間等の多様な関係者の参加を呼びかけ、公園の多様化と利用促進をはかるとともに、地域の宝として持続的な公園の運営をはかります。

施 策	具体的な取組
都市公園の整備・更新	● ニーズに応じた再整備 ● グラウンド等での雨水浸透能力向上
ポケットパークの整備・更新	● ニーズに応じた再整備
公園等のネットワーク化	● 公園・ポケットパークのネットワーク化
多様な主体による活用	● 公募設置管理制度 (Park-PFI) 導入の検討 ● 設置管理許可制度導入の検討 ● 市民緑地認定制度導入の検討
維持管理の仕組みづくり	● 持続可能な仕組みづくり

(イ) 緑でにぎわい創出

利用されていない空地・低未利用地や立地適正化計画の推進によって生じた施設跡地等の空間を緑のオープンスペースとして活用し、まちなかに賑わいを創出します。

施 策	具体的な取組
空地・低未利用地の利活用	<ul style="list-style-type: none">● 空地のオープンスペース化● 駐車場の集約化

③ くらしを守る緑の育成

(ア) 安心・安全なまちづくり

公園・緑地やオープンスペース等において雨水貯留等の機能を高め、洪水防止の効果を持たせます。また、公園・緑地等を大規模災害発生時の避難場所や復旧・復興拠点として活用できるように、事前の整備を進めます。

施 策	具体的な取組
洪水対策	<ul style="list-style-type: none">● 浸透性の向上● 貯留機能の向上● 雨水貯留施設の普及促進
大規模災害対策	<ul style="list-style-type: none">● 迅速な復旧・復興に向けた備え● 避難場所の確保● 救助・復旧活動拠点の整備

(イ) 地域資源の有効活用

市内に多量に存在する森林・木材資源の利活用を推進し、関連産業の育成や雇用の創出をはかるとともに、魅力ある地域づくりを進めます。また、豊富にある水資源についてもエネルギー源として活用し、脱炭素社会の実現に寄与させます。

施 策	具体的な取組
森林・木材資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none">● 森林資源を利活用するための仕組みづくり● 建築物への利活用● 公共施設への利活用● バイオマス資源としての利活用● ちょっとしたものへの利活用
水資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none">● 小水力発電の維持管理と売電収入の有効活用● 憩いの場づくり● 水を味わえる場の創出

(4) 参加・協働・連携して緑をみんなで守り育てる [全エリア共通]

① 緑を知る

大町市の緑に関心を持ってもらうため、広報やCATV等の既存の媒体やSNS等を活用し、積極的な情報発信を行います。また、学校教育においても子どもたちが緑にふれて学ぶ機会を増やし、緑の大切さを知り、関わるきっかけをつくとともに、ふるさとへの愛着を持つ機会をつくります。

施策	具体的な取組
積極的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報、CATV等の媒体の活用 ● 緑に対する関心を高める情報の発信
学校教育での活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林での授業等の実施 ● 専門家による授業等の実施

② 緑に関わる

(ア) 担い手の育成

市民等を対象とした、緑について学ぶことのできる講座を継続して実施します。

施策	具体的な取組
みどり講座(仮称)の開催	● 緑に関する生涯学習講座の実施

(イ) 参加できる機会の提供

緑に関わるイベントを継続的に開催し、市民等が大町市の緑に関心を持つきっかけや参加できる機会をつくります。

施策	具体的な取組
緑に関わるイベントの開催	● 市民等が緑に関心を持つイベント等を継続的に開催

③ 緑でつながる

(ア) 協働による緑の管理・運営

多様な関係者が協働して、様々な地域の緑を保全・育成する仕組みをつくります。

施策	具体的な取組
協働による緑の管理・運営の仕組みづくり	● アダプトプログラム、里親制度等の導入と推進

(イ) 他のプロジェクト等との連携

大町市内において進行中の他のプロジェクトとの連携により、緑を増やし活用する取組を推進します。

施 策	具体的な取組
大町市内で実施中の他のプロジェクト等との連携	● SDGs 未来都市構想、中心市街地活性化プロジェクト等との連携

(ウ) 市外との交流・連携

大町市の緑を守り育てる取組に、市外の人も関心を持ち、関わることのできる仕組みをつくります。

施 策	具体的な取組
市外の各種団体等との交流・連携による緑の維持・管理	● 企業や団体等を通じた市外との交流・連携・協働の推進

2 計画策定の経過

(1) 令和2年度(2020年度)

		庁内検討委員会・検討委員会	都市計画審議会・市議会(全員協議会)	住民参加
令和2年	11月			[11/11~11/24] 住民意向調査(アンケート調査)
令和3年	1月	[1/7]第1回庁内検討委員会 [1/18]第1回検討委員会 ■ 計画の概要及び策定の背景・目的について ■ 住民意向調査について ■ まちづくり講演会 (講師：東京大学大学院工学系研究科 都市工学専攻 新雄太 特任助教)		
	3月	[3/15]第2回庁内検討委員会 [3/16]第2回検討委員会 ■ 大町市の現況及び課題について ■ 緑の現況及び課題について	[3/18]都市計画審議会	

※ ■ 「立地適正化計画」検討事項 ■ 「緑の基本計画」検討事項

(2) 令和3年度(2021年度)

		庁内検討委員会・検討委員会	都市計画審議会・市議会(全員協議会)	住民参加
令和3年	4月	[4/26]第3回庁内検討委員会 [4/28]第3回検討委員会 ■ 令和2年度検討経過の振り返りについて ■ 立地適正化計画の将来像・基本方針(案)について ■ 緑の基本計画の将来像・基本方針(案)について		
	6月	[6/28]第4回庁内検討委員会 [6/30]第4回検討委員会 ■ 誘導施設について ■ 都市機能誘導区域について ■ 居住誘導区域について ■ 緑に関する施策の方針 ■ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策	[6/4]市議会(全員協議会) [6/22]都市計画審議会	

※ ■ 「立地適正化計画」検討事項 ■ 「緑の基本計画」検討事項

		庁内検討委員会・検討委員会	都市計画審議会・市議会(全員協議会)	住民参加
令和3年	8月			[8/10、8/11・8/17～8/20] 地区別住民説明会 ■ 計画策定の背景及び計画の概要について ■ 立地適正化計画・緑の基本計画の全体構成及び方向性について
	9月	[9/16]第6回庁内検討委員会 [9/21]第6回検討委員会 ■ 地区別住民説明会の結果について ■ 計画素案について	[9/2]市議会(全員協議会)	
	10月			[10/13～10/16・10/18、10/19] 地区別住民懇談会 ■ 計画素案について
	11月	[11/1]第7回庁内検討委員会 [11/8]第7回検討委員会 ■ 地区別住民懇談会の結果について ■ 計画案について		
	12月		[12/1]市議会(全員協議会)	[12/2～1/7] パブリックコメント ■ 計画案について
令和4年	1月	[1/26]第8回庁内検討委員会 ■ パブリックコメントの結果について ■ 計画最終案について		
	2月	[2/3]第8回検討委員会 ■ パブリックコメントの結果について ■ 計画最終案について	[2/25]市議会(全員協議会)	
	3月		[3/14]都市計画審議会	

※ ■ 「立地適正化計画」検討事項 ■ 「緑の基本計画」検討事項

3 策定体制

(1) 大町市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画検討委員会 委員名簿

役職名	構成団体・機関・所属等	氏名	備考
会長	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻特任助教	新 雄太	
副会長	大町商工会議所副会頭	蜜澤 茂志	
委員	大町地区連合自治会副会長	鷺澤 恒夫	
	大町市消防団団長	平出 誠二	
	大町まちづくり協議会副会長	福島 章弘	
	一般社団法人縁家 理事長	黒川 恵理子	
	公募委員	荒山 あゆみ	
	美麻商工会会長	和田 俊彦	
	大北農業協同組合経済部長	黒川 英明	
	大町市観光協会会長	遠藤 高弘	
	公益社団法人長野県建築士会大北支部 まちづくり委員長	竹内 祐一	
	株式会社関電アメニックス北アルプス交通事業部 事業部長	松井 謙一郎	～R3.7.28
		野上 明	R3.7.29～
	大北医師会常任理事	中澤 治彦	
	社会福祉法人大町市社会福祉協議会会長	中村 勝彦	
公益社団法人長野県宅地建物取引業協会中信支部	金井 透貴		
北アルプス地域振興局企画振興課長	土屋 征寛		
大町建設事務所整備・建築課長	宮崎 哲也		

(2) 大町市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画庁内検討委員会 委員名簿

役職名	所属・役職名	氏名
委員長	副市長	矢花 久則
副委員長	建設水道部長	古平 隆一
委員	企画財政課長	太田 三博
	まちづくり交流課長	北澤 好泰
	税務課長	藤巻 孝之
委員	消防防災課長	飯嶋 大治
	情報交通課長	松井 聖徳
	八坂支所長	牛越 光夫
	美麻支所長	大塚 裕明
	市民課長	勝野 律子
	生活環境課長	笠間 博康
	福祉課長	鳥羽 章人
	子育て支援課長	渡部 卓也
	商工労政課長兼産業立地戦略室長	栗林 幸夫
	観光課長	松澤 まさみ
	農林水産課長	降籟 貴紀
	上下水道課長	松宗 市雄
	学校教育課長	三原 信治
	生涯学習課長	志賀 一夫
	スポーツ課長	平林 政規
	委員	市立大町総合病院総務課長
北アルプス広域連合総務課長		井沢 公一
アドバイザー	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻特任助教	新 雄太

4 用語集

ア

- アダプトプログラム
道路や河川、公園などの公共空間に対して、市民や企業等があらかじめ行政と取り決めを行った上で、美化活動などを実施するもの。里親制度とも呼ばれる。
- 暗渠（あんきょ）
地下に埋設したり、地表にあっても水面が見えないように、ふたがしてあったりする水路。反対に、水面が見える水路を開渠という。
- オープンスペース
建物の無い一定の広がりのある場所のこと。都市の公共の緑地（公園、運動場等）、その他緑地等（水辺、山林、社寺境内、墓地等）を指す。

カ

- 外来生物
もともとはそこに分布していた生物が、なんらかの要因で分布するようになった種。もともといた生物を駆逐し、生態系に悪影響を与えている種類も多い。植物のアレチウリ、ハリエンジュ（ニセアカシア）、オオキンケイギク、魚のオオクチバス（ブラックバス）、コクチバスなどは環境省によって飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制される「特定外来生物」に指定されている。
- 間伐
育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて、一部の樹木を伐採すること。
- 居住誘導区域
人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域
- 公募設置管理制度（Park-PFI）
都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管

理を行う民間事業者を公募により選定し、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置が有利な条件として適用される制度。

サ

- 里山
居住地区近くに広がる山林。薪炭材の伐採、落葉の採取などを通じて地域住民に利用されている、あるいは、利用されていたもの。
- 市民緑地認定制度
都市緑地法に基づき、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度
- 除伐
育てようとする樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。
- 社寺林
日本において、神社（鎮守神）に付随して境内やその周辺に、神殿や参道、拝所を囲むように設定・維持されている森林のこと。鎮守の森（杜）ともいう。
- 植生
ある地域を覆っている植物体の総称。植生の面的な配分状況を地図上に表現したものが植生図
- 森林地域
森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域のこと。
- 生物多様性
もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概

念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念

生物多様性条約など一般には、

- ① 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在
(生態系の多様性)
- ② 様々な生物種が存在する
(種の多様性)
- ③ 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる
(遺伝的多様性)

という 3 つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性の保全は、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤（ライフサポートシステム）としても重要である。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題のひとつとなっている。

● 設置管理許可制度

都市公園法に基づき、公園管理者が、公園管理者以外の者に公園施設の設置管理を許可できる制度

● 総合計画

まちが目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向性や主な施策を定めた長期的なまちづくり計画で、市政運営の基本方針となり、全ての計画の最上位に位置付けられる計画

タ

● 棚田百選

多面的機能を有している棚田について、農林水産省が認定している棚田。選定にあたっては、(1) 営農の取り組みが健全であること、(2) 棚田の維持管理が適切に行われていること、(3) オーナー制度や特別栽培米の導入など地域活性化に熱心に取り組んでいることが基準とされる。

● 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

● 都市計画基礎調査

都市の現況及び都市化の動向などを把握し、良好な都市計画を策定するため、都市計画法によって概ね 5 年ごとに実施することが定められている都市に関する基礎調査

● 都市計画区域

市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりを考慮した中で、一体的に整備、開発し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するもの。都市計画区域が指定されると、開発許可基準の引き上げや建築基準法による建築確認申請・集団規定が適用され、用途地域や都市計画施設などの制度活用が可能となる。

● 都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 条第 1 項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本方針」であり、市町村が市民の意見を反映し、まちづくりの基本方針や、将来都市構造及び土地利用・都市構造及び土地利用や、都市施設の整備などに係る基本的な方針を示す「全体構想」とともに、地域別のまちづくりの基本方針を示す「地域別まちづくり構想」を策定するもの。

● 都市公園

都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法、その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図る法律

ナ

● 二次林

原生林が伐採や山火事などによって破壊された跡に、自然または人為によって成立した森林

ハ

● バイオマス資源

生物から生まれた資源であり、森林の間伐材のほか、家畜の排泄物、食品廃棄物などが含まれる。バイオマス・エネルギーは、使用すれば CO₂ を排出するものの、

CO₂ を吸収して成長する木材などを材料として使っていることから、全体で見れば大気中の CO₂ の量に影響を与えない「カーボンニュートラル」な資源である。

- 保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林の種類は 17 あり、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている。

- ポケットパーク

わずかなスペースを利用した小規模な公園・緑地。大町市内には一般的なポケットパークよりも規模の大きなものが設置されている。

マ

- 水資源保全地域

「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づき、水資源の保全のために必

要があると認められる地域について、市町村長からの申出により長野県知事が指定する地域。土地取引等の県への事前届出を義務づけ、県は届出の内容や利用目的等から水資源を保全するために必要と考えられる場合には助言等を行う。

- 民有林

個人有・会社有・社寺有などの私有林と町村有・県有などの公有林との総称

ヤ

- 用途地域

都市計画区域において定める地域地区で、用途の混在を防ぐため、住居、商業、工業など市街地の大枠として土地利用を定めるもの。

ラ

- 立地適正化計画

住宅や都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設など都市居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画

大町市緑の基本計画

令和4年4月発行

大町市役所 建設水道部 建設課 計画係

〒398-8601 長野県大町市大町 3887 番地

Tel 0261-22-0420 (内線 697) Fax 0261-23-5188

E-mail kensetsu@city.omachi.nagano.jp

水を生み人々を守り育む



未来へつなぐ緑